

在り、未だ宜しく蜀を謀るべからざることを言ふ。帝、囂が兩端を持せんと欲し、天下の統一を願はざるを知り、是に於て、稍く(三三)其の禮を黜け、君臣の儀を正す。帝、囂が馬援・來歙と相善きを以て、數、歙・援をして使を奉じて往來せしめ、勸めて入朝せしめ、許すに重爵を以てす。囂連に使を遣はし、深く謙辭を持して言はく、『功德無し。四方の平定するを須ち、退きて閬里に伏せん』と。帝、復た來歙を遣はして囂に説き、子を遣はして入りて侍せしむ。囂、劉永・彭寵が皆已に破滅せるを聞き、乃ち長子恂を遣はし、歙に隨つて闕に詣らしむ。帝、以て(三四)胡騎校尉と爲し、鐃羌侯に封ず。鄭興、恂に因りて、歸りて父母を葬らんことを求む。囂聽かず、而して輿の舍を徙し、其の秩禮を益す。輿入りて見えて曰はく、『今、父母の未だ葬られざるが爲めに、骸骨を乞ふ。若し秩を増し舍を徙ざるを以て、中ごろ更に停留せば、是れ親を以て(三五)餌と爲すなり。禮無きこと甚だし。將軍、焉んぞ之を用ひん。願はくは妻子を留め、獨り歸りて葬らん。將軍又何を猜はん』と。囂乃ち妻子と俱に東せしむ。馬援も亦、家屬を將る、恂に隨つて雒陽に歸す。將ある所の賓客(三六)猥多なるを以て、上林苑の中に屯田せんことを求む。帝、之を許す。囂の將王元以爲へらく、天下の成敗未だ知る可からずと、心を内事に専らにするを願はず。囂に説きて曰はく、『昔、更始、西に都するや、四方響應し、天下(三七)囂

【三三】其の禮を黜く。帝、初め囂に書を與ふるに、對等の國の禮を用ひしが、今、其禮を黜く。

【三四】胡騎校尉。武帝の初めて置きたる官。秩二千石。

【三五】餌。魚を釣る餌。

【三六】猥多。衆多なり。

【三七】囂。人の仰き向ふ貌。

囂として、之を太平と謂へり。一旦壞敗するや、(三三)將軍、幾んど厝く所無かりき。今、南に子陽有り、北に文伯有り、江湖海岱、王公十數なり。而るに(三四)儒生の説に牽かれ、千乗の基を棄て、危國に羈旅し。以て萬全を求めんと欲するは、此れ覆車の軌に循ふ者なり。今、天水は完富にして、士馬最も彊し。元請ふ一丸の泥を以て、大王の爲めに、東して函谷關を封せん。此れ萬世の一時なり。若し計此に及ばずんば、且く士馬を畜養し、隘に據りて自ら守り、日を曠しくし久しきを持し、以て四方の變を待たん。王たるを圖りて成らずとも、其の敵は猶ほ以て霸たるに足らん。之を要するに、魚は淵を脱す可からず。神龍、教を失へば、蚯蚓と同じ』と。囂心に元の計を然りとし、子を遣りて入りて質とすと雖も、猶ほ其の險阨を負み、方面を專制せんと欲す。申屠剛諫めて曰はく、『愚聞く、人の歸する所は、天の與する所、人の畔く所は、天の去る所なりと。(三五)本朝は、誠に天の福する所、人力に非ざるなり。今、璽書數、到り、國を委ね信を歸し、將軍と共に吉凶を同じくせんと欲す。布衣の相與するすら、尚ほ、身を没して負かざる然諾の信有り。況んや萬乘の者に於てをや。今、何をか畏れ何をか利として、久しく疑ふこと是の若き。卒に非常の變有らば、上は忠孝に負き、下は當世に愧ぢん。夫れ未だ至らずして豫め言ふは、固に常に虚と爲らる。其の已に至るに及びて

【三三】將軍云云。前卷元年に見ゆ。

【三四】儒生。鄭興・班彪等を指す。

【三五】本朝。光武をいふ。

【三六】何なか云云。漢に従ふは何の畏るべき事あり、漢に従はざるは何の利とすべき事ありてか、久しく疑うて決せざること是の如きや。

は、又、及ぶ所無し。是を以て、忠言至諫は、用を爲すを得ること希なり。誠に願はくは愚老の言を反覆せよ」と。囂納れず。是に於て、游士長者、稍稍之を去る。

王莽の末に、交趾の諸郡、境を閉ちて自ら守る。岑彭、素より交趾の牧鄧讓と厚善なり。讓に書を與へて、國家の威徳を陳べ、又、偏將軍屈充を遣はし、檄を江南に移し、詔命を班行す。是に於て、讓、江夏の太守侯登・武陵の太守王堂・長沙の相韓福・桂陽の太守張隆・零陵の太守田翕・蒼梧の太守杜穆・交趾の太守錫光等と、相率ゐて使を遣はして貢獻す。悉く封じて列侯と爲す。錫光は漢中の人、交趾に在り、民夷に教ふるに禮義を以てす。帝復た宛の人任延を以て九眞の太守と爲す。延、民に耕種嫁娶を教ふ。故に嶺南の華風は、二守に始まる。

是の歳、詔して處士太原の周黨・會稽の嚴光等を徵し、京師に至らしむ。黨、入りて見ゆるや、(一四二)伏せども謁せず、自ら陳ぶ、「願はくは志す所を守らん」と。博士范升・奏して曰はく、「伏して見るに、太原の周黨・東海の王良・山陽の王成等、厚恩を蒙受し、使者三たび聘し、乃ち肯て車に就く。帝廷に陛見するに及びて、黨は禮を以て屈せず、伏せども謁せず、(一四三)假蹇として驕悍に、同時に俱に逝る。黨等、文は義を演ぶる能はず、武は君に死する能はず、(一四四)華名を釣采し、三公の位を庶幾ふ。臣願はくは與に(一四五)雲

臺の下に坐し、國を圖るの道を考試せん。臣の言の如くならずんば、虛妄の罪に伏せん。而して敢て私に虚名を竊み、上に誇り高きを求むるは、皆大不敬なり」と。書・奏す。詔して曰はく、「古より明王聖主には、必ず(一四六)賓せざるの士有り。伯夷・叔齊は、周の粟を食はず。太原の周黨は、朕の祿を受けず。亦各志有り。其れ帛四十四匹を賜へよ」と。之を罷む。帝少きとき、嚴光と同じく遊學す。位に即くに及びて、(一四七)物色を以て之を訪ひ、齊國に得たり。累に徵せられて乃ち至る。諫議大夫に拜す。肯て受けず。去りて(一四八)富春の山中に耕釣し、壽を以て家に終る。王良は、後、沛郡の太守・大司徒の司直を歴。位に在りて恭儉に、布被瓦器、妻子は官舎に入らず。後、病を以て歸る。一歳にして復た徵せらる。滎陽に至り、疾篤く、道に進むに任へず。其の友人に過る。友人、見るを肯せずして曰はく、「忠言奇謀有らずして、而も大位を取る。何ぞ其れ往來すること(一四九)屑屑として、煩はしきを憚らざるや」と。遂に之を拒む。良慙づ。自後、連に徵せらるれども應せず。家に卒す。

元帝の世に、莎車王延、嘗て京師に侍子と爲り、中國を慕樂す。王莽の亂に及びて、匈奴、西域を略有す。唯だ延のみ肯て附屬せず。常に諸子に敕す、「當に世漢家を奉ずべし、負く可からざるなり」

【一四二】賓。服従する也。

【一四三】物色云云。其の形貌を描きたる廻文を出してこれを探し求むるなり。

【一四四】富春。縣の名、會稽郡に屬す。今の浙江省金華道桐廬縣の西に富春山あり。

【一四五】屑屑。しきりに往來する貌。

と。延・卒し、子康立つ。康、(一)旁國を率ゐて匈奴を拒み、故都を擁衛し、(二)吏士の妻子千餘口を護し、書を河西に檄して、中國の動靜を問ふ。寶融乃ち制を承け、康を立てて漢の莎車建功懷德王・西域大都尉と爲し、五十國、皆これに屬す。

【四九】旁國。鄰國。
【五〇】吏士の妻子。王莽の亂に、西域の諸國、漢の都護府を陥れ、其の吏士の妻子を拘束せり。今これを守護して漢に好意を表したるなり。

卷の第四十二

漢紀三十四

世祖光武皇帝中の上

建武六年、春正月丙辰、(三)春陵郷を以て章陵縣と爲し、世世、徭役を復し、豐沛に比す。
吳漢等、胸を抜き、董憲・龐萌を斬る。江淮・山東悉く平ぐ。諸將、京師に還る。酒を置き、賞賜す。帝、積しく兵間に苦しみ、隗囂が子を遣はして内に侍せしめ、公孫述が遠く邊垂に據るを以て、乃ち諸將に謂つて曰はく、「且く當に此の兩子を度外に置くべきのみ」と。因つて諸將を雒陽に休め、軍士を河内に分つ。數、書を隴蜀に騰へ、禍福を告示す。公孫述、屢、書を中國に移し、自ら符命を陳べ、以て衆を惑はさんことを冀ふ。帝、述に書を與へて曰はく、「圖讖に『公孫』と言ふは、即ち宣帝なり。漢に代る者は、姓は當塗、其の名は高」とは、君豈に高の身ならんや。乃ち復た掌文を以

【一】建武六年。西紀三十年。

【二】春陵。湖北省襄陽道棗陽縣。

【三】邊垂。邊陲に同じ。

【四】騰。傳ふる也。

【五】公孫。宣帝に公孫病已の符あり。

【六】掌文。手の筋。述、其の掌文を刻して、公孫帝と曰ひ、自ら、手文に奇有りと云ふ。

て瑞と爲すも、王莽は何ぞ效ふに足らんや。君は吾が賊臣亂子に非ず。倉卒の時、人、皆、君の事を爲さんと欲するのみ。(何ゾ責ムル)君、日月已に逝き、妻子は弱小なり。當に早く爲めに計を定むべし。天下は神器なり。力争す可からず。宜しく三思を留むべし」と。署して公孫皇帝と曰ふ。述、答へず。其の騎都尉平陵の荆邯、述に説きて曰はく、「漢の高祖、行陳の中に起り、兵破れ身困しむこと數なり。然れども軍敗れて復た合し、瘡愈えて復た戦ふ。何となれば則ち前み死して功を成すは、却きて滅亡に就くに愈ればなり。隗囂、運會に遭遇し、雍州を割有し、兵彊く士附き、威、山東に加はる。更始の政亂れ、復た天下を失ふに遇ひ、衆庶、領を引き、四方瓦解す。豈、此の時に及びて、危きを推し勝に乗じ、以て天命を争はずして、退きて、西伯の事を爲さんと欲し、(二)章句を尊師し、處士を賓友とし、武を偃せ戈を息め、辭を卑くして漢に事へ、喟然として自ら以へらく「文王復た出づ」と。漢帝をして、關隴の憂を釋きて、精を東伐に専らにし、天下を四分して、其の三を有たしむ。(三)間使を發して、(四)擣貳を召き、西州の豪傑をして、咸心を山東に居かしめば、則ち五分して其の四を有たん。若し兵を天水に擧げば、必ず沮潰に至らん。天水既に定まら

- 【七】 王莽自ら符命を陳べ、五威の將帥を遣はしてこれを天下に班つ。
- 【八】 日月云云。已に老いたるをいふ。
- 【九】 力争。力を以て争ふ。
- 【一〇】 割有す。隗囂の據れる關西・天水・共に甘肅省内の地は皆雍州に屬す。故に割有といへるあり。
- 【一一】 章句。儒生をいふ。
- 【一二】 關隴云云。豈が西に居りて東するの意無きを以て、故にこれを度外に置きて、憂と爲さざる也。
- 【一三】 間使。來歙・馬援等をいふ。
- 【一四】 擣貳。二心を懷く者。

ば、則ち九分して其の八を有たん。陛下、(一)梁州の地を以て、内は萬乘以奉じ、外は三軍に給せば、百姓愁困し、上の命に堪へず、將に(二)王氏の自ら潰ゆるの變有らんとす。臣の愚計、以爲へらく、宜しく天下の望の未だ絶えず・豪傑の尙ほ招誘す可きに及びて、急に此の時を以て、國內の精兵を發し、田戎をして江陵に據らしめ、江南の會に臨み、(三)巫山の固に倚り、壘を築き堅く守り、檄を吳楚に傳ふべし。長沙以南、必ず風に隨つて靡かん。延岑をして漢中に出で三輔を定めしめば、天水・隴西は、手を拱きて自ら服せん。此の如くならば、海内震搖せん。冀はくは大利有らん」と。述、以て羣臣に問ふ。博士吳柱曰はく、「(一)武王、殷を伐つや、八百の諸侯、期せずして辭を同じうす。然れども猶ほ師を還し、以て天命を待てり。未だ左右の助無くして、師を千里の外に出さんと欲する者を聞かざるなり」と。邯曰はく、「(二)今、東帝、尺土の柄無く、烏合の衆を驅り、馬に跨りて敵を陥れ、向ふ所輒ち平ぐ。亟に時に乘じて、之と功を分たずして、坐して武王の説を談するは、是れ復た隗囂が西伯と爲らんと欲するに效ふなり」と。述、邯の言を然りとし、悉く北軍の屯士及び(三)山東の客兵を發し、延岑・田戎をして兩道に分出し、漢中の諸將と兵を合はせ、執を并せしめんと欲す。蜀の人及び

- 【一五】 梁州。益州は禹貢の梁州の域なり。
- 【一六】 王氏。王莽をいふ。
- 【一七】 巫山。四川省東川道巫山縣の東に在り、即ち巫峽なり。
- 【一八】 武王云云。武王、紂を伐たんとして孟津に至るや、諸侯、期せずして會する者、八百、皆曰はく、紂、伐つ可しと。武王曰はく、汝、未だ天命を知らずと。乃ち還る。
- 【一九】 東帝。光武をいふ。
- 【二〇】 山東の客兵。山東の人、蜀に寄寓する者、述、以て兵と爲す。故に客兵と曰ふ。

其の弟光以爲へらく、宜しく國を空しくして、千里の外に、成敗を一舉に決すべからずと。固く之を争ふ。述乃ち止む。延岑・田戎も亦、數兵を請うて功を立てんとす。述、終に疑うて聽かず。唯だ公孫氏、事に任ずるを得たり。述、銅錢を廢し、鐵錢を置く。貨幣行はれず、百姓、之に苦しむ。(述) 政を爲すこと苛細に、小事に察にして、(三) 清水の令たりし時の如きのみ。好んで郡縣官名を改易す。(述) 少きとき(三) 嘗て郎と爲り、漢家の故事に習ふ。出入の法駕に、鸞旗旄騎あり。又、其の兩子を立てて王と爲し、犍爲・廣漢各數縣を食ましむ。或るひと諫めて曰はく、『成敗未だ知る可からず、戎士暴露す。而るに先づ愛子を王とするは、大志無きを示すなり』と。述従はず。此に由りて大臣皆怨む。

馮異、長安より入朝す。帝、公卿に謂つて曰はく、『是れ我が兵を起しし時の(三) 主簿なり。吾が爲めに(二) 荆棘を披き、關中を定めぬ』と。既に罷め、珍寶錢帛を賜ひ、詔して曰はく、『倉卒なる(三) 燕婁亭の豆粥、噎沓河の麥飯、厚意久しく報いず』と。異、稽首して謝して曰はく、『臣聞く、(三) 管仲、桓公に謂つて曰はく、『願はくは君、鉤を射られしを忘るる無か

- 【一】 清水。縣の名。
- 【二】 哀帝の時、述、父の保任を以て郎と爲る。
- 【三】 主簿。官名。帝、兵を起して潁川を徇ふるや、異降る。以て主簿となす。
- 【四】 荆棘を披く。紛亂を平ぐるに喩ふ。
- 【五】 倉卒。急遽の貌。
- 【六】 燕婁亭云云。三十九卷更始二年に見ゆ。
- 【七】 管仲云云。管仲、桓公を射て鉤に中つ。後、魯、管仲を桎梏して齊に送る。桓公以て相と爲す。後、桓公管仲と飲む。管仲、壽を上つりて曰はく、願はくは君、莒に出奔せしを忘るる無かれ、臣も亦魯に東縛せられしを忘るる無からんと。

れ。臣は檻車せられしを忘るる無からんと。齊國、之に頼れりと。臣、今、亦、願はくは(三) 國家、河北の難を忘るる無からんことを。小臣、敢て(二) 巾車の恩を忘れじ』と。留まること十餘日、妻子と與に西に還らしむ。

申屠剛・杜林、隗囂の所より來る。帝、皆、侍御史に拜す。鄭興を以て太中大夫と爲す。

三月、公孫述、田戎をして江關に出で、其の故の衆を招かしめ、以て荆州を取らんと欲す。克たず。帝、乃ち隗囂に詔して、天水より蜀を伐たしめんと欲す。囂、上言す、『白水險阻にして、(三) 棧閣敗絶せり。述、性嚴酷にして、上下相患ふ。其の罪惡(三) 孰著なるを須ちて之を攻めば、(三) 此れ大呼して響應するの勢なり』と。帝、其の終に用を爲さざるを知り、乃ち之を討たんと謀る。

夏四月丙子、上、長安に行幸し、園陵に謁す。耿弇・蓋延等七將軍を遣はし、隴道より蜀を伐たしむ。先づ中郎將來歙をして、璽書を奉じて囂に賜ひ旨を諭さしむ。囂復た多く疑故を設け、事久しく(三) 尤豫して、決せず。歙遂に憤を發し、囂を(三) 質責して曰はく、『國家、君が(三) 臧否を

- 【一】 國家。天子をいふ。
- 【二】 巾車の恩。三十九卷更始元年に見ゆ。光武、巾車郷に屯せし時馮異その擒ふる所となれり。異、老母あるを以て之を省せんことを請ひしに、光武これを許したり。異深くこれを徳としたるなり。
- 【三】 棧閣。棧道。絶險の處に柵の如く作りたる道。かけはし。
- 【四】 孰著。顯著に同じ。成熟して顯著なる也。
- 【五】 人大呼するときは響必ず應ず。其の上下垂き離るるを俟つてこれを攻めば、必ず内應を爲す者あるべし。
- 【六】 疑故。疑難事故。
- 【七】 尤豫。猶豫に同じ。
- 【八】 質責。正し責む。
- 【九】 臧否。善惡をいふ。

知り廢典を曉るを以て、故に手書を以て意を暢ぶ。足下、忠誠を推し、既に伯春を遣はして質を委す。而るに反つて佞惑の言を用ひて族滅の計を爲さんと欲するか」と。因つて前みて罾を刺さんと欲す。罾起ちて部に入り、兵を勅し、將に歙を殺さんとす。歙、徐に節を杖り、車に就きて去る。罾、牛部をして兵を將ゐて圍みて之を守らしむ。罾の將王遵諫めて曰はく、「君叔、單車にて遠く使すと雖も、陛下の外兄なり。之を殺さば、漢に損無く、而して隨ふに族滅を以てせん。昔、宋、楚の使を執へ、遂に骸を析き子を易ふるの禍有り。小國すら猶ほ辱む可からず。況んや萬乘の主に於て、重ぬるに伯春の命を以てするをや」と。歙、人として爲り、信義有り、言行違はず、往來游説するに及ぶまで、皆、按覆す可し。西州の士大夫、皆之を信重し、多く其の爲めに言ふ。故に免るを得て東に歸る。

五月己未、車駕、長安より至る。

陳羆、遂に兵を發して反し、王元をして隴坻に據らしめ、木を伐りて道を塞ぐ。諸將、因つて羆と戦ひ、大に敗れ、各兵を引きて隴を下る。羆、之を追ふこと急なり。

【三七】伯春。罾の子の字。
 【三八】君叔。來歙の字。
 【三九】外兄。來歙は光武の姑の子なり。故に外兄と曰ふ。
 【四〇】宋云。左傳に出づ。春秋の時、楚、申舟をして齊に使せしめしに、申舟、道、宋を過りて公式に挨拶をなさざりき。宋の華元といふもの、この不禮を怒り、我を過ぎて挨拶もせざるは我を小國と侮りて鄙むならんとて、遂に申舟を殺せり。楚よつて兵を出して宋を攻む。宋人包圍せられて食に苦み、或は子を易へて食ひ、骸を析きて糞に至れり。

【四一】隴坻。即ち隴山。陝西省關中道隴縣と甘肅省渭川道秦安縣の境にあり。

馬武、精騎を選びて後拒と爲り、數千人を殺す。諸軍乃ち還るを得たり。

六月辛卯、詔して曰はく、「夫れ官を張り吏を置くは、民の爲めにする所以なり。今、百姓、難に遭ひ、戸口耗少す。而るに縣官吏職、置く所尙ほ繁し。其れ司隸州牧に令し、各所部を實せしめ、吏員を省減し、縣國の長吏を置くに足らざる者は、之を并せよ」と。

是に於て、四百餘縣を并省し、吏職減損し、十に其の一を置く。

九月丙寅晦、日、之を食する有り。執金吾朱浮上疏して曰はく、「昔堯舜の盛なるすら、猶ほ三考を加ふ。大漢の興るとき、亦、功效を累

ね、吏皆積久にして、子孫を長ずるに至る。當時の吏職、何ぞ能く悉く

治めん。論議の徒、豈に喧譁せざらんや。蓋し以爲へらく、天地の功は、

倉卒にす可からず、艱難の業は、當に日を累ぬべきなりと。而るに間者、

守宰、數、換易せられ、新を迎へて相代り、道路に疲勞す。其の事を視る

を尋ぬるに日淺く、未だ昭かに其の職を見るに足らず。既に嚴切を加へられ、

人に自ら保せず、舉劾

に迫られ、刺譏を懼る。故に争うて詐僞を飾り、以て虚譽を希ふ。斯れ日月の

行を失ふの應を致す

所以なり。夫れ物暴に長ずる者は必ず天折し、功卒に成る者は必ず亟に壞る。如し長久の業を推きて、

速成の功を造さば、陛下の福に非ざるなり。願はくは陛下、意を經年の外に遊ばせ、治を一世

【四二】後拒。あとぞなへの軍勢なり。
 【四三】所部。部下の郡縣。
 【四四】實。其の實情を考覈する也。
 【四五】三考。考は其の功績を考ふる也。尙書堯典(今の舜典)に曰はく、三載、績を考へ、三考、幽明を黜陟すと。
 【四六】經年。年月を經ること。
 【四七】一世。三十年。

の後に望まんとことを。天下幸甚なり」と。帝、其の言を采り、是より牧守、
代易すること頗る簡なり。

十二月壬辰、大司空宋弘・免す。

癸巳、詔して曰はく、「頃者、師旅未だ解けず、用度足らず、故に十
一の税を行へり。今、糧儲差積む。其れ郡國に令して、見田租を收むる
こと、三十にして一を税し、舊制の如くせしめよ」と。

諸將の隴に下るや、帝、詔して、耿弇は漆に軍し、馮異は
邑に軍し、祭遵は汧に軍し、吳漢等は還りて長安に屯せしむ。馮異、
軍を引ゐて未だ枸邑に至らず。隗囂、勝に乗じ、王元・行巡をして、二
萬餘人を將ゐて隴に下らしめ、巡を分遣して、枸邑を取らしむ。異即ち兵を
馳せ、先づ之に據らんと欲す。諸將曰はく、「虜の兵盛にして勝に乗ず。
與に鋒を争ふ可からず。宜しく軍を便地に止め、徐るに方略を思ふべし」
と。異曰はく、「虜の兵、境に臨み、小利に怙恃し、遂に深く入らんと
欲す。若し枸邑を得ば、三輔動搖せん。夫れ攻むる者は足らず、守る
者は餘り有り。今、先づ城に據り、逸を以て勞を待たん。争ふ所以に非ざるなり」と。潛に往き城を

- 【四六】 代易。更代なり。
- 【四九】 十一の税。税率十分の一なるを云ふ。
- 【五〇】 見田租。現在の田租。
- 【五一】 景帝二年、令して田租、三十にして一を税す。今、景帝に依る。故に舊制と云ふ。
- 【五二】 漆。縣の名、右扶風に屬す。故城は今の陝西省關中道郿縣に在り。
- 【五三】 枸邑。縣の名、故城は今の陝西省關中道枸邑縣の東北に在り。
- 【五四】 汧。縣の名、右扶風に屬す。同省關中道隴縣の南。
- 【五五】 行巡。行は姓、巡は名。怙恃。慣るるなり。前事に慣れて復たこれを爲すなむ。
- 【五七】 攻むる者云云。孫子の言なり。

閉ち、旗鼓を偃す。行巡知らず。馳せて之に赴く。異、其の不意に乘じ、卒に鼓を撃ち旗を建てて出づ。巡の軍、驚き亂れて奔走す。追撃して大に之を破る。祭遵も亦王元を汧に破る。是に於て、北地の諸豪長耿定等、悉く隗囂に畔きて降る。異に詔して、進みて義渠に軍せしむ。異撃ちて盧芳の將賈覽を破る。匈奴の奥隄日逐王・北地・上郡・安定皆降る。

賈融復た其の弟友を遣はして上書して曰はく、「臣、幸に先後の末屬に託するを得、累世二千石なり。臣、復た將帥を假歴し、一隅を守持す。故に劉鈞を遣はして、口づから肝膽を陳べしめ、自ら底裏を以て上

露し、長く織介無し。而るに璽書、盛に、蜀漢二主三分鼎足の權・任囂・尉佗の謀を稱す。竊に自ら痛傷す。臣融、無識なりと雖も、猶ほ利害の際・順逆の分を知る。豈に眞舊の主に背きて、姦偽の人に事へ、忠貞の節を廢して、傾覆の事を爲し、已に成るの基を棄てて、冀ふ無きの利を求む可けんや。此の三つの者は、狂夫に問ふと雖も、猶ほ去就を知る。而るに臣獨り何を以てか心を用ひん。謹みて弟友を遣はし、闕に詣り、口づから至誠を陳べしむ」と。友、高平に至る。會、隗囂・反し、道通せず。乃ち司馬・席封を遣はし、問道より書を通す。帝復に封を遣り、融・友に書を賜ひ、之を尉藉する所以、甚だ厚し。融乃ち隗囂に書を與へて曰はく、「將軍、親しく、厄

- 【五六】 義渠。縣の名、北地郡に屬す。古の義渠の戎の地。故城は今の甘肅省涇原道寧縣の西北に在り。
- 【五八】 先後の末屬。孝文の寶皇后の親屬なるをいふ。
- 【六〇】 劉鈞云云。前卷前年に見ゆ。
- 【六一】 底裏云云。腹藏無き也。
- 【六二】 席封。席は姓、封は名。
- 【六三】 尉。尉と通す。
- 【六四】 厄會の際云云。國家の大災厄。王莽の篡奪の事をいふ。

會の際、國家不利の時に遇ひ、節を守りて・回らず、本朝に承事す。融等が、高義に欣服し、役に將軍に従はんと願ひし所以は、良に此が爲めなり。而るに、忿憎の間に、節を改め圖を易へ、成功を委て、就り難きを造さんとす。百年之を累ね、一朝之を毀つ。豈に惜しからずや。殆ど、事を執る者、功を貪り、謀を建て、以て此に至りしならん。當今、西州は、地執局迫し、民兵離散し、以て人を輔け易く、以て自ら計を建て難し。若し路を失うて反らず、道を聞くと猶ほ迷はば、南のかた子陽に合せずんば、則ち北のかた文伯に入らんのみ。夫れ虚交を負みて、疆禦を易んじ、遠救を待みて近敵を輕んずるは、未だ其の利を見ざるなり。兵起りてより以來、城郭は皆丘墟と爲り、生民は溝壑に轉ず。幸に天運少しく還るに頼る。而るに將軍復た其の難を重ぬ。是れ積痼をして遂に瘳ゆるを得ず、幼孤をして將に復た流離せんとせしむ。之を言へば、酸鼻を爲す可し。庸人すら且つ猶ほ忍びず、況んや仁者をや。融聞く、忠を爲すは甚だ易く、宜しきを得るは實に難し。〔六五〕人を憂ふること太だ過ぐれば、徳を以て怨を取る。且に言を以て罪を獲んとするを知るなり。融納れず。融乃ち五郡の太守と共に、兵馬を抵厲し、上疏して師の期を請ふ。帝深く之を嘉美す。融即ち諸郡守と共に、兵を將りて金城に入り、

【六五】 忿憎。忿、悲の情は悲る也。就。成る也。
 【六七】 事を執る者。陳豎の政事を執る者。
 【六八】 酸鼻。甚だしくいたみかなしむこと。
 【六九】 人を云云。これを憂ふること、過ぎてこれを言ふこと甚だ切なるときは、將に以て徳を爲さんとして反つて以て怨を取る也。
 【七〇】 更始の時、先零の羌封何諸種、金城の太守を殺し、其の郡に據る。豎、封何に賂遣し、與に共に盟を結び、其の衆を發せんと欲す。

の黨・先零の羌封何等を撃ち、大に之を破る。因つて河に並うて威武を揚げ、車駕を伺候す。時に大兵未だ進まず、融乃ち引き還る。帝、融が信效著明なるを以て、益之を嘉し、融の父の墳墓を脩理し、祠るに太牢を以てし、數、輕使を馳せ、四方の珍羞を致遣す。梁統、猶ほ、衆心の疑惑せんことを恐れ、乃ち人をして、張玄を刺殺せしめ、遂に陳豎と絶ち、皆、假す所の將軍の印綬を解く。是より先、馬援、陳豎が漢に貳せんと欲するを聞き、數、書を以て之を責警す。豎、書を得て増、怒る。豎が兵を發して反するに及びて、援乃ち上書して曰はく、「臣、陳豎と、本實に交友なり。初め臣を遣はして東せしむるや、臣に謂つて曰へらく、「本、漢の爲めにせんと欲す。願はくは足下、往きて之を觀よ。汝が意に於て可ならば、即ち心を専らにせん」と。臣が還反するに及びて、報するに赤心を以てし、實に之を善に導かんと欲せり。敢て譎るに非義を以てするに非ざりき。而るに豎、自ら姦心を挾む。〔七二〕融の父の墳墓。扶風に在り。
 【七三】 張玄。陳豎の使。
 【七四】 責警。せめ、さとす。警は諭す也。
 【七五】 盜云云。左傳に見ゆ。晉の伯宗の妻曰く、盜は主人を惡み、民は其の上を惡むと。人情、己を害するものを厭ふ意なり。
 盜は主人を憎む。怨毒の情、遂に臣に歸せり。臣、言はざらんと欲すれば、則ち以て上聞する無し。願はくは、行在所に詣り、豎を滅ぼすの術を極陳するを聽されんことを」と。帝乃ち之を召す。援、具に謀畫を言ふ。帝因つて援をして突騎五千を將り、往來して豎の將なる高峻・任禹の屬より、下は羌豪に及ぶまでに遊説し、爲めに禍福を陳べ、以て豎の支黨を離さしむ。援、又、書を爲り、豎

の將楊廣に與へ、囂に曉勸せしむ。(其ノ)曰く、「援竊に見るに、四海已に定まり、兆民、情を同じくす。而るに季孟、閉拒して背畔し、天下の表的と爲る。(援)常に懼る、海内切齒し、相屠裂するを思はんことを。故に書を遣りて戀戀として、以て惻隱の計を致せり。乃ち聞く、季孟、罪を援に歸し、而して王游翁の諂邪の説を納れ、因つて自ら謂へらく、函谷以西は、足を擧げば定む可しと。今を以てして觀るに、竟に何如ぞや。援、間、河内に至り、過りて伯春を存す。其の奴吉が西方より還りて伯春に説くを見るに、「小弟中舒、吉を望見し、伯春の它無きや否やを問はんと欲すれども、竟に言ふ能はず、曉夕號泣せり」と。(吉)又、其の家の悲愁の狀を説くこと、言ふ可からざるなり。夫れ怨讎は、刺る可く、毀る可からず。援、之を聞き、自ら泣下るを知らざりしなり。援、素より、季孟の孝愛なること、曾、閔も過ぎざるを知る。夫れ其の親に孝なるもの、豈に其子に慈ならざらんや。子、三枚を抱けるに、(其ノ)跳、梁、安作し、自ら、(其ノ)義、

【七五】 曉勸。さとし。すすむ。

【七六】 季孟。陳囂の字。

【七七】 天下云云。表は標表。的は射的。背畔の罪、天下の指し射る所となるをいふ。

【七八】 王游翁。王元、字は游翁。

【七九】 伯春。囂の子の恂の字なり。恂、當時、河内に囚へられ居たり。

【八〇】 存。訪問する也。

【八一】 它無し。無事なるをいふ。

【八二】 刺。やさしく先方の感ずるやうに諷しすること。

【八三】 毀。人の事を打ちくづし

て惡しく言ふこと。

【八四】 曾閔。曾參、閔損。

【八五】 三木。桎・梏・械の三つの刑具。木にて製れる故に三木といふ。

【八六】 跳梁。はびこり、さまざまにふるまふ。

【八七】 安作。妄動なり。

【八八】 義を分つ。項羽が高祖の父太公を殺さんとせしとき、高祖、吾と汝と約して兄弟と爲れり。吾が父は汝が父なり。汝の父を殺さんと欲せば吾に一杯の義を分て、と曰ひし故事より出づ。

を分つの事に同じき有る可けんや。季孟、平生、自ら言へらく、「兵衆を擁する所以は、以て父母の國を保全して墳墓を完くせんと欲すればなり」と。又言へらく、「苟くも士大夫に厚くせんとするのみしと。而るに今、全くせんと欲する所の者をば、將に之を破亡せんとし、完くせんと欲する所の者をば、將に之を傷毀せんとし、厚くせんと欲する所の者をば、將に反つて之を薄くせんとす。季孟嘗て子陽を折愧して、其の爵を受けざりき。今更に陸陸と共に、往きて之に附く。將に顔を爲し難からんとせんか。若し復た責むるに重質を以てせば、當に安よりか子を得て主として是に給すべきか。往時、子陽、獨り王相を以て待たんと欲す。而るに春卿、之を拒めり。今は老に歸し、更に頭を低れ、小兒の曹と槽櫪を共にして食ひ、怨家の朝に、(其ノ)肩を併め身を側てんと欲するか。今、國家、春卿を待つこと意深し。宜しく牛孺卿をして諸の耆老大人と共に季孟に説かしむべし。若し計畫従はれずんば、眞に領を引きて去る可し。前に輿地圖を披き、天下の郡國を見るに、百有六所。奈何ぞ區區たる二邦を以て、以て諸夏の百有四に當らんと欲せんや。

【八九】 折愧。くじき、はづかしむ。

【九〇】 其の爵云云。前卷四年に見ゆ。

【九一】 陸陸。碌碌に通ず。

【九二】 將に云云。懸色あるべきを云ふ。

【九三】 若し云云。蜀若し復た質子を要求せば、當に何處よりか子を得て以て質と爲すべきか。

【九四】 春卿。楊廣の字。

【九五】 老に歸す。其の年已に老境に入る。

【九六】 肩を併め。肩をすばむ。

【九七】 牛孺卿。牛邯、字は孺卿。

【九八】 百有六所。前漢代、天下を十三部百七郡に分ちたるに依りて云へり。

【九九】 二邦。隴西・天水をいふ。百七郡の中の郡名なり。

春卿、季孟に事ふる、外は君臣の義有り、内は朋友の道有り。君臣を言はんか、固より當に諫争すべし。朋友を語らんか、應に切磋する有るべし。豈に其の成る無きを知りて、而も但だ(100) 萎媮にして(101) 舌を咋み、手を叉きて(102) 族に従ふ有らんや。今に及びて計を成さば、殊に尙ほ善きなり。是を過ぎば、味少からんと欲す。且つ(103) 來君叔は、天下の信士にして、朝廷、之を重んず。其の意、依依として、常に獨り西州の爲めに言ふ。援、朝廷に商り、尤も信を此に立てんと欲す。必ず約に負かじ。援、久しく留まるを得ず。願はくは急に報を賜へ(104) と。廣竟に答へず。(漢) 諸將、疑議有る毎に、更援を呼ばんと請ふ。咸(援) 敬重す。隗囂、上疏して謝して曰はく、『吏民、大兵卒に至ると聞き、驚き恐れて自ら救はんとし、臣囂、禁止する能はず、兵、大利有り、(然レ) 敢て臣子の節を廢せず、親しく自ら追ひ還せり。昔、虞舜の父に事ふるや、大杖なれば則ち走り、小杖なれば則ち受く。臣、不敏と雖も、敢て斯の義を忘れんや。今、(105) 臣の事は、本朝に在り。死を賜はば則ち死せん。刑を加へば則ち刑せられん。如し更に心を洗ふを得ば、死骨も朽ちじ』と。有司、囂の言慢れるを以て、其の子を誅せんと請ふ。帝忍びず、復た來歙をして汧に至らしめ、囂に書を賜うて曰はく、『昔(106) 柴將軍云はく、『陛下は寛仁にして、諸侯、亡叛する有りと雖も、後歸れば、輒ち位號を復し、誅せざるなり』と。今、

【100】萎媮。軟弱なり。
 【101】舌を咋む。黙する也。
 【102】族。族滅なり。
 【103】來君叔。來歙。
 【104】臣の事云云。臣の身命は一に本朝(光武の朝廷を指す)の左右する所なりとの意。
 【105】柴將軍云云。高帝の時、柴武が韓王信に與ふる書の言なり。

若し手を束ねて、復た恟の弟を遣はして闕庭に歸せしめば、則ち爵祿、全きを獲、浩大の福有らん。吾、年、四十に垂なんとし、兵中に在ること十歳、浮語虚辭を厭ふ。即し欲せずんば、報する勿かれ』と。囂、帝の其の詐を審かにするを知り、遂に使を遣はし、公孫述に臣と稱す。匈奴、盧芳と與に、寇を爲すこと息まず。帝、(107) 歸德侯颯をして、匈奴に使し、以て舊好を脩めしむ。單于、驕倨にして、使を遣はして命に報すと雖も、而も寇暴すること故の如し。

【107】颯が匈奴に使せし事、三十九卷更始二年に見ゆ。
 【108】高祖、天下の郡國に命じて、能く引關壓服し材力武猛なる者を選び、以て輕車騎士材官と爲し、平地には車騎を用ひ、山阻には材官を用ふ。
 【109】朔寧王。其の北邊を寧靜せんことを欲する也。
 【110】形勢を張りて以てこれが援を爲す也。
 【111】譎。責なり。
 【112】人位謬ふ。人、其の位に稱はず、位、其の人に宜しからざる也。

七年、春三月、郡國の輕車騎士材官を罷め、民伍に還復せしむ。公孫述、隗囂を立てて(113) 朔寧王と爲し、兵を遣はして往來せしめ、之が援執を爲す。

癸亥晦、日、之を食する有り。百僚に詔し、各封事を上らしめ、其上書する者、聖と言ふを得ざらしむ。太中大夫鄭興、上疏して曰はく、『夫れ國に善政無ければ、則ち(114) 譎、日月に見はる。要は人の心に因り、人を擇びて位に處くに在り。今、公卿大夫、漁陽の太守郭伋を擧げて大司空とす可しといふ者多し。而るに時を以て定めず。道路流言して、咸曰はく、『朝廷、功臣を用ひんと欲す』と。功臣用ひらるれば、則ち(115) 人位謬ふ。願はくは

陛下、己を屈して衆に従ひ、以て羣臣の善を讓るの功を濟さんことを。頃年、日食、多く晦に在り。時に先だちて合するは、皆、月の行くこと疾きなり。日は君の象にして、月は臣の象なり。君亢急にして、臣下・促迫す。故に月の行くこと疾し。今、陛下高明にして、羣臣惶促す。宜しく思を柔克の政に留め、意を洪範の法に垂るべし」と。帝躬づから政事を勤め、頗る嚴急に傷る。故に興の奏、之に及ぶ。

夏四月、壬午、大赦す。

五月、戊戌、前將軍李通を以て大司空と爲す。

大司農江馮・上言す、「宜しく司隸校尉をして三公を督察せしむべし」と。

司空の掾、陳元・上疏して曰はく、「臣聞く、「臣を師とする者は帝たり。臣を賓とする者は霸たり」と。故に武王は太公を以て師と爲し、齊桓は夷吾を以て仲父と爲す。近きは則ち高帝は相國の禮を優にし、太宗は宰輔の權を假せり。亡新王莽に及びては、漢中ごろ衰ふるに遭ひ、専ら國柄を操り、以て天下を偷み、己に況べて自ら喩へ、羣臣を信せず、公輔の任を奪ひ、宰相の威を損し、刺擧を以て明と爲し、激訐を直と爲し、乃ち、陪僕、其の君長を告げ、子弟、其の父兄を（一〇）變するに至り。罔密に法峻しくして、大臣、手足を描く所無し。然れども（一一）董忠の謀を禁ずる能はず、身、

- 【六】 濟。成す也。
- 【七】 柔克。和柔にして能く事を立つるをいふ。尙書の洪範に曰はく、高明なるは柔克すと。
- 【八】 陳元。王莽の厭難將軍陳欽の子なり。
- 【九】 陪僕。陪臣奴僕。
- 【一〇】 變。變を上つりてこれを告ぐる也。罪狀を發くこと。
- 【一一】 董忠云云。三十九卷更始元年に見ゆ。

世の戮と爲れり。方今、四方尙ほ擾れ、天下未だ一ならず、百姓觀聽し、咸耳目を張る。陛下、宜しく文武の聖典を修め、祖宗の遺徳を襲ぎ、心を勞して士に下り、節を屈して賢を待つべし。誠に宜しく公輔を司察するの名有らしむべからず」と。帝、之に従ふ。

酒泉の太守竺曾、（一二）弟が怨を報いて人を殺せるを以て、自ら免じて郡を去る。竇融、制を承け、曾を武鋒將軍に拜し、更に辛彤を以て酒泉の太守と爲す。

秋、隗囂、步騎三萬を將ゐて、安定を侵し、（一三）陰槃に至る。馮異、諸將を率ゐて之を拒ぐ。囂、又、

別將をして隴を下りて祭遵を泝に攻めしむ。竝に利無くして還る。帝將に自ら隗囂を征せんとす。先づ竇融に師の期を戒む。會雨に遇ひ、道斷え、且つ囂の兵已に退く。乃ち止む。帝、來歙をして書を以て王遵を招かしむ。遵來り降る。太中大夫に拜し、向義侯に封ず。

冬、盧芳、事を以て其の五原の太守李興兄弟を誅す。其の朔方の太守田颯・雲中の太守喬扈、各郡を擧げて降る。帝、職を領すること故の如くならしむ。

帝、圖讖を好む。鄭興と郊祀の事を議して曰はく、「吾、讖を以て之を斷せんと欲す。何如」と。

對へて曰はく、「臣は讖を爲めず」と。帝怒りて曰はく、「卿が讖を爲めざるは、之を非とするか」と。帝興・惶恐して曰はく、「臣、書に於て、未だ學ばざる所有り、而れども非とする所無きなり」と。帝

- 【一二】 曾の弟嬰、怨に報い、屬國侯王胤等を殺す。
- 【一三】 陰槃。縣の名、安定郡に屬す。今の陝西省關中道臨潼縣の東に在り。

の意乃ち解く。

南陽の太守杜詩、政治清平にして、利を興し害を除く。百姓、之を便とす。又、破地を修治し、土田を廣拓す。郡内比室、殷足なり。時の人、召信臣に方ぶ。南陽、之が語を爲して曰はく、「前に召父有り、後に杜母有り」と。

八年、春、來歙、二千餘人を將ゐて、山を伐り道を開き、番須・回中より、徑に略陽を襲ひ、隗囂の守將金梁を斬る。囂大に驚きて曰はく、「何ぞ其れ神なるや」と。帝、略陽を得るを聞き、甚だ喜びて曰はく、「略陽は、囂が依阻する所なり。心腹已に壞るれば、則ち其の支體を制すること易し」と。吳漢等諸將、歙が略陽に據れるを聞き、争ひ馳せて之に赴く。上以爲へらく、「囂、恃む所を失ひ、其の要城を亡ふ。執必ず悉く精銳を以て來り攻めん。日を曠しくして久しく圍みて、城拔けずんば、士卒頓敵せん。乃ち危きに乗じて進む可し」と。皆、漢等を追うて還らしむ。隗囂、果して王元をして隴坻を拒ぎ、行巡をして番須口を守り、

- 【四】 廣拓。開拓する也。
- 【五】 比室。ならびたる家家残らず。
- 【六】 殷足。盛にして不足無き也。
- 【七】 召信臣。二十九卷元帝竟寧元年に見ゆ。
- 【八】 方。比する也。

- 【一】 略陽。縣の名、天水郡に屬す。故城は今の甘肅省渭川道秦安縣の東北に在り。
- 【二】 依阻。よりのむ。
- 【三】 鷄頭道。鷄頭山道。一に笄頭山、又、峽峒山と名づく。今の甘肅省涇原道平涼縣の西に在り。

【四】 瓦亭。地名、甘肅省涇原道平涼縣に在り。

【五】 固死。死を決する也。

【六】 車鞞。車を曳くに用ふる馬のむながひ。

【七】 分析。道の分るること。

【八】 高平の第一。高平縣の第一城の意。高平縣は甘肅省涇原道固原縣。

【九】 小月氏。月氏、匈奴の敗る所と爲り、餘種西して葱嶺を踰ゆ、其の去る能はざる者は、留まりて故地に居り、南山に保し、小月氏と號す。

【一〇】 儀適。適當なる儀式。

ぎ、牛邯をして瓦亭に軍せしめ、囂、自ら其の大衆數萬人を悉して、略陽を圍む。公孫述、將李育、田弇を遣はして之を助けしむ。山を斬り、堤を築き、水を激して城に灌ぐ。堅く守る。矢盡く、屋を發き木を斷ち、以て兵と爲す。囂、銳を盡して之を攻むること累月、下す能はず。夏閏四月、帝、自ら將として隗囂を征せんとす。光祿勳汝南の郭憲諫めて曰はく、「東方初めて定まる。車駕未だ遠征す可からず」と。乃ち車に當り、佩刀を抜き、以て車鞞を斷つ。帝、從はず。西して漆に至る。諸將多く以へらく、王師の重き、宜しく遠く險阻に入るべからずと。計尤豫して未だ決せず。帝、馬援を召し、之に問ふ。援、因つて説く、「隗囂の將帥、土崩の執有り、兵進まば、必ず破るの狀有らん」と。又、帝の前に於て、米を聚めて山谷と爲し、形勢を指畫し、衆軍の從ふ所の道徑を開示す。往來分析、昭然として曉る可し。帝曰はく、「虜、吾が目中に在り」と。明旦、遂に軍を進め、高平の第一に至る。寶融、五郡の太守及び羌虜、小月氏等の步騎數萬、輜重五千餘兩を率ゐて、大軍と會す。是の時、軍旅草創にして、諸將の朝會、禮容多くは肅ならず。融先づ從事を遣はし、會見の儀適を問はしむ。帝聞きて之を善みし、以て百僚に宣告す。乃ち酒を置きて高會

し、融等を待つに、(二)殊禮を以てす。遂に共に軍を進め、數道より隴に上る。王遵をして書を以て牛邯を招かしめ、之を下す。邯を太中大夫に拜す。是に於て、囂の大將十三人、(三)屬縣十六。衆十餘萬、皆降る。囂、妻子を將ゐて、(四)西城に犇り、楊廣に従ふ。而して田弇・李育、(五)上邽に保す。略陽の圍解く。帝、來歙に勞賜す。班坐、(六)絕席、諸將の右に在り。歙の妻に、(七)緜千匹を賜ふ。進みて上邽に幸す。詔して隗囂に告げて曰はく、「若し手を束ねて自ら詣り、父子相見ば、他無きを保せん。若し遂に(八)黥布と爲らんと欲せば、亦自ら任せん」と。囂終に降らず。是に於て、其の子恂を誅し、吳漢・岑彭をして西城を圍ましめ、耿弇・蓋延をして上邽を圍ましむ。(九)四縣を以て資融を封じて安豊侯と爲し、弟友を顯親侯と爲し、及び(一〇)五郡の太守を、皆、列侯に封じ、遣りて西して鎮する所に還らしむ。融、久しく方面を専らにするを以て、懼れて、自ら安んぜず。數、上書して、代らんことを求む。詔して報じて曰はく、「吾と將軍とは、左右の手の如くなるのみ。數、謙退を執る。何ぞ人の意を曉らざる。士民を(一一)勉循し、(一二)擅に部曲を離るる無かれ」と。潁川、盜賊羣がり起り、寇して屬縣

- 【二】殊禮。羣臣に異なりたる特別の禮。
- 【三】屬縣十六。天水郡の屬縣十六をいふ。
- 【四】西城。西縣の城、西縣は隴西郡に屬す。故城は今の甘肅省渭川道天水縣に在り。
- 【五】上邽。天水郡に屬する縣の名、故城は今の甘肅省渭川道天水縣の西南に在り。
- 【六】絕席。特別の席。
- 【七】緜。絲を并せて織りたる繒。かとりぎぬ。
- 【八】黥布云云。布の如く謀反せんと欲するならば、それに任せんとの意。
- 【九】融、安豊・陽泉・蓼・安風の四縣に封ぜらる。皆、廬江郡に屬す。
- 【一〇】竺曾は助義侯、梁統は成義侯、史苞は襄義侯、庫鈞は輔義侯、辛彤は扶義侯。
- 【一一】勉循。勸勉撫循す。

を没す。河東の守兵も亦叛く。京師騒動す。帝、之を開きて曰はく、「吾、悔ゆるは(一)郭子横の言を用ひざりしことを」と。秋八月、帝、上邽より、晨夜東に馳せ、岑彭等に書を賜うて曰はく、「兩城若し下らば、便ち、兵を將ゐて南して蜀虜を撃つ可し。人は足るを知らざるに苦しむ。既に隴を平げ、復た蜀を望む。一たび兵を發する毎に、(二)頭須爲めに白し」と。九月乙卯、車駕、宮に還る。帝、執金吾寇恂に謂つて曰はく、「潁川は京師に迫近す。當に時を以て定むべし。(三)惟念するに、獨り卿のみ能く之を平げんのみ。九卿より復た出で、以て國を憂へて可なり」と。對へて曰はく、「潁川、陛下の隴蜀に事有るを聞く。故に(四)狂狡、間に乘じて、相誣誤するのみ。如し乘輿南に向ふと聞かば、賊必ず惶怖して死を歸せん。臣願はくは銳を執りて前驅せん」と。帝、之に従ふ。庚申、車駕南して潁川を征す。盜賊悉く降る。寇恂竟に郡に拜せず。百姓、道を遮りて曰はく、「願はくは陛下より、(五)復た寇君を借ること一年ならんことを」と。乃ち恂を(六)長社に留め、吏民を鎮撫し、餘降を受納せしむ。東郡・濟陰、盜賊亦起る。帝、李通・王常を遣はして之を撃たしむ。東光侯耿純が嘗て東郡の太守と爲り、威信、(七)衛の地に著るるを以て、使を遣はして太中大夫に拜し、(八)純大兵と東郡に會せしむ。東郡、純が界に入るを聞き、盜賊九千餘人、皆、

- 【一】郭子横。郭憲、字は子横。
- 【二】須は鬚と通ず。鬚髮白きは心を軍事に苦しむるを言ふ。
- 【三】惟念。思惟なり。
- 【四】狂狡。狂亂狡狴なる者。
- 【五】復た寇君を借る。恂前に潁川の太守たり。故に「復た借る」と云ふ。
- 【六】長社。縣の名、潁川郡に屬す。故城は今の河南省開封道長葛縣の西に在り。
- 【七】衛の地。東郡は衛の地なり。

純に詣りて降る。大兵、戦はずして還る。璽書して、復た純を以て東郡の太守と爲す。戊寅、車駕、潁川より還る。

安丘侯張歩、妻子を將ゐ、逃げて臨淮に犇り、弟弘・藍と與に、其の故の衆を招き、船に乗りて海に入らんと欲す。琅邪の太守陳俊、追討して之を斬る。

冬十月丙午、上、懷に行幸す。十一月乙丑、雒陽に還る。

楊廣・死す。隗囂・窮困す。其の大將王捷、別に戎丘に在り、城に登りて、漢の軍を呼びて曰はく、『隗王の爲めに城守する者は、皆、死を必ずして二心無し。願はくは諸軍亟かに罷めよ。請ふ自殺して以て之を明かにせん』と。遂に自刎して死す。初め帝、吳漢に敕して曰はく、『諸軍の甲卒は、但だ坐して糧食を費す。若し逃亡する有らば、則ち衆の心を沮敗せん。宜しく悉く之を罷むべし』と。漢等、力を并せて囂を攻めんことを貪り、遂に遣る能はず。糧食日に少く、吏士・疲役し、逃亡する者多し。岑彭、谷水を壅ぎ、西城に灌ぐ。城未だ没せざること丈餘。會、王元・行巡・周宗、蜀の救兵五千餘人を將ゐ、高きに乗じて卒に至り、鼓譟し、大呼して曰はく、『百萬の衆方に至る』と。漢の軍大に驚き、未だ陳を成すに及ばず。元等圍を決し、殊死して戦ひ、遂に城に入るを得、囂を迎へて冀に歸る。吳漢の軍、食盡く。乃ち輜重を燒き、兵を引ゐて隴を下る。蓋延・耿种、亦相隨つて

【六】戎丘。城の名、西城の北に在り。今の甘肅省渭川道に屬す。
【五】疲役。疲勞なり。

退く。囂、兵を出し、諸營を尾撃す。岑彭、後拒を爲す。諸將乃ち軍を全くして東に歸るを得たり。唯だ祭遵のみ泝に屯して退かず。吳漢等復た長安に屯す。岑彭、津郷に還る。是て於て、安定・北地・天水・隴西、復た反して囂の爲めにす。校尉太原の溫序、囂の將苟宇に、何ぞ敢て漢の將を迫脅すること數四、之を降さんと欲す。序大に怒り、宇等を叱して曰はく、『虜、何ぞ敢て漢の將を迫脅する』と。因つて節を以て數人を搥殺す。宇の衆、争うて之を殺さんと欲す。宇、之を止めて曰はく、『此れ義士、節に死するなり。賜ふに劍を以てす可し』と。序、劍を受け、須を口に銜み、左右を顧みて曰はく、『既に賊に殺さるるとも、須をして土に汗れしむる無からん』と。遂に劍に伏して死す。從事王忠、其の喪を持して雒陽に還る。詔して賜ふに冢の地を以てし、三子を拜して郎と爲す。

【三〇】尾撃。其の後を撃つ也。
【二九】獲。生捕らるる也。
【二八】曉諭。曉諭なり。
【二七】搥殺。撃ち殺す。
【二六】其の王號を復す。王莽さきに高句麗を貶して侯と爲したが、今、其の王號を復するなり。

十二月、高句麗王、使を遣はして朝貢す。帝、其の王號を復す。是の歲、大水あり。

九年、春正月、潁陽の成侯祭遵、軍に薨す。馮異に詔して、并せて其の營に將たらしむ。遵、人と爲り、廉約小心にして、己に克ち公に奉じ、賞賜は盡く士卒に與ふ。約束嚴整にして、在る所の

吏民、軍有るを知らず。士を取るには、皆儒術を用ふ。酒に對して樂を設くるや、必ず雅歌（二）投壺（三）。終に臨み、遺戒して薄葬せしむ。問ふに家事を以てすれば、終に言ふ所無し。帝、之を感悼すること尤も甚だし。遵の喪、河南に至るや、車駕素服して之に臨み、望哭哀慟す。還りて城門に幸し、過ぐる喪車を閱し、涕泣して、已む能はず。喪の禮成るや、復た親しく祠るに太牢を以てす。詔して、大長秋・謁者・河南の尹をして喪車を護せしめ、大司農をして費を給せしむ。葬るに至りて、車駕復た之に臨む。既に葬るや、又、其の墳に臨み、夫人・室家を存見す。其の後、朝會するや、帝毎に歎じて曰はく、『安にか國を憂へ公に奉ずること。祭征虜の如き者を得んや』と。衛尉銚期曰はく、『陛下、至仁にして、祭遵を哀念して、已まず。羣臣各々慚懼を懷く』と。帝、乃ち止む。

魏囂病み且つ餓る、糗糒を餐し、悲憤して卒す。王元・周宗、囂の少子純を立てて王と爲し、兵を總べて冀に據る。公孫述、將趙匡・田弇を遣はして純を助けしむ。帝、馮異をして之を撃たしむ。

公孫述、其の翼江王田戎・大司徒任滿・南郡の太守程況を遣はし、數萬人を將るて江關に下らしめ、

- 【一】 雅歌。雅詩を歌ふ也。
- 【二】 投壺。壺の中に矢を投じて、其の入ると入らざるとを以て、勝負を定むる遊戲。
- 【三】 終に臨み。臨終の時をいふ。
- 【四】 大長秋。皇后宮の官名。
- 【五】 存見。訪問して見る。
- 【六】 祭征虜。遵、征虜將軍たり。
- 【七】 帝、祭遵を念ひ、屢々これを言ふ、羣臣、遵の如くならざるを愧ぢ、又、恐懼を懷く。
- 【八】 糗糒。糗は大豆と米とを熬りたるなり。糒は乾飯。

撃ちて、馮駾等の軍を破り、遂に巫及び夷道・夷陵を拔き、因つて荆門・虎牙に據り、江水に横たへて、浮橋・關樓を作り、櫓柱を立て、以て水道を絶ち、營を結びて山に跨り、以て陸路を塞ぎ、漢の兵を拒ぐ。

夏六月丙戌、帝、緱氏に幸し、輶轅に登る。

吳漢、王常等四將軍・兵五萬餘人を率ゐ、盧芳の將賈覽・閔堪を、高柳に撃つ。匈奴、之を救ふ。漢の軍、利あらず。是に於て匈奴轉た盛にして、鈔暴日に増す。詔して、朱祐をして常山に屯せしめ、王常をして涿郡に屯せしめ、破姦將軍侯進をして漁陽に屯せしめ、討虜將軍王霸を以て上谷の太守と爲し、以て匈奴に備ふ。

帝、來歙をして悉く諸將を監護して長安に屯せしめ、太中大夫馬援を、之が副と爲す。歙、上書して曰はく、『公孫述、隴西・天水を以て藩蔽と爲す。故に命を延べ、息を假るを得。今、二郡平蕩せば、則ち述の智計窮まらん。宜しく益兵馬を選び、資糧を儲積すべし。今、西州新に破れ、兵人疲僅す。若し招くに財穀を以てせば、則ち其の衆集む可からん。臣、國家の給する所に非ず。用度足らざるを知る。然れども已むを得ざる有

- 【九】 馮駾等の軍。五年、岑彭、馮駾を留めて、江州に軍し、分つて夷道・夷陵に屯せしむ。
- 【一〇】 荆門虎牙。並に山の名、荆門は湖北省荆南道宜都縣の西北五十里、大江の南岸に在り、北岸の虎牙山と相對す。
- 【一一】 浮橋。舟橋なり。
- 【一二】 關樓。關所たる物見やぐら。
- 【一三】 櫓柱。木を叢めて柱と爲す也。
- 【一四】 緱氏。縣の名、故城は今の河南省河洛道偃師縣の南に在り。
- 【一五】 輶轅。山の名、今の河南省偃師縣の東南に在り。
- 【一六】 高柳。縣の名、代郡に屬す。故城は今の山西省雁門道陽高縣に在り。
- 【一七】 息。氣息なり。

るなり」と。帝、之を然りとし、是に於て、詔して、汧に於て穀六萬斛を積ましむ。秋八月、來歙、馮異等五將軍を率ゐ、隗純を天水に討つ。

驃騎將軍杜茂、賈覽と、(二〇) 繁時に戰ふ。茂の軍、敗績す。

諸羌、王莽の末より、入りて塞内に居り、金城の屬縣、多く(羌) 有する所と爲る。隗囂、討つ能はず、因つて就きて慰め納れ、其の衆を發し、漢と相拒ぐ。(二一) 司徒の掾班彪、上言す、『今、涼州の部には、皆、降羌有り。羌胡は髮を被り左衽し、而して漢人と雜處す。習俗既に異に、言語、通せず、數、小吏黠民に侵奪せらるる所と爲り、(二二) 窮志して、聊んする無し。故に反叛を致す。夫れ蠻夷の寇亂するは、皆此が爲めなり。舊制には、益州の部に蠻夷騎都尉を置き、幽州の部に領烏桓校尉を置き、涼州の部に護羌校尉を置き、皆、節を持して領護し、其の怨結を治め、歲時に巡行し、疾苦する所を問ふ。又、數、使譯を遣はし、動靜を通導せしめ、塞外の羌夷をして吏の耳目と爲らしむ。州郡、此に因り、警備するを得可かりき。今、宜しく復た舊の如くにし、以て(二三) 威防を明かにすべし』と。帝、之に従ひ、牛邯を以て護羌校尉と爲す。

盜、陰貴人の母鄧氏及び弟詡を殺す。帝、甚だ之を傷み、貴人の弟詡を封じて宜恩侯と爲す。

復た就の兄侍中興を召し、之を封せんと欲し、印綬を前に置く。興固く讓りて曰はく、『臣、未だ先登して陳を陥るるの功有らさず。而して一家數人、竝に爵土を蒙らば、天下をして(三四) 失望せしめん。誠に願はざる所なり』と。帝、之を嘉し、其の志を奪はず。貴人、其の故を問ふ。興曰はく、『夫れ外戚の家は、謙退を知らざるに苦しむ。女を嫁するには侯王に配せんと欲し、婦を取るには公主を(三五) 眊睨す。愚心、實に安んせざるなり。富貴は極り有り。人は當に足るを知るべし。夸奢ならば、益、觀聽(者)の譏る所と爲らん』と。貴人、其の言に感じ、深く自ら(三六) 降抱し、卒に宗親の爲めに位を求めず。

帝、寇恂を召して還らしめ、漁陽の太守郭伋を以て潁川の太守と爲す。伋、山賊趙宏・召吳等數百人を招き降し、皆、遣り歸して(三七) 農に附け、因つて自ら(三八) 命を專にするを効す。帝、以て之を咎めず。後、宏・吳等の黨與、伋の威信を聞き、遠く江南より、或は(三九) 幽・冀より、期せずして俱に降り、駱驛として絶えず。

莎車王康・卒す。弟賢立つ。(四〇) 拘彌・西夜王を攻め殺し、而して康の兩子をして之に王たらしむ。

【一八】 繁時。縣の名、雁門郡に屬す。今の山西省雁門道渾源縣の西に在り。
【一九】 司徒の掾班彪。比三百石、屬は比二百石。
【二〇】 窮志。困窮忿志。
【二一】 威防。威光と防衛。

【三三】 眊睨。こひねがふ也。
【三四】 失望。ながしめに見る。これを得んと欲するを謂ふ。
【三五】 降抱。謙下する也。抱は器を以て、俯して水をくむこと。故に人の謙下するをも亦抱と曰ふ也。
【三六】 農に附かしむ。農籍に附くる也。
【三七】 命を專らにす。擅に降賊を放ちしむ也。
【三八】 幽・冀。幽州、冀州。
【三九】 拘彌は即ち前漢の扞柴。西夜國は雒陽を去ること萬四千四百里といふ。

十年、春正月、吳漢、復た捕虜將軍王霸等四將軍六萬人を率ゐて、高柳に出で、賈覽を撃つ。匈奴の數千騎、之を救ふ。平城の下に連戦し、破りて之を走らす。

夏陽の節侯馮異等、趙匡・田弇と戦ひ、且に一年ならんとし、皆之を斬る。隗純未だ下らず。諸將、且く還りて兵を休めんと欲す。異、固く持して動かす、共に落門を攻む。未だ抜けず。夏、異、軍に薨す。

秋八月己亥、上、長安に幸す。

初め隗囂の將安定の高峻、兵を擁して高平の第一に據る。建威大將軍耿弇等、之を圍む。一歳にして抜けず。帝、自ら將として之を征せんとす。寇恂諫めて曰はく、「長安は、道里、中に居り、應接すること近便なり。安定・隴西、必ず震懼を懷かん。此れ一處に従容として、以て四方を制す可きなり。今、士馬疲倦し、方に險阻を履むは、萬乗の固に非ざるなり。前年の潁川、至戒と爲す可し」と。帝從はず、進みて汧に幸す。峻猶ほ下らず。帝、寇恂を遣はし、往きて之を降さしむ。恂、璽書を奉じて第一に至る。峻、軍師皇甫文を遣はして出でて調せしむ。(文)辭禮、屈せず。恂怒り、將に之を誅せんとす。諸將諫めて曰はく、「高峻は、精兵萬人、率ね疆弩多く、西のかた隴道を遮り、連年、下らず。今、之を降さんと欲

- 【一】平城。縣の名、雁門郡に屬す。故城は今の山西省雁門道大同縣の東に在り。
- 【二】節侯。馮異の諡。
- 【三】落門。聚の名、天水郡冀縣に落門聚あり。今の甘肅省渭川道伏羌縣の西に在り。
- 【四】帝の、隴に上るや、馬援を遣はして峻を招降す。吳漢等の軍退くに及びて、峻亡げて故營に歸り、復た囂を助けて隴坻に拒ぐ。
- 【五】長安云云。雒陽より高平に至るには、長安を中と爲す。

するに、反つて其の使を戮するは、乃ち不可なる無からんや」と。恂、應せず、遂に之を斬り、其の副を遣り、歸りて峻に告げしめて曰はく、「軍師、無禮なり。已に之を戮せり。降らんと欲せば急に降れ。欲せずんば固く守れ」と。峻、惶恐し、即日、城門を開きて降る。諸將皆賀す。因つて曰はく、「敢て問ふ、其の使を殺して其の城を降せるは、何ぞや」と。恂曰はく、「皇甫文は、峻の腹心にして、其の計を取る所の者なり。今來り、辭意、屈せず。必ず降心無し。之を全くすれば則ち文、其の計を得、之を殺せば、其の膽を亡ふ。是を以て降れるのみ」と。諸將皆曰はく、「及ぶ所に非ざるなり」と。

冬十月、來歙、諸將と與に、攻めて落門を破る。周宗・行巡・苟宇・趙恢等、隗純を將ゐて降る。王元、蜀に犇る。諸隗を京師以東に徙す。後、隗純、賓客と與に、亡げて胡に入り、武威に至る。捕へ得て之を誅す。

先零の羌、諸種と與に、金城・隴西に寇す。來歙、蓋延等を率ゐて進み撃ち、大に之を破る。斬首虜數千人。是に於て、倉廩を開き、以て飢乏を賑す。隴右遂に安く、而して涼州流通す。庚寅、車駕、宮に還る。

- 【六】諸隗。隗氏の一族。これを徙せるは、隗氏は西州の疆族なるを以て、其の後に復た變を爲さんことを恐るればなり。
- 【七】流通。路通する也。

十一年、春三月己酉、帝、南陽に幸し、還つて章陵に幸す。庚午、車駕、宮に還る。

岑彭、津郷に屯し、數、田戎等を攻む。克たず。帝、吳漢を遣はし、誅虜將軍劉隆等三將を率ゐ、荆州の兵凡そ六萬餘人、騎五千匹を發し、彭と荆門に會せしむ。彭、戰船數千艘を裝す。吳漢、諸郡の棹卒多く糧穀を費すを以て、之を罷めんと欲す。彭以爲へらく、蜀の兵盛なり、遣る可からずと。上書して狀を言ふ。帝、彭に報じて曰はく、『大司馬は、歩騎を用ふるに習るれども、水戰を曉らす。荆門の事は、一に征南公に由りて重しと爲すのみ』と。閏月、岑彭、軍中に令し、募りて浮橋を攻めしむ、『先づ登る者は上賞とせん』と。是に於て、偏將軍魯奇、募に應じて前む。時に東風狂急なり。魯奇の船、流に逆うて上り、直に浮橋を衝く。而して檣柱に反把鉤有り。奇の船、去るを得ず。奇等、執に乗じ、殊死して戰ふ。因つて炬を飛ばして之を焚く。風怒り火盛に、橋樓崩燒す。岑彭、軍を悉して、風に順うて竝に進む。向ふ所前無し。蜀の兵大に亂れ、溺死する者數千人。任滿を斬り、程況を生獲す。而して田戎走り、江州に保す。彭、劉隆を上して南郡の太守と爲し、自ら輔威將軍臧宮、驍騎將軍劉歆を率ゐ、長驅して江關に入る。軍中に令し、虜掠するを得る無からしむ。過ぐる所、百姓、皆牛酒を奉じて迎勞す。彭復た讓りて、受けず。百姓大に喜び、爭うて門を開きて降る。彭に詔して、益州の牧(事)を守らしめ、下す所の

- 【一】 棹卒。棹を持ちて船を行る者。
- 【二】 征南公。彭は征南大將軍たり。故に征南公と稱す。
- 【三】 反把鉤。敵の船を鉤住して、退くを得ず、又進むを得ざらしむる裝置を施せる鉤を柱に附したるなり。
- 【四】 劉隆云云。上げ上奏する也。先づ隆を以て南郡に守たらしめて上奏する也。
- 【五】 江關。今の瞿唐關。四川省東川道奉節縣の東に在り。

郡には輒ち太守の事を行はしめ、彭若し界を出づるときは、即ち太守の號を以て、後將軍に付し、官屬を選びて州中の長吏(事)を守らしむ。彭、江州に至る。其の城固く糧多くして卒に抜き難きを以て、馮駿を留めて之を守らしめ、自ら兵を引るて利に乗じ、直に墊江を指し、攻めて平曲を破り、其の米數十萬石を收む。吳漢、夷陵に留まり、露橈を裝して繼ぎて進む。

- 【六】 後將軍。兵を將ゐて彭の後に繼ぎて進む將軍。
- 【七】 江州。縣の名、巴郡治たり。故城は今の四川省東川道巴縣の西に在り。
- 【八】 墊江。縣の名、巴郡に屬す。今の四川省東川道合川縣治なり。
- 【九】 露橈。橈は櫓なり。露橈とは、櫓を露はして外に在らしめ、人は船中に在りて、漕ぐをいふ。

先零の羌を撃ち、大に之を破る。夏、先零の羌、臨洮に寇す。來歙、馬援を薦めて隴西の太守と爲す。公孫述、王元を以て將軍と爲し、領軍環安と與に、河池を拒がしむ。六月、來歙、蓋延等と與に、進みて元・安を攻め、大に之を破り、遂に下辨に克ち、勝に乗じて遂に進む。蜀の人、大に懼れ、刺客をして歙を刺さしむ。(歙)未だ殊せず、(使)馳せて蓋延を召す。延、歙を見、因つて伏して悲哀し、仰ぎ視る能はず。歙、延を叱して曰はく、『虎牙、何ぞ敢て然る。今、使者、刺客に中り、以て國に報ゆる無し。故に巨卿を呼び、相屬するに軍事を以てせんと欲す。而るに反つて兒女子の涕泣するに效ふ

- 【一〇】 臨洮。縣の名、隴西郡に屬す。今の甘肅省蘭山道岷縣。臨潭縣是れなり。
- 【一一】 河池。縣の名、武都郡に屬す。故城は今の甘肅省渭川道徽縣の西に在り。
- 【一二】 未だ殊せず。未だ死せざる也。
- 【一三】 虎牙。延は虎牙將軍たり。
- 【一四】 巨卿。延の字。

か。刃、身に在りと雖も、兵を勅して公を斬る能はざらんや」と。延、涙を収めて強めて起き、誠むる所を受く。欽自ら表を書して曰はく、「臣、夜人定まりて後、何人かの賊傷する所と爲り、臣の要害に中る。臣、敢て自ら惜まず。誠に恨むらくは職を奉ずること稱はず、以て朝廷の差を爲せるを。夫れ國を理むるは、賢を得るを以て本と爲す。太中大夫段襄は、骨鯁にして任ず可し。願はくは陛下裁察せよ。又、臣の兄弟は不肖なり。終に恐らくは罪を被らん。陛下、哀憐して、數、教督を賜へ」と。筆を投じ、刃を抽きて絶ゆ。帝聞きて大に驚き、書を省して涙を攬へ、揚武將軍馬成を以て、中郎將(事)を守りて之に代らしむ。欽の喪、洛陽に還るや、乘輿・綯素し、臨みて弔し葬を送る。趙王良、帝に従つて欽の喪を送り、還りて夏城門に入るや、中郎將張郡と道を争ひ、郡を叱して車を旋らさしめ、又、門候を詰責し、前み走らしむること數十歩、司隸校尉鮑永、良を劾奏す、「藩臣の禮無し。大不敬なり」と。良は尊威にして貴重なり。而るに永、之を劾す。朝廷肅然たり。永、扶風の鮑恢を辟して、都官從事と爲す。恢も亦、抗直にして、疆禦を避けず。帝嘗て曰はく、「貴戚すら且つ手を斂めて以て二鮑を避く」と。永、縣を行り、霸陵に到る。路、更始の墓下を經、拜哭し、哀を盡して去る。西して扶

- 【二五】要害。急所なり。
- 【二六】骨鯁。剛直なり。
- 【二七】夏城門。雒陽の城門の一なり。
- 【二八】城門校尉は雒陽の十二城門を掌る、門毎に候一人あり。
- 【二九】都官從事。司隸校尉の屬官。百官の法を犯す者を察舉するを主る。
- 【三〇】疆禦。豪強にして勢力ある人。
- 【三一】司隸校尉は三河・三輔・弘農を主る。霸陵縣は京兆に屬す。

風に至り、牛を推して、荷諫の家の上る。帝、之を聞き、意平かならず、公卿に問うて曰はく、「使を奉ずること此の如きは、何如」と。太中大夫張湛對へて曰はく、「仁は行の宗、忠は義の主なり。仁は舊を遺れず、忠は君を忘れず。行の高き者なり」と。帝の意乃ち釋く。帝自ら將として公孫述を征す。秋七月、長安に次る。公孫述、其の將延岑・呂鮪・王元・公孫恢をして、兵を悉して廣漢及び資中を拒がしめ、又、將侯丹を遣はし、二萬餘人を率ゐて黃石を拒がしむ。岑彭、臧宮をして降卒五萬を將ゐ、涪水より平曲に上り、延岑を拒がしめ、自ら兵を分ち、江に浮びて下り、江州に還り、都江に浜りて上り、侯丹を襲撃し、大に之を破る。因つて晨夜、道を倍し、兼行すること二千餘里、徑に武陽を抜き、精騎をして馳せて廣都を撃たしむ。成都を去ること數十里。執、風雨の若く、至る所皆犇り散す。初め述、漢の兵の平曲に在るを聞く。故に大兵を遣はして之を迎へしむ。彭が武陽に至り、繞りて延岑の軍の後に及ぶるに及びて、蜀の地震駭す。述大に驚き、杖を以て地を撃ちて曰はく、「是れ何ぞ神なるや」と。延岑、兵を沅水に盛

- 【三二】荷諫が鮑永を保護せしこと、三十九卷更始二年に見ゆ。
- 【三三】廣漢。縣の名、廣漢郡に屬す。故城は今の四川省嘉陵道逢寧縣の東北に在り。
- 【三四】資中。縣の名、犍爲郡に屬す。故城は今の四川省永寧道資陽縣に在り。
- 【三五】黃石。灘の名、今の四川省東川道彭水縣に在り。
- 【三六】涪水。川の名、一に内水と稱す。
- 【三七】都江。成都江。
- 【三八】武陽。縣の名、犍爲郡に屬す。故城は今の四川省建昌道彭山縣の東に在り。
- 【三九】廣都。縣の名、蜀郡に屬す。故城は今の四川省西川道華陽縣の東南に在り。
- 【四〇】沅水。當に沅水に作るべし。沅水は廣漢縣より出で、下、涪水に入る。

にす。臧宮、衆多く食少く、轉輸至らず、降れる者、皆、散じ呼かんと欲し、郡邑復た更に保聚し、成敗を觀望す。宮、引きて還らんと欲すれども、反する所と爲らんことを恐る。會、帝、謁者を遣はし、兵を將ゐて岑彭に詣らしむ。馬七百匹有り。宮、制を矯め、取りて以て自ら益し、晨夜、兵を進め、多く旗幟を張り、山に登りて鼓譟し、歩を右にし、騎を左にし、船を挾みて引き、呼聲、山谷を動かす。岑、漢の軍卒に至らんことを意はず、山に登りて之を望み、大に震恐す。宮因つて縱擊し、大に之を破る。斬首溺死者萬餘人、水之が爲めに濁る。延岑、成都に犇り、其の衆悉く降る。(軍)盡く其の兵馬珍寶を獲たり。是より勝に乗じ北ぐるを追ふ。降る者、十萬を以て數ふ。軍、陽郷に至る。王元、衆を擧げて降る。帝、公孫述に書を與へ、禍福を陳言し、示すに丹青の信を以てす。述、書を省して太息し、以て親しむ所に示す。太常常少・光・祿勳・張隆、皆、述に降らんことを勸む。述曰はく、『廢興は命なり。豈に降天子有らんや』と。左右、敢て復た言ふもの莫し。少・隆、皆、憂を以て死す。

帝、長安より還る。

冬十月、公孫述、刺客をして詐りて亡奴の爲して岑彭に降らしめ、夜刺して彭を殺す。太中大夫監軍鄭興、其の營を領し、以て吳漢の至るを俟ちて之に授く。彭、軍を持すること整齊にして、

【二】 陽郷。後漢書臧宮傳には平陽郷に作る。四川省西川道綿陽縣に在り。

【三】 秋豪。秋毫に同じ。

も犯す無し。邛穀王任貴、彭の威信を聞き、數千里、使を遣はして迎へ降る。會、彭已に害せらる。帝、盡く任貴の獻する所を以て、彭の妻子に賜ふ。蜀の人、爲めに廟を立てて之を祠る。

馬成等、河池を破り、遂に武都を平ぐ。先零の諸種の羌、數萬人、屯聚して寇鈔し、浩亶の隘を拒ぐ。成、馬援と與に、深く入りて討撃し、大に之を破り、降羌を徙して天水・隴西・扶風に置く。是時、朝臣、金城の破羌の西は塗遠く寇多きを以て、議して之を棄てんと欲す。馬援・上

言す、『破羌以西は、城多く堅牢にして、依固す可きこと易く、其の田土は肥壤にして、灌漑流通す。如し羌をして湟中に在らしめば、則ち害を爲すこと休まじ。棄つ可からざるなり』と。帝、之に従ふ。民の歸する者三千餘口。援、爲めに長吏を置き、城郭を繕ひ、塢候を起し、溝洫を開き、勸むるに耕牧を以てす。郡中、業を樂しむ。又、塞外の氐羌を招撫す。皆來りて降附す。援奏す、『其の侯王君長を復せよ』と。帝悉く之に従ふ。乃ち馬成の軍を罷む。

十二月、吳漢、夷陵より、三萬人を將ゐ、江に浜りて上り、公孫述を伐

【一】 邛穀王云云。任貴が述に降りしこと、四十卷元年に見ゆ。

【二】 武都。郡の名、今の甘肅省の武都・文・成・徽・及び陝西省の寧郷等の縣是れなり。武都に治す。故城は今の甘肅省成縣の西に在り。

【三】 浩亶。今の甘肅省蘭山道導河縣に在り。

【四】 破羌。縣の名、金城郡に屬す。故城は今の甘肅省西寧道碾伯縣の西に在り。

【五】 依固。依りて固とするなり。

【六】 湟中。湟水の左右。羌の居る所を湟中と曰ふ。今の甘肅省西寧道及び青海の東北境なり。

【七】 塢候。塢は小城なり。候は斥候なり。

郭伋、并州の牧と爲り、京師を過ぐ。帝問ふに得失を以てす。伋曰はく、「衆職を選補するには、當に天下の賢俊を簡ぶべし。宜しく専ら南陽の人を用ふべからず」と。是の時、位に在るもの郷曲の故舊多し。故に伋の言、之に及ぶ。

卷の第四十三

漢紀三十五

世祖光武皇帝中の下

建武十二年、春正月、吳漢、公孫述の將魏黨の公孫永を魚涪津に破り、遂に武陽を圍む。述、子婿史興を遣はして之を救ふ。漢迎へ撃ちて之を破る。因つて犍爲の界に入る。諸縣、皆、城守す。漢に詔す、「直に廣都を取り、其の心腹に據れ」と。漢乃ち軍を進めて廣都を攻め、之を拔き、輕騎を遣はして成都の市橋を燒く。公孫述の、將帥、恐懼し、日夜離叛す。述、其の家を誅滅すと雖も、猶ほ禁する能はず。帝、必ず之を降さんと欲し、又、詔を下して述に諭して曰はく、「來歙、岑彭が害を受けしを以て自ら疑ふ勿かれ。今、時を以て自ら詣らば、則ち宗族完全ならん。詔書手記は、數を得べからず」と。述、終に降意無し。

漢世祖光武皇帝建武十二年

【一】 建武十二年。西紀三六年。遂に武陽を圍む。述、

【二】 建武十二年。西紀三六年。魚涪津。犍爲郡南安縣に

【三】 廣都。縣の名、蜀郡に屬す。故城は今の四川省西川道

【四】 市橋。即ち七星橋の一橋なり。

【五】 來歙、岑彭云云。二人が害を受けし事、前卷前年に見ゆ。

秋七月、馮駿、江州を抜き、田戎を獲たり。

帝、吳漢を戒めて曰はく、「成都は十餘萬の衆あり、輕んず可からざるなり。但だ堅く廣都に據り、

其の來り攻むるを待ち、與に鋒を爭ふ勿かれ。若し敢て來らざるば、公、營を轉じて之に迫り、其の

力疲るるを須ち、乃ち撃つ可きなり」と。漢、利に乗じ、遂に自ら歩騎二萬を將る、進んで成都に

逼り、城を去ること十餘里、江北の營を阻み、浮橋を作り、副將武威將軍劉向をして、萬餘人を將

て江南に屯し、營を爲らしむ。相去ること二十餘里。帝、之を聞き、大に驚

き、漢を讓めて曰はく、「比、公に救すること、千條萬端なりき。何ぞ意は

ん、事に臨みて、勃亂せんとは。既に敵を輕んじて深く入り、又、尙と營

を別つ。事、緩急有らば、復た相及ばざらん。賊若し兵を出して公を綴め、

大衆を以て尙を攻めんには、尙破れば、公即ち敗れん。幸に、它無くば、

急に兵を引きて廣都に還れ」と。詔書未だ到らず。九月、述、果して其の大司徒謝豐、執金吾袁吉を

して、衆十許萬を將る、分ちて二十餘營と爲し、出でて漢を攻めしめ、別將をして萬餘人を將めて

劉向を劫さしめ、相救ふを得ざらしむ。漢與に大に戰ふこと一日、兵敗れ、走りて壁に入る。豐因

つて之を圍む。漢乃ち諸將を召し、之を厲まして曰はく、「吾、諸君と與に、險阻を踰越し、轉戰す

ること千里、遂に深く敵地に入り、其の城下に至る。而るに今、劉向と、二處に圍を受く。孰、既に

に秣かひ、營を閉づること三日、出でず。乃ち多く旛旗を樹て、煙火をし

て絶えざらしめ、夜、枚を衝みて兵を引き、劉向と軍を合はす。豐等覺ら

ず、明日乃ち兵を分ちて、水北を拒ぎ、自ら將として江南を攻む。漢、

兵を悉して迎へ戦ひ、且より晡に至り、遂に大に之を破り、豐吉を斬る。

是に於て、引きて廣都に還り、劉向を留めて述を拒がしめ、具に狀を以て

上り、深く自ら譴責す。帝、報じて曰はく、「公、廣都に還れるは、甚だ

其の宜しきを得たり。述、必ず敢て尙を略して公を撃たざらん。若し先

づ尙を攻めば、公、廣都より五十里、歩騎を悉して之に赴け。適に當に其

の危困に値ふべし。之を破らんこと必せり」と。是より漢、述と、廣都

成都の間に戦ひ、八たび戦ひ八たび克ち、遂に、其の郭中に軍す。臧宮、

り、公孫恢を斬り、復た攻めて、繁・郫を抜き、吳漢と、成都に會す。

漢世祖光武皇帝建武十二年

(劉向ト) 接せず、其の禍量り難し。師を潛めて尙に江南に就き、兵を并せて之を禦がんと欲す。若し能

く心を同じくし力を一にし、人、自ら戰を爲さば、大功立つ可からん。如し其れ然らずんば、敗れ

て必ず餘り無からん。成敗の機、此の一舉に在り」と。諸將皆曰はく、「諾」と。是に於て士を饗し馬

に秣かひ、營を閉づること三日、出でず。乃ち多く旛旗を樹て、煙火をし

て絶えざらしめ、夜、枚を衝みて兵を引き、劉向と軍を合はす。豐等覺ら

ず、明日乃ち兵を分ちて、水北を拒ぎ、自ら將として江南を攻む。漢、

兵を悉して迎へ戦ひ、且より晡に至り、遂に大に之を破り、豐吉を斬る。

是に於て、引きて廣都に還り、劉向を留めて述を拒がしめ、具に狀を以て

上り、深く自ら譴責す。帝、報じて曰はく、「公、廣都に還れるは、甚だ

其の宜しきを得たり。述、必ず敢て尙を略して公を撃たざらん。若し先

づ尙を攻めば、公、廣都より五十里、歩騎を悉して之に赴け。適に當に其

の危困に値ふべし。之を破らんこと必せり」と。是より漢、述と、廣都

成都の間に戦ひ、八たび戦ひ八たび克ち、遂に、其の郭中に軍す。臧宮、

り、公孫恢を斬り、復た攻めて、繁・郫を抜き、吳漢と、成都に會す。

李通、權執を避けんと欲し、骸骨を乞ふ。積むこと二歳、帝乃ち聽し、大司空の印綬を上り、特

に、公孫恢を斬り、復た攻めて、繁・郫を抜き、吳漢と、成都に會す。

李通、權執を避けんと欲し、骸骨を乞ふ。積むこと二歳、帝乃ち聽し、大司空の印綬を上り、特

に、公孫恢を斬り、復た攻めて、繁・郫を抜き、吳漢と、成都に會す。

李通、權執を避けんと欲し、骸骨を乞ふ。積むこと二歳、帝乃ち聽し、大司空の印綬を上り、特

に、公孫恢を斬り、復た攻めて、繁・郫を抜き、吳漢と、成都に會す。

【一〇】 水北。後漢書吳漢傳には江北に作る。

【一一】 略。過ぐる也。

【一二】 其の郭中。成都の郭中。

【一三】 縣竹。縣の名、故城は今の四川省西川道德陽縣の北に在り。

【一四】 公孫恢。述の弟。

【一五】 繁・郫。並に縣の名、繁は四川省西川道新繁縣の東北。郫は同省同道郫縣。

【一六】 縣竹を抜き、涪城を破

り、公孫恢を斬り、復た攻めて、繁・郫を抜き、吳漢と、成都に會す。

李通、權執を避けんと欲し、骸骨を乞ふ。積むこと二歳、帝乃ち聽し、大司空の印綬を上り、特

に、公孫恢を斬り、復た攻めて、繁・郫を抜き、吳漢と、成都に會す。

李通、權執を避けんと欲し、骸骨を乞ふ。積むこと二歳、帝乃ち聽し、大司空の印綬を上り、特

に、公孫恢を斬り、復た攻めて、繁・郫を抜き、吳漢と、成都に會す。

李通、權執を避けんと欲し、骸骨を乞ふ。積むこと二歳、帝乃ち聽し、大司空の印綬を上り、特

に、公孫恢を斬り、復た攻めて、繁・郫を抜き、吳漢と、成都に會す。

李通、權執を避けんと欲し、骸骨を乞ふ。積むこと二歳、帝乃ち聽し、大司空の印綬を上り、特

に、公孫恢を斬り、復た攻めて、繁・郫を抜き、吳漢と、成都に會す。

李通、權執を避けんと欲し、骸骨を乞ふ。積むこと二歳、帝乃ち聽し、大司空の印綬を上り、特

進を以て朝請を奉せしむ。後、有司、「皇子を封せん」と。奏するや、帝、「通が首として大謀を創めしを感じ、即日、通の少子雄を封じて召陵侯と爲す。」

公孫述・因急し、延岑に謂つて曰はく、「事當に奈何すべき」と。岑曰はく、「男兒は當に死中に生を求むべし。坐ながらにして窮す可けんや。財物は聚め易きのみ、宜しく愛む有るべからず」と。述乃ち悉く金帛を散じ、敢死の士五千餘人を募り、以て岑に配す。岑、市橋に於て、僞りて旗幟を建て、鼓を鳴らして戦を挑み、而して潛に奇兵を遣はして吳漢の軍の後にいでしめ、襲撃して漢を破る。漢、水に墮ち、馬尾に縁りて、出づるを得たり。漢の軍、七日の糧を餘す。陰に船を具へ、遁れ去らんと欲す。蜀郡の太守南陽の張堪、之を聞き、馳せて往きて漢を見、「述必ず敗れん、宜しく師を退くべからず」との策を説く。漢、之に従ひ、乃ち弱きを示し、以て敵を挑む。冬十一月、臧宮、咸陽門に軍す。

- 【二六】 通云云。三十八卷王莽地皇元年に見ゆ。
- 【二七】 時に成都未だ破れず、先づ蜀郡の太守を署し、以て蜀人を招懐す。
- 【二八】 咸陽門。後漢書公孫述傳及び臧宮傳には咸陽門に作る。従ふべし。咸陽は成都城の北面の東の門。

戊寅、述自ら數萬人を將りて漢を攻め、延岑をして宮を拒がしむ。大に戦ふ。岑三たび合ひ三たび勝つ。旦より日中に及ぶまで、軍士、食を得ず、竝に疲る。漢因つて護軍高午・唐邯をして銳卒數萬を將りて之を撃たしむ。述の兵大に亂る。高午、陳に犇り、述を刺す。曾を洞かれ馬より墮つ。左右、輿して城に入る。述、兵を以て延岑に屬し、其の夜死す。明旦、延岑、城を以て降る。辛巳、吳漢、

述の妻子を夷げ、盡く公孫氏を滅ぼし、并せて延岑を族す。遂に兵を放ちて大に掠め、述の宮室を焚く。帝、之を聞き、怒りて以て漢を譴め、又、劉向を讓めて曰はく、「城降りて三日、吏民従ひ服し、孩兒老母、口、萬を以て數ふ。一旦、兵を放ち火を縱つ。之を聞けば、酸鼻を爲す可し。尙は宗室の子孫にして、嘗て吏職を更たり。何ぞ忍びて此を行へる。仰ぎて天を視、俯して地を視よ。」

- 【二九】 口。人口なり。
- 【三〇】 魔を放つ。韓非子に出でたる話。孟孫、獵して魔を得、秦西巴をして、これを持せしむ。其の母鹿隨つて呼ぶ。秦西巴、忍びずして、放ちて其の母鹿に與ふ。孟孫、怒りて西巴を逐へり。既にしてこれを復して、其の子に傳たらしめきと。
- 【三一】 李業。平帝の元始中、郎と爲る。王莽が攝に居るに會ひ、病を以て官を去り、門を杜ちて、州郡の命に應ぜず、遂に山谷に隠藏す。
- 【三二】 譬。諭す也。

魔を放てると、羹を吸れるとを觀るに、二つの者孰か仁なる。(汝等) 良に將を斬り民を弔ふの義を失ふなり」と。初め述、廣漢の李業を徵し、博士と爲さんとす。業固く疾と稱して起たず。述、致す能はざるを羞ぢ、大鴻臚尹融をして詔命を奉じて以て業を劫さしむ、「若し起たば則ち公侯の位を受けん。起たずんば賜ふに毒酒を以てせん」と。融、旨を譬して曰はく、「方今、天下分崩す。孰か是非を知らん。而るに區區の身を以て、不測の淵に試みんや。朝廷、名徳を貪慕し、官を曠しくし位を缺くこと、今に

于て七年、四時の 珍御、以て君を忘れず。宜しく上は知己に奉じ、下は子孫の爲めにすべし。身名俱に全からん。亦優らずや」と。業乃ち歎じて曰はく、「古人は、危邦には入らず、亂邦には居らず。此が爲めの故なり。君子は、危きを見て命を授く。何ぞ乃ち誘ふに高位重餌を以てするや」と。融曰はく、「宜しく室家を呼びて之を計るべし」と。業曰はく、「丈夫、之を心に 斷すること久し。何ぞ妻子の爲ならんや」と。遂に毒を飲みて死す。述、賢を殺すの名有るを恥ぢ、使を遣はして弔祠し、賻贈すること百匹、業の子翬、逃れ辭して・受けず。述、又、巴郡の譙玄を聘す。玄、詣らず。(述)亦、使者を遣はし、毒藥を以て之を劫す。太守自ら玄の廬に詣り、之に行かんことを勸む。玄曰はく、「志を保ち高きを全くせば、死すとも亦奚ぞ恨みん」と。遂に毒藥を受く。玄の子瑛、泣血して太守に叩頭す、「願はくは家錢千萬を奉じ、以て父の死を贖はん」と。太守爲めに請ふ。述、之を許す。述、又、蜀郡の王皓・王嘉を徵す。其の至らざらんことを恐れ、先づ其の妻子を繋ぐ。使者、嘉に謂つて曰はく、「速に 裝せよ。妻子、全かる可し」と。對へて曰はく、「犬馬すら

【二四】 珍御。天子に供ふる珍らしき食物。
【二五】 危邦云云。論語泰伯篇に見ゆ。孔子の言。
【二六】 危き云云。論語憲問篇に見ゆ。孔子の語。君父の危きを見ては身命を措まず、との意。
【二七】 斷。決斷なり。
【二八】 譙玄は平帝の元始四年、繡衣使者と爲り、天下を分行し、風俗を視察す。井の居攝に會ひ、使者の車を棄て、家に歸りて隱遁す。
【二九】 平帝の時、皓は美陽の令と爲り、嘉は郎と爲る。王莽位を篡ふや、竝に官を棄てて西に歸る。
【三〇】 裝。旅裝なり。
【三一】 犬馬云云。身は漢の臣たれば、豈に故主を念はざらんやとの意。

猶ほ主を識る。況んや人に於てをや」と。王皓先づ自刎し、首を以て使者に付す。述怒り、遂に皓の家屬を誅す。王嘉聞きて嘆じて曰はく、「之に後れたるかな」と。乃ち使者に對し、劍に伏して死す。健爲の費貽、述に仕ふるを肯せず、身に漆ぬりて癩と爲り、陽り狂し以て之を避く。同郡の任永・馮信、皆、青盲に託し、以て徵命を辭す。帝、既に蜀を平げ、詔して 常少に贈りて太常と爲し、張隆を光祿勳と爲す。譙玄已に卒したれば、祠るに 中牢を以てし、所在に勅して、其の家錢を還さしめ、而して李業の閭に表し、費貽・任永・馮信を徵す。會、永・信・病みて卒し、獨り貽のみ仕へ、合浦の太守に至る。上、述の將程焉・李育が才幹有るを以て、皆、之を擢用す。是に於て、西土咸悦び、心を歸せざるは莫し。初め王莽、廣漢の文齊を以て益州の太守と爲す。齊、農を訓へ兵を治め、羣夷を降集し、甚だ其の和を得たり。公孫述の時、齊固く守り險に拒ぐ。述、其の妻子を拘へ、許すに封侯を以てす。齊、降らず。上の位に即けるを聞き、間道より使を遣はして自ら聞す。蜀平ぐや、徵して鎮遠將軍と爲し、成義侯に封す。十二月辛卯、楊武將軍馬成、大司空の事を行ふ。

述怒り、遂に皓の
【三二】 青盲。あきめくら。
【三三】 常少。前卷前年に見ゆ。
【三四】 張隆。前卷前年に見ゆ。
【三五】 中牢。即ち少牢。羊と豕とをいふ。
【三六】 合浦。郡の名、始め徐聞に治す。今の廣東省高雷道海康縣治たり。後漢徙りて合浦に治す、今の欽廉道合浦縣治なり。
【三七】 益州。郡の名、今の雲南省舊雲南・大理等の府の境、滇池に治す。今の滇中道昆明縣治是れなり。益州は又州の名、今の四川省の地なり。ここには太守と曰へば、郡名なること明かなり。

是の歳、參狼羌、諸種(羌)と與に、武都に寇す。隴西の太守馬援、擊ちて之を破る。降る者萬餘人。是に於て、隴右清静なり。援、務めて恩信を開き、寛以て下を待ち、吏に任ずるに職を以てし、但だ大體を總ぶるのみ。而して賓客故人、日ひに其の門に滿つ。諸曹、時に外事を白せば、援輒ち曰はく、「此れ丞掾の任なり。何ぞ相煩はすに足らん。頗る老子を哀れみ、邀遊するを得しめよ。若し大姓、小民を侵し、黠吏、令に従はずんば、此れ乃ち太守の事なるのみ」と。傍縣に、嘗て讐を報ゆる者有り。吏民驚きて言はく、「羌・反せり」と。百姓奔りて城に入る。狄道の長、門に詣り、城を閉ち兵を發せんと請ふ。援時に賓客と飲む。大に笑つて曰はく、「虜、何ぞ敢て復た我を犯さん。狄道の長に曉し、歸りて寺舍を守らしめよ。良に怖ること急なる者は、牀下に伏す可し」と。後稍く定まる。郡中、之に服す。

詔す、「邊吏、力、戰ふに足らずして則ち守り、虜を追ふに敵を料るとも、拘するに逗留の法を以てせざれ」と。
 山桑の節侯王常・牟平の烈侯耿況・東光の成侯耿純、皆亮す。

- 【三六】參狼。羌の一種。
- 【三九】諸曹。太守の屬官。郡守に、丞一人あり、諸曹掾史あり。功曹史あり、功勞を選舉するを主る。五官掾あり、功曹及び諸曹の事を主る。其餘、議曹・法曹・賊曹・決曹・金曹・倉曹等あり。
- 【四〇】丞掾。皆、太守の屬官。
- 【四二】老子。老人。援自ら謂ふなり。
- 【四三】大姓。豪族なり。
- 【四四】狄道。縣の名、隴西郡に屬し、郡治なり。今の甘肅省蘭山道狄道縣の地。
- 【四五】寺舍。官舍。
- 【四六】虜を追ふに敵を料る。虜を追ふに、或は近く、或は遠く、敵を料りて進退する也。
- 【四七】逗留の法。漢の法、軍行に、逗留し畏怯する者ば、斬に處す。
- 【四八】節侯。王常の諡。
- 【四九】耿侯。耿況の諡。
- 【五〇】六人。參・舒・國・廣・舉・霸。
- 【五一】飛狐の道を治む。飛狐は嶺の名、今、黑石嶺と曰ふ。今の直隸省保定道涿源縣の北に在り、口北道蔚縣の界に跨る。今、其の道を治め、以て趙魏より北邊の兵を應援する道を通ずる也。
- 【五二】冀州。魏郡・鉅鹿・常山・中山・信都・河間・清河・趙國・勃海を部す。
- 【五三】姑臧。縣の名、武威郡に屬す。即ち今の甘肅省甘涼道武威縣治。
- 【五四】檢操。節制操守。

況の疾病なるや、乘輿數、自ら臨幸し、復た奔の弟廣・舉を以て、並に中郎將と爲す。奔の兄弟、六人、皆、青紫を垂れ、醫藥に省侍す。當世、以て榮と爲す。
 盧芳、匈奴・烏桓と、兵を連ねて數邊に寇す。帝、驃騎大將軍杜茂等を遣はし、兵を將ゐて北邊を鎮守せしめ、飛狐の道を治め、亭障を築き、烽燧を修む。凡そ匈奴・烏桓と、大小數十百戰すれども、終に克つ能はず。
 上、寶融に詔して、五郡の太守と與に入朝せしむ。融等、詔を奉じて行く。官屬賓客相隨ひ、駕乘千餘兩、馬牛羊、野を被ふ。既に至り、城門に詣り、印綬を上る。詔して、使者を遣はし、侯の印綬を還し、引見して賞賜す。恩寵、京師を傾動す。尋いで融を冀州の牧に拜し、又、梁統を以て太中大夫と爲し、姑臧の長孔奮を武都の郡丞と爲す。姑臧は河西に在り、最も富饒と爲す。天下未だ定まらず、士、多く檢操を脩めず。縣に居る者、數月に盈たずして、輒ち豐積を致す。奮、職に在ること四年、力行清潔にして、衆人に笑はる。(衆人笑)以爲はく、「(奮)身、脂膏に處りながら、自ら潤す能はず」と。融に従ひて入朝するに及びて、諸の守令は、財貨、穀を連ね、

川澤に彌竟す。唯、奮のみ資無く、單車にて路に就く。帝、是を以て之を賞す。
 睢陽の令任延を以て武威の太守と爲す。帝、親しく見、之を戒めて曰はく、「善く上官に事へよ。名譽を失ふ無かれ」と。延對へて曰はく、「臣聞く、忠臣は和せず、和臣は忠ならずと。正を履み公に奉ずるは、臣子の節なり。上下雷同するは、陛下の福に非ず。善く上官に事へよとは、臣、敢て詔を奉せず」と。帝、歎息して曰はく、「卿の言、是なり」と。

十三年、春正月庚申、大司徒侯霸薨す。

戊子、詔して曰はく、「郡國の異味を獻するをば、其れ太官に令して復た受くる勿からしめよ。遠方の口實、以て宗廟に薦むる所は、自ら舊制の如くせよ」と。時に、異國、名馬を獻する者有り。日に行くこと千里。又、寶劍を進む。價直百金。詔して、劍を以て騎士に賜ひ、馬をば鼓車に駕せしむ。上、雅より音樂を聽くを喜まず、手に珠玉を持たず。嘗て出でて獵す。車駕夜還る。上東門の候汝南の郵、關を拒ぎて開かず。上、從者をして面を門間より見しむ。輝曰はく、「火明遠遠なり」と。遂に詔を受けず。上乃ち回り、東中門より入る。明日、輝、上書して諫めて曰は

【五】彌竟。わたり、つらなる。
 【一】太官。御膳の飲食を掌る官。太官令、一人、秩六百石。

【三】鼓車。乘輿の法駕の後に從ふ車の名。
 【四】上東門。洛陽城の東面北頭。門。雒陽に十二城門あり、門毎に候一人あり、秩六

く、「昔、文王は、敢て遊田に樂せず、萬民の惟れ正しきの供を以てす。而るに陛下は、遠く山林に獵し、夜以て晝に繼ぐ。其れ社稷宗廟を如何せん」と。書奏す。輝に布百匹を賜ひ、東中門の候を貶して、參封の尉と爲す。

【五】東中門。東面の中門。
 【六】文王云云。尙書無逸の篇の語。樂は樂しむ也。供は奉なり、進なり、上へ奉進すること。周の文王は遊田即ち遊獵を樂しみて度無きことあらず、故に上、濫りに費すこと無く、從つて下よりの收斂も度に過ぐるることなく、萬民の正當なる供進を取りたるの

【七】參封。縣の名、琅邪郡に屬す。今の山東省舊青州府の境に在るべし。
 【八】良。帝の叔父。
 【九】章與。竝に帝の兄の子。一説に、太原王は當に齊王に作るべしと。
 【一〇】富平。縣の名、平原郡に屬す。
 【一一】約。簡約なり。

しめ、以て匈奴に備ふ。
 盧芳、雲中を攻む。久しくして下らず。其の將隨昱、留りて九原を守り、芳を脅して來り降らんと欲す。芳、之を知り、十餘騎と與に、亡げて匈奴に入る。其衆盡く隨昱に歸す。昱乃ち闕に詣りて降る。詔して、昱を五原の太守に拜し、鐫胡侯に封す。朱祐奏す、「古は、人臣、封を受くるに、王爵を加へず」と。丙辰、詔して、長沙王興、眞定王得、河間王邵、中山王茂を、皆、爵を降して侯と爲す。丁巳、趙王良を以て趙公と爲し、太原王章を齊公と爲し、魯王興を魯公と爲す。是の時、宗室及び絶國の侯に封せらるる者、凡そ一百三十七人。
 (二〇) 富平侯張純は、安世の四世の孫なり。王莽の世を歴、敦謹にして、約を守るを以て、前封を保全す。建武の初、先づ來りて闕に詣る。侯たること故の如し。是に於て、有司奏す、「列侯の宗室

に非ざるをば、宜しく國を復すべからず」と。上曰はく、「張純は、宿衛すること十有餘年、其れ廢する勿かれ」と。更めて、武始侯に封じ、富平の半を食ましむ。

戊午、(三)紹嘉公孔安を以て宋公と爲し、承休公姬常を衛公と爲す。

三月辛未、沛郡の太守韓歆を以て大司徒と爲す。

丙子、行大司空馬成、復た揚武將軍と爲る。

吳漢、蜀より振旅して還り、宛に至る。詔して、家に過り(四)家を上らしめ、穀二萬斛を賜ふ。夏四月、京師に至る。是に於て、大に將士を饗す。

功臣、邑を増し更め封せらるること、凡そ三百六十五人、其の外戚恩澤の封せらるる者、四十五人。鄧禹を定め封じて高密侯と爲し、四縣を食ましめ、李通を固始侯と爲し、賈復を膠東侯と爲し、六縣を食ましめ、餘は各差有り。已に歿する者は、其の子孫を益し封じ、或は更に支庶を封す。

帝、兵間に在り、久しく武事を厭ひ、且つ天下の疲耗して、肩を思めんことを思樂するを知り、隴蜀平ぎてより後、警急に非ざれば、未だ嘗て復た軍旅を言はず。皇太子、嘗て攻戰の事を問ふ。帝曰はく、「昔、(五)衛の靈公、陳を問ふ。孔子、對へず。此れ爾が及ぶ所に非ず」と。鄧禹、賈復、帝が干戈を假せ、文徳を修め、功臣が衆を京師に擁する

を欲せざるを知り、乃ち甲兵を去り、儒學を教くす。帝も亦思念し、功臣の爵士を完くし。(二)吏職を以て過と爲さしめざらんと欲し、遂に左右將軍の官を罷む。耿弇等、亦大將軍・將軍の印綬をたる。皆、列侯を以て第に就き、位特進を加へ、朝請を奉せしむ。鄧禹は、内行淳備にして、子十三人有り、各一藝を守り。閨門を修整し、子孫を教養せしむ。皆、以後世の法と爲す可し。(二)用を國邑に資り、産利を修めず。賈復は、人と爲り、剛毅方正にして、大節多し。既に私第に還るや、門を闔ちて威重を養ふ。朱祐等、復を薦む、「宜しく宰相と爲すべし」と。帝方に吏事を以て三公を責む。故に功臣をば竝に用ひず。是の時、列侯は、唯だ高密・固始・膠東の三侯のみ、公卿と與に國家の大事に參議し、恩遇甚だ厚し。帝、功臣を制御すと雖も、而も毎に能く(二)回答し、其の小失を宥む。遠方、珍甘を貢するときは、必ず先づ徧く諸侯に賜ひ、而して太官には餘り無し。故に、皆、其の福祿を保ち、誅讎せらるる者無し。

益州、公孫述の(一)警師・(二)郊廟樂器・(三)葆車・(四)輿輦を傳送す。是に於て、(三)法物始めて備はる。時に兵革既に息み、天下、事少し。文書調役、務めて簡寡に従ひ、乃ち十

漢世祖光武皇帝建武十三年

【二】 武始。縣の名、魏郡に屬す。今の直隸省大名道邯鄲縣
【三】 元帝元始四年、紹嘉公を改めて宋公と曰ひ、承休公を鄭公と曰ふ。今、又、鄭公を改めて衛公と曰ふ。
【四】 家。吳漢の祖先の墳墓をいふ。
【五】 衛の靈公云云。論語衛靈公篇に見ゆ。衛の靈公、陳を孔子に問ふ。孔子曰く、俎豆の事は、則ち嘗てこれを聞けり。軍旅の事は、未だこれを學ばざるなりと。

【二】 吏職云云。其の職事に過失有るを以て爵邑を失はんことを恐るる也。
【三】 用云云。凡そ費用は皆國邑より資り、生産・作業及び營利を事とせず。
【四】 回答。回答なり。法を曲げて以て容るる也。
【五】 警師。警は目無き人、樂師と爲す。
【六】 郊廟樂器。郊廟の器とは、樽彝の屬、樂器とは、鐘磬の屬なり。
【七】 葆車。上に五采の羽を聚めて建てたる車。
【八】 輿輦。輿は車の總名。輦は、てぐるま。
【九】 法物。儀式に用ふる器具。

に一を存するに至る。

甲寅、冀州の牧貳融を以て大司空と爲す。融自ら以へらく、舊臣に非ざるに、一旦、朝に入り、功臣の右に在りと、朝會進見する毎に、容貌辭氣、卑恭なること已甚し。帝、此を以て愈之を親厚す。融、小心にして、久しく自ら安んぜず、數、爵位を辭す。上疏して曰はく、『臣融、子有り、朝夕教導するに經藝を以てし、天文を觀識記を見しめず、誠に恭肅にして事を畏れ。恂恂として道を守らしめんことを欲し、其の才能有るを願はず。何ぞ況んや乃ち當に傳ふるに連城廣土を以てし、故の諸侯王の國を享くべけんや』と。因つて復た間を請ひ見えんことを求む。帝、許さず。後、朝罷み、席後に逡巡す。帝、讓る有らんと欲するを知り、遂に左右をして傳出せしむ。它日、會見し、迎へて融に詔して曰はく、『日者、公が職を讓り土を還さんと欲するを知る。故に公に「暑熱なれば且く自ら便にせよ」と命せり。今、相見る、宜しく它の事を論ずべし。復た言ふを得る勿かれ』と。融、敢て重ねて陳請せず。

五月、匈奴、河東に寇す。十四年、夏、邛穀王任貴、使を遣はして三年の計を上る。即ち越嵩の太守を授く。

秋、會稽大に疫す。

莎車王賢・鄯善王安、皆、使を遣はして奉獻す。西域、匈奴の重斂に苦しみ、皆、漢に屬して復た都護を置かれんことを願ふ。上、中國新に定まるを以て、許さず。

太中大夫梁統・上疏して曰はく、『臣竊に見るに、元帝の初元五年、殊死の刑三十四事を輕くし、哀帝の建平元年、殊死の刑八十一事を輕くし、其の四十二事、手づから人を殺せる者は、死一等を減す。是よりの後、著して常準と爲す。故に人、法を犯すを輕んじ、吏、人を殺すを易んず。臣聞く、君を立つるの道は、仁義を主と爲すと。仁は人を愛し、義は理を正しくす。人を愛するは殘を除くを以て務と爲し、理を正しくするは亂を去るを以て心と爲す。刑罰は衷に在り、輕きを取らぬ。高帝、命を受け、令を約し律を定む。誠に其の宜しきを得たり。文帝は、唯だ肉刑と相坐するの法とを除省し、自餘は皆率ね舊章に由れり。哀・平の體を繼ぐに至りて、位に即きて日淺く、聽斷尙は寡きとき、丞相王嘉、輕しく穿鑿を爲し、先帝の舊約成律を廢除すること、數年の間に、百有餘事なりき。或は理に便ならず、或は民心を厭せず。謹みて其の尤も體に害ある者を表して、左に傳奏す。願はくは陛下、有司に宣詔し、詳かに其の善を擇び、不易の典を定めんことを』と。事、公

漢世祖光武帝建武十四年

- 【一】 衷。中なり。適當なるをいふ。
- 【二】 高帝云云。高帝、關に入るや、法三章を約し、後、蕭何、律九章を定む。
- 【三】 文帝云云。元年、收孥相坐する法を除き、十三年、肉刑を除く。
- 【四】 體を繼ぐ。位を嗣ぐをいふ。
- 【五】 體。政事の大體。

卿に下さる。光祿勳杜林・奏して曰はく、『大漢初めて興るや、苛政を蠲除し、海内歡欣す。其の後に至るに及びて、漸く以て滋章なり。』果桃菜茹の饋も、集めて以て贓を成し、小事の義に妨無きをも、以て大戮と爲し、法も禁ずる能はず。令も止むる能はざるに至り、上下相通れ、敵を爲すと彌深し。臣愚以爲へらく、宜しく舊制の如くすべし、（ハ）翻移す合からず』と。統復た上言して曰はく、『臣が奏する所は、刑を嚴にせよと曰ふに非ず。經に曰はく、『爰に百姓を制する、刑の衷に于てす』と。衷の言たるや、輕からず重からざるの謂なり。高祖より、孝宣に至るまで、海内、治と稱す。初元・建平に至りて、盜賊浸く多し。皆、刑罰、衷ならず、愚人犯し易きの致す所なり。此に由りて之を觀れば、則ち刑輕きの作るは、反つて大患を生じ、惠、姦軌に加はり、而して害、良善に及ぶなり』と。事寢みて・報せられず。

十五年、春正月辛丑、大司徒韓歆・免せらる。歆、直を好み、言に隱諱無し。帝、毎に容るる能はず。歆、上の前に於て、歲將に饑凶せんとするを證し、天を指し地を畫し、言甚だ剛切なり。故に坐して免せられて田里に歸る。帝猶ほ釋かず、復た使を遣はし、詔を宣べて之を責めしむ。歆及び子嬰

皆自殺す。歆素より重名有り、死せること其の罪に非ず、衆、多く、（二）厭せず。帝乃ち錢穀を遺賜し、（三）成禮を以て之を葬る。

臣光曰はく、昔、高宗、（四）説に命じて曰はく、『若し藥、瞑眩せずんば、厥の疾瘳えじ』と。夫れ切直の言は、人臣の利に非ず、乃ち國家の福なり。是を以て、人君、日夜に之を求め、唯だ聞くを得ざらんことを懼る。惜しいかな、光武の世を以てして、韓歆、直諫を用て死せるは、豈に仁明の累たらざらんや。

丁未、星有り。昂に孛す。

汝南の太守歐陽歆を以て大司徒と爲す。

匈奴、寇鈔すること日に盛にして、州郡、禁ずる能はず。二月、吳漢を遣はし、馬成・馬武等を率ゐ、北して匈奴を撃たしむ。雁門・代郡・上谷の吏民六萬餘口を徙し、居庸・常山關以東に置き、以て胡の寇を避けしむ。匈奴の左部、遂に復た轉じて塞内に居る。朝廷、之を患へ、緣邊の兵を増すこと、部ごとに數千人。

夏四月丁巳、皇子輔を封じて右翊公と爲し、英を楚公と爲し、陽を東海公と爲し、康を濟南公と爲す。

- 【一】 厭せず。不滿に思ふこと。
- 【二】 成禮。禮を具ふる也。非命にして死せるを以てして其禮を降さざるを言ふ。
- 【三】 高宗。殷の王なる武丁をいふ。
- 【四】 説。傳説。武丁の相となりし賢人。
- 【五】 瞑眩。目のくらむこと。
- 【六】 昂。星座の名、二十八宿の一。
- 【七】 居庸。縣の名。漢の上谷郡に屬す。今の京兆昌平縣の西北に在り。有名なる居庸關あり。
- 【八】 常山關。倒馬關ともいふ。代郡に在り。今の直隸省保定道唐縣の西北にあり。

蒼を東平公と爲し、延を淮陽公と爲し、荆を山陽公と爲し、衡を臨淮公と爲し、焉を左翊公と爲し、京を琅邪公と爲す。癸丑、兄續に追諡して齊の武公と爲し、兄仲を魯の哀公と爲す。帝、續の功業就らざりしを感じ、二子・章・興を撫育し、恩愛甚だ篤し。其の少くして貴きを以て、吏事に親しましめんと欲し、章をして試に平陰の令を守らしめ、興を緱氏の令とす。其の後、章を梁郡の太守に遷し、興を弘農の太守に遷す。

帝、天下の墾田、多く實を以て自ら占せず、又、戸口年紀、互に増減有るを以て、乃ち詔して、州郡に下して、檢覈せしむ。是に於て、刺史・太守、多く詐巧を爲し、苟くも田を度るを以て名と爲し、民を田中に聚め、并せて廬屋里落を度る。民、道を遮りて啼呼す。或は豪右を優饒し、羸弱を侵刻す。時に諸郡各使を遣はして事を奏す。帝、陳留の吏の牘の上に書有るを見、之を視るに、云はく、「潁川・弘農をば問ふ可し。河南・南陽をば問ふ可からず」と。帝、吏に由趣を詰る。吏、肯て服せず。抵きて言はく、「長壽・街上に於て之を得たり」と。帝怒る。時に東海公陽、年十二、帳後に在り、言つて曰はく、「吏、郡の勅を受け、當に

【九】事、三十九卷更始元年に見ゆ。

【一〇】平陰・緱氏二縣は皆河南の尹に屬す。平陰は今の河南省河洛道孟津縣の東。緱氏は同省同道偃師縣の南。

【一一】檢覈。事實を調査するなり。

【一二】豪右。豪族。

【一三】牘。文字を書く木札。文書をいふ。

【一四】弘農。漢、秦の南陽河南二郡の西境を割きて弘農郡を置く。義、農桑を弘大にするを取りて名と爲す。

【一五】由趣。由は此書の從りて來る所。趣は此の書の趣意。

【一六】抵。欺く也。

【一七】長壽街。洛陽城中に在り。

【一八】救。救戒なり。

【一九】墾田の數を問うて以て相比せんことを求むるなり。

【一〇】帝曰はく、「即し此の如くならば、何が故に河南・南陽をば問ふ可からずと言へる」と。【一一】對へて曰はく、「河南は帝城にして近臣多く、南陽は帝郷にして近親多く、田宅、制に踰ゆれども、準と爲す可からず」と。帝、虎賁將をして吏を詰問せしむ。

【一二】帝、吏に由趣を詰る。吏、肯て服せず。【一三】抵きて言はく、「長壽・街上に於て之を得たり」と。帝怒る。時に東海公陽、年十二、帳後に在り、言つて曰はく、「吏、郡の勅を受け、當にんことを求む。帝、竟に赦さず。獄中に死す。

十二月庚午、關内侯戴涉を以て大司徒と爲す。

盧芳、匈奴より、復た入りて高柳に居る。

是の歲、驃騎大將軍杜茂、軍吏をして人を殺さしむるに坐し、免せらる。揚武將軍馬成をして、茂に代りて障塞を繕治せしむ。十里ごとに一候、以て匈奴に備ふ。騎都尉張堪をして杜茂の營を領せしむ。【一四】堪を漁陽の太守に拜す。堪、事を視ること八年、匈奴、敢て塞を

【一〇】虎賁將。虎賁中郎將。【一一】考實。事實を取り調ぶる也。【一二】八世。歐陽生。伏生の尙書を傳へしより、歛に至るまで八世、皆、博士となる。【一三】髡剔。髮を剃る。【一四】禮震。禮は姓、震は名。【一五】高柳。山西省雁門道陽高縣。

犯さず。民に耕稼を勸め、以て三〇殷富を致す。百姓歌うて曰はく、三〇桑に附枝無く、三〇麥に兩岐秀づ。張君政を爲す、三〇樂支ふ可からず」と。

安平侯蓋延・薨す。

交趾の三〇麓冷縣の雒將の女子徵側、甚だ雄勇なり。交趾の太守蘇定、法を以て之を繩す。徵側・忿怨す。

十六年、春二月、徵側、其の妹徵貳と與に反す。九真・日南・合浦の蠻俚、皆、之に應じ、凡そ六十五城を略し、自立して王と爲り、麓冷に都す。交趾の刺史及び諸太守、僅に・自ら守るを得たり。

三月辛丑晦、日、之を食する有り。

秋九月、河南の尹張伋及び諸郡守十餘人、皆、田を度ること實ならざるに坐し、獄に下されて死す。後、上、從容として虎賁中郎將馬援に謂つて曰はく、「吾甚だ前に守相を殺せること多きを恨むなり」と。對へて曰はく、「死すとも其の罪を得ば、何の多きことか之れ有らん。但だ死者は既に往く、復た生く可からざるなり」と。上大に笑ふ。

- 【二六】 殷富。殷盛富裕なり。
- 【二七】 桑云云。蠶月に既に桑を採り、繁枝を斫り去り、其の特に長ぜるものを留むるときは、來年の桑葉茂盛す。
- 【二八】 麥云云。麥は一莖一穗にして、兩岐ある者罕なり、故に兩岐あるを以て瑞と爲すなり。
- 【二九】 樂云云。樂しまざらんと欲するも得ざるをいふ。
- 【三〇】 麓冷。今の安南の太原府の西。雒將。交趾の地、未だ郡縣有らざりし時、土地に雒の田有り、民、これを墾して食を得たり、因つて名づけて雒民といふ。雒王。雒侯を設けて、諸郡縣を主らしむ。縣に雒將あり。
- 【三一】 蠻俚。蠻人。

郡國の羣盜、處處に並び起る。郡縣の追討、到れば則ち解散し、去れば復た屯結す。青・徐・幽・冀の四州尤も甚だし。冬十月、使者を遣はして郡國に下らしめ、羣盜の自ら相糾擿するを聽し、五人共に一人を斬る者は其の罪を除き、吏、逗留し回避し故らに縦す者と雖も、皆問ふ勿からしめ、禽討を以て效と爲すを聽し、其の牧守令長の、界内に盜賊有りて而も收捕せざるに坐する者、又、畏慄を以て城を捐て守を委つる者、皆、以て負と爲さず、但だ賊を獲るの多少を取りて、殿最を爲し、唯だ蔽匿する者をば、乃ち之を罪す。是に於て、更に相追捕し、賊竝に解散す。其の魁帥を它郡に徙し、田を賦し、粟を受け、生業に安んせしむ。是より、牛馬をば放牧して、收めず、邑門をば閉ぢす。

- 【二】 屯結。屯集團結。
- 【三】 糾擿。糾明告發。
- 【四】 畏慄。畏懼懦弱。

- 【五】 負。罪を負ふ也。
- 【六】 殿最。上下の等級。
- 【七】 粟。粟給。

盧芳、閼婁と與に、使をして降を請はしむ。帝、芳を立てて代王と爲し、堪を代の相と爲し、繪二萬匹を賜ひ、因つて匈奴を和集せしむ。芳・上疏して謝し、自ら・闕庭を思望するを陳ぶ。詔して芳に報じ、明年正月に朝せしむ。初め匈奴、漢の・芳を購求するを聞き、財帛を得るを貪る、故に芳を遣りて還り降らしむ。既にして芳、自ら歸するを以て功と爲し、匈奴の遣る所なるを稱せず、單于、復た其の計を言ふを恥づ。故に賞遂に行はれず。是に由りて（匈奴）大に恨み、入りて寇すること尤も深し。

馬援・奏す、「宜しく舊の如く五銖錢を鑄るべし」と。上、之に従ふ。天下、其の便に頼る。盧芳・入朝せんとし、南して昌平に及ぶ。詔有り、止め、更めて明歲に朝せしむ。

十七年、春正月、趙の孝公良・薨す。初め懷縣の大姓李子春の二孫、人を殺す。懷の令趙熹、其の姦を窮治す。二孫自殺す。子春を收繫す。京師の貴戚、爲めに請ふ者數十。熹終に聽かず。良病むに及びて、上、臨みて之を視、言はんと欲する所を問ふ。良曰はく、「素より李子春と厚し。今、罪を犯し、懷の令趙熹、之を殺さんと欲す。願はくは其の命を乞はんことを」と。帝曰はく、「吏、法律を奉ずるは、枉ぐ可からざるなり。更に它の欲する所を道へ」と。良、復た言ふ無し。既に薨じ、上、良を追思し、乃ち子春を貫出す。熹を遷して平原の太守と爲す。

- 【八】 五銖錢を廢すること、三十七卷の王莽始建國元年に見ゆ。
- 【九】 昌平。縣の名、上谷郡に屬す。今京兆に屬す。
- 【一〇】 貫出。赦して獄より出す也。
- 【一一】 章陵。故の春陵なり。上、名を更めしこと前に見ゆ。
- 【一二】 皖。縣の名、故城は今の安徽省安慶道潛山縣の北に在り。

二月乙未晦、日、之を食する有り。

夏四月乙卯、上、章陵に行幸し、五月乙卯、宮に還る。六月癸巳、臨淮の懷公衡・薨す。妖賊李廣、皖城を攻没す。虎賁中郎將馬援、驃騎將軍段熲を遣はして之を討つ。秋九月、皖城を破り、李廣を斬る。

郭后、寵衰へ、數々怨懟を懷く。上、之を怒り、冬十月辛巳、皇后郭氏を廢し、貴人陰氏を立てて皇后と爲す。詔して曰はく、「異常の事は、國の休福に非ず。壽を上り慶を稱するを得ず」と。郭后、帝に言して曰はく、「臣聞く、「夫婦の好は、父も之を子に得る能はず」と。況んや臣能く之を君に得んや。是れ臣が敢て言はざる所なり。然りと雖も、願はくは陛下、其の可否の計を念ひ、天下をして社稷を議する有らしむる無からんのみ」と。帝曰はく、「憚、善く己を恕して主を量る。我が必ず左右する所有りて天下を輕んぜざるを知るなり」と。帝、郭后の子右翊公輔を進めて中山王と爲し、常山郡を以て中山國に益す。郭后を中山太后と爲す。其餘の九國公、皆、王と爲る。甲申、帝、章陵に幸し、園廟を修め、舊宅を祠り、田廬を觀、酒を置き樂を作し、時の宗室諸母に賞賜す。因つて酣悅し、相與に語りて曰はく、「文叔は少時謹信にして、人と與にするに款曲せず、唯だ直柔なるのみ。今乃ち能く此の如し」と。帝、之を聞き、大に笑つて曰はく、「吾、天下を治むるも、亦、柔道を以て之を行はんと欲す」と。十二月、章陵より還る。是の歲、莎車王賢、復た使を遣はして奉獻し、都護を請ふ。帝、賢に西域都護の印綬及び車旗・黃金・錦繡を賜ふ。敦煌の太守裴遵・上言す、「夷狄には假すに大權を以てす可からず。又、諸國をして

- 【一】 休福。休美なる幸福。
- 【二】 恕。推しほかる也。
- 【三】 左右する所有らず。左右とは向背と言ふが如し。其の齊等なるを言ふ。
- 【四】 款曲。懇親なること。

望を失はしめん」と。詔書して、都護の印綬を收め還し、更めて賢に賜ふに漢の大將軍の印綬を以てす。其の使、易ふるを肯せず。遵、迫りて之を奪ふ。賢、是に由りて始めて恨む。而して猶ほ詐りて大都護と稱し、書を諸國に移す。諸國悉く服屬す。

匈奴・鮮卑・赤山の烏桓、數兵を連ねて塞に入り、吏民を殺略す。詔して、(一)襄賁の令、(二)祭彤を拜して遼東の太守と爲す。彤、勇力有り。虜、塞を犯す毎に、常に士卒の(三)鋒と爲り、數破りて之を走らす。彤は遵の從弟なり。

征側等、寇亂すること連年、長沙・合浦・交趾に詔して、車船を具へ、道橋を修め、(四)障谿を通じ、糧穀を儲へしめ、馬援を拜して伏波將軍と爲し、扶樂侯劉隆を以て副と爲し、南して交趾を撃たしむ。

十八年、二月、蜀郡の守將史歆・反し、太守張穆を攻む。穆、城を踰えて走る。(一)宕渠の楊偉等、兵を起して以て歆に應ず。帝、吳漢等を遣はし、萬餘人を將ゐて之を討たしむ。

甲寅、上、長安に行幸し、三月、蒲坂に幸し、后土を祠る。馬援、海に緣うて進み、山に隨ひ道を刊ること、千餘里、浪泊の上に至り、之を破り、追うて禁谿に至る。賊遂に散走す。

夏四月甲戌、車駕、宮に還る。戊申、上、河内に行幸し、戊子、宮に還る。五月、旱す。

盧芳、昌平より還り、内自ら疑懼し、遂に復た反し、閔堪と相攻むること連月。匈奴、數百騎を遣はし、芳を迎へて塞を出でしむ。芳、匈奴の中に留まること十餘年、病みて死す。

吳漢、廣漢・巴・蜀の三郡の兵を發し、成都を圍むこと百餘日。秋七月、之を拔き、史歆等を斬る。漢乃ち梟に乗り、江に沿うて巴郡に下る。楊偉等、惶恐して解散す。漢、其の渠帥を誅し、其の黨與數百家を南郡・長沙に徙して還る。

冬十月庚辰、上、宜城に幸し、還つて章陵を祠り、十二月、宮に還る。是の歲、(二)州牧を罷め、刺史を置く。

漢世祖光武皇帝建武十八年

【八】鮮卑。烏桓と同種にして東胡の一種。蒙古種。通古斯種の雜種なり。鮮卑山に依る、故に號すと傳へらる。シラムレン流域に據り、次第に南下し來れるものなり。

【九】赤山。遼東の西北數千里に在り。

【一〇】襄賁。縣の名、東海郡に屬す。故城は今の山東省濟寧道臨沂縣の南に在り。

【一一】祭彤。當に祭彤に作るべし。

【一二】鋒。先鋒。

【一三】障谿。障は嶂と通ず、山なり。山谿の險阻なる處に、道及び橋を治めて、以てこれを通ずる也。

【一四】宕渠。縣の名、巴郡に屬す。故城は今の四川省東川道渠縣の東北に在り。

【一五】蒲坂。縣の名、河東郡に屬す。故城は今の山西省河東道永濟縣に在り。

【一六】浪泊。湖の名、今の佛領東京・河内の境内にあり。また西湖ともいふ。禁谿は、水經註及び越志には、皆、金谿に作る。蓋し滄谿の西南に在るべし。

【一七】宜城。縣の名、南郡に屬す。故城は今の湖北省襄陽道宜城縣の南に在り。

【一八】州牧を置くこと、始めて三十二卷成帝綏和元年に見え、哀帝建平三年に至りて復た刺史と爲し、元壽二年、復た牧と爲す。

五官中郎將張純、太僕朱浮と、奏議す、『禮に、人の子と爲り、太宗に事ふるときは、其の私親を降す。當に今の親廟四を除き、先帝の四廟を以て之に代ふべし』と。大司徒涉等奏す、『元・成・哀・平の四廟を立てん』と。上自ら以へらく、昭穆の次第、當に元帝の後と爲るべしと。

十九年、春正月庚子、宣帝を追尊して中宗と曰ひ、始めて昭帝・元帝を太廟に、成帝・哀帝・平帝を長安に、春陵の節侯以下を章陵に祠る。其の長安・章陵は、皆、太守・令・長、祠に侍す。

馬援、徵側・徵貳を斬る。

妖賊單臣・傅鎮等、相聚まりて、原武城に入り、自ら將軍と稱す。太中大夫臧宮に詔して、兵を將ゐて之を圍ましむ。數、攻むれども下らず、士卒死傷す。帝、公卿諸侯王を召し、方略を問ふ。皆曰はく、『宜しく其の購賞を重くすべし』と。東海王陽獨り曰はく、『妖巫相劫すとも、執、久しく立つ無からん。其の中に、必ず、悔いて亡げんと欲する者有らん。但だ外圍急にして、走るを得ざるのみ。宜しく小しく、挺緩して、逃亡するを得しむべし。逃亡せば、則ち一亭長、以て禽にするに足らん』と。帝、之を然りとし、即ち宮に敕して、圍を撤し、賊を緩めしむ。賊衆分散す。夏四月、原武を拔き、臣・鎮

- 【一】原武。縣の名、河南の尹に屬す。故城は今の河南省河北道陽武縣治に在り。
- 【二】購賞。懸賞なり。
- 【三】挺緩。解き寛くする也。
- 【四】居風。縣の名、九真郡に屬す。今の佛領安南の地に在り。
- 【五】嶠。嶺なり。山銳くして

等を斬る。

馬援、進みて徵側の餘黨都陽等を撃ち、居風に至り、之を降す。嶠南悉く平ぐ。援、越人と、舊制を申明し、以て之を約束す。自後、駱越、馬將軍の故事を奉行す。

閏月戊申、趙・齊・魯の三公の爵を進めて、皆、王と爲す。

郭后既に廢せられ、太子彊、意、自ら安んぜず。郵憚、太子に説きて曰はく、『久しく、疑位に處るは、上は孝道に違ひ、下は危殆に近し。位を辭して以て母氏を奉養するに如かず』と。太子、之に従ふ。數、左右及び諸王に因りて、其の懇誠を陳べ、藩國に備はらんことを願ふ。上、忍びず、遲回すること數歲。六月戊申、詔して曰はく、『春秋の義は、子を立つるに貴きを以てす。東海王陽は、皇后の子なり、宜しく大統を承くべし。皇太子彊、崇く謙退を執り、藩國に備はらんことを願ふ。父子の情、久しく之に違ふを重る。其れ彊を以て東海王と爲し、陽を立てて皇太子と爲し、名を莊と改む』と。

袁宏論じて曰はく、『夫れ太子を建つるは、宗統を重んじ民心を一にする所以なり。天下に大惡有るに非ざれば、移す可からざるなり。世祖、漢業を中興す。宜しく正道に遵ひ、以て後の法と爲すべし。今、太子の徳は、未だ外に虧けざるに、内寵既に多く、嫡子、位を遷せるは、失と謂ふ可し。

- 高きを嫡と曰ふ。
- 【六】疑位。疑はしき位。
- 【七】春秋云云。公羊傳に曰はく、嫡を立つるには長を以てして賢を以てせず、子を立つるには貴を以てして長を以てせず。母貴きときは子貴し。子は母を以て貴く、母は子を以て貴しと。

然れども東海、藩に歸し、謙恭の心彌、亮かに、明帝、統を承け、友子の情愈篤し。長幼位を易へ・興廢同じからずと雖も、父子兄弟、至性、間無し。夫れ三代の道を以て之に處するも、亦、何を以てか(二)過ぎんや。

帝、太子の舅陰識を以て執金吾(事)を守らしめ、陰興を衛尉と爲し、皆、太子を輔導せしむ。識は性忠厚にして、入りては極言正議すと雖も、賓客と語るに及びては、未だ嘗て國事に及ばず。帝、之を敬重し、常に識を指し、以て貴戚を戒し、左右を激厲す。興は賢を禮し士を好むと雖も、而も門に遊俠無し。同郡の張宗・上谷の鮮于哀と、相好からざれども、其の用有るを知り、猶ほ長ずる所を稱して之を達す。友人張汜・杜禽は、興と厚善なれども、以て華にして實少しと爲し、但だ之に私するに財を以てするのみ、終に爲めに言はず。是を以て、世、其の忠を稱す。上、沛國の桓榮を以て、議郎と爲し、太子に經を授けしむ。車駕、太學に幸し、諸博士を會し、前に論難せしむ。榮、經義を辨明するに、毎に禮讓を以て相厭し、辭の長ずるを以て人に勝たず。儒者、之に及ぶもの莫し。特に賞賜を加ふ。又、諸生に詔して、雅歌して磬を撃たしめ、日を盡して乃ち罷む。帝、左中郎將汝南の鍾興をして、皇太子及び宗室・諸侯に春秋を授けしむ。興に爵、關内侯を賜はんとす。興、辭するに功無きを以てす。帝曰はく、「生きて太子及び諸侯王を教訓するは、大功に非ずや」と。興

- 【八】 友子。兄弟に悌愛あるなり。
- 【九】 議郎。官名、秩六百石。
- 【一〇】 厭。服する也。

曰はく、「臣は少府丁恭を師とせり」と。是に於て、復た恭を封ず。而れども興は遂に固辭して、受けず。陳留の董宣、雒陽の令たり。湖陽公主の蒼頭、白日、人を殺し、因つて主の家に匿る。吏、得る能はず。主出行して奴を以て驂乗とするに及びて、宣、(二)夏門亭に於て之を候し、車を駐め馬を叩へ、刀を以て地を畫し、大言して主の失を數へ、奴を叱して車を下らしめ、因つて之を格殺す。主即ち宮に還りて帝に訴ふ。帝、大に怒り、宣を召し、之を筆殺せんと欲す。宣、叩頭して曰はく、「願はくは乞ふ一言して死せん」と。帝曰はく、「何をか言はんと欲する」と。宣曰はく、「陛下、聖徳にして中興す。而れども奴が人を殺すを縱さば、將に何を以て天下を治めんとするか。臣、筆うたるを須たず、請ふ自殺するを得ん」と。即ち頭を以て(三)楹を撃つ。流血、面に被る。帝、(四)小黃門をして之を持せしめ、宣をして叩頭して主に謝せしむ。宣、從はず。強ひて之を(五)頓かしむ。宣、兩手をもて地に據り、終に俯するを肯せず。主曰はく、「文叔は、白衣たりし時、(六)亡を藏し(七)死を匿し、吏、敢て門に至らざりき。今、天子と爲り、威、一令に行はるる能はざるか」と。帝笑つて曰はく、「天子は白衣と同じからず」と。因つて敕す、(八)「彊項令出でよ」と。錢三十萬を賜ふ。宣悉く以て諸吏に班つ。是

- 【一】 夏門亭。夏門は雒陽の十二城門の一。雒陽城の北面西頭の門なり。十二城門には門ごとに一亭あり。
- 【二】 楹。柱なり。
- 【三】 小黃門。宦者なり。少府に屬す。
- 【四】 頓。首を下ぐる也。
- 【五】 白衣。無位無官の人をいふ。
- 【六】 亡。亡命者。
- 【七】 死。死罪を犯せる者。
- 【八】 彊項令。彊項は低屈せざるを言ふ。令は宣が雒陽の令なるによりていへるなり。

に由りて、能く豪彊を搏撃す。京師、震慄せざるもの莫し。

九月壬申、上、南陽に行幸し、進みて汝南の南頓の縣舎に幸し、酒を置きて會し、吏民に賜ひ、南頓の田租を復すること一歲。父老前みて叩頭して言はく、「皇考、此に居ること日久しく、陛下、寺舎を識知し、來る毎に輒ち厚恩を加ふ。願はくは復すること十年を賜はらんことを」と。帝曰はく、「天下は重器なり。常に任へざらんことを恐る。日復た一日。安んぞ敢て遠く十歳を期せんや」と。吏民又言はく、「陛下、實に之を惜む。何ぞ言の謙なるや」と。帝大に笑ひ、復た一歳を増す。進みて淮陽・梁沛に幸す。

西南の夷、棟蠶反し、長吏を殺す。武威將軍劉尚に詔して之を討たしむ。路、越嶲に由る。邛穀王任貴、尙既に南邊を定めば、威法必ず行はれ、己自ら放縱なるを得ざらんことを恐れ、即ち兵を聚め營を起し、多く毒酒を醸し、先づ軍を勞ひ、因つて尙を襲撃せんと欲す。尙、其の謀を知り、即ち兵を分ち、先づ邛都に據り、遂に任貴を掩うて之を誅す。

- 【一】 標。慄の誤。蓋し傳寫の誤なり。
- 【二】 南頓。縣の名、故城は今の河南省開封道項城縣の南に在り。
- 【三】 寺舎云云。光武、嘗て皇考に従つて、南頓に至る、故に寺舎を識知する也。寺舎は官舎なり。
- 【四】 棟蠶。今の雲南省舊楚雄府（滇中道騰越道の境）方面に據れるもの。
- 【五】 邛都。縣の名、越嶲郡の治所。今の四川省建昌道西昌縣の東南に在り。

二十年、春二月戊子、車駕、宮に還る。

夏四月庚辰、大司徒戴涉、故の太倉令奚涉を罪に入るに坐し、獄に下されて死す。帝、三公は職を連ぬるを以て、大司空竇融を策免す。

廣平の忠侯吳漢、病篤し。車駕親しく臨み、言はんと欲する所を問ふ。對へて曰はく、「臣愚、知識する所無し。惟だ願はくは陛下、愼んで赦する無からんのみ」と。五月辛亥、漢薨す。詔して、葬を送ること大將軍霍光の故事の如くせしむ。漢、性彊力にして、征伐に従ふ毎に、帝、未だ安んせざれば、常に足を側て立つ。諸將は戰陳の利ならざるを見れば、或は多く惶懼し、其の常度を失ふ。漢は意氣自若として、方に器械を整厲し、吏士を激揚す。帝、時に人を遣はし、大司馬何を爲すかを觀しむ。還つて言はく、「方に戰攻の具を修む」と。乃ち歎じて曰はく、「吳公、差人意を彊くす。隱として一敵國の若し」と。當に師を出すべき毎に、朝に詔を受け、夕に則ち道に引き、初めより辦嚴の日無し。朝廷に在るに及びては、斤斤たる謹質、體貌に形る。漢嘗て出征せしとき、妻子、後に在り、田業を買ふ。漢還りて、之を讓めて曰はく、「軍師、外に在り、吏士、足らず。何ぞ多く田宅を買ふや」と。

- 【一】 太倉令。大司徒に屬し、郡國より漕轉せる穀を受くるを主る。秩六百石。
- 【二】 罪に入る。罪無きに罪を加ふる也。
- 【三】 忠侯。吳漢の諡。
- 【四】 大將軍云云。二十四卷宣帝地節元年に見ゆ。
- 【五】 隱。威重の貌。
- 【六】 道に引く。兵士を率ゐて出發する也。
- 【七】 辦嚴。辦は具ふる也。嚴は裝なり。明帝の諱を避けて改めし也。旅裝をととのふること。
- 【八】 斤斤。愼深き貌。

遂に盡く以て昆弟外家に分ち與ふ。故に能く職に任へ、功名を以て終る。
匈奴、上黨・天水に寇し、遂に扶風に至る。

帝、(一〇)風眩に苦しむ、疾むこと甚だし。陰興を以て侍中を領せしめ、(二)顧命を(三)雲臺の廣室に受けしむ。會、病瘳え、興を召見し、以て吳漢に代りて大司馬と爲さんと欲す。興、叩頭して流涕し、固く譲りて曰はく、「臣、敢て身を惜まざる。誠に聖徳を虧損せん。苟くも昌なる可からず」と。至誠、中に發し、左右を感動す。帝遂に之を聽す。太子太傅張湛、郭后の廢せられしより、疾と稱して朝せず。帝、彊ひて之を起たしめ、以て司徒と爲さんと欲す。湛、固辭す、「病篤く、復た朝事に任ふる能はず」と。遂に之を罷む。六月庚寅、廣漢の太守河内の蔡茂を以て大司徒と爲し、太僕朱浮を大司空と爲す。

壬辰、左中郎將劉隆を以て驃騎將軍と爲し、大司馬の事を行はしむ。
乙未、中山王輔を徙して沛王と爲す。(四)郭況を以て大鴻臚と爲す。帝、數、其の第に幸し、金帛を賞賜し、豐盛なること比すべき莫し。京師、況の家を號して金穴と爲す。
秋九月、馬援、交阯より還る。平陵の孟冀、之を迎勞す。援曰はく、「方今、匈奴・烏桓、尙ほ北邊

【九】上黨は郡の名、即ち今の山西省冀寧道南部の地なり。
天水は郡の名、今の甘肅省渭川道通渭縣の西南に在り。右扶風は郡の名、三輔の一たり、今の陝西省關中道西部の地なり。
【一〇】風眩。四肢の自由を失ひ目まひする病。
【二】顧命。臨終の命。
【三】雲臺。洛陽の南宮に在り。廣室は寢殿なり。
【四】郭況。郭后の弟。數、況に恩賜するは、以て后の心を慰むるなり。

を擾す。自ら請うて之を撃たんと欲す。男兒は、要す當に邊野に死し、馬革を以て尸を裹み、還りて葬らるべきのみ。何ぞ能く牀上に臥して兒女子の手中に在らんや」と。冀曰はく、「諒に烈士たり。當に此の如くなるべし」と。

冬十月甲午、上、(四)魯・東海・楚・沛國に行幸す。

十二月、匈奴、天水・扶風・上黨に寇す。

壬寅、車駕、宮に還る。

馬援、自ら匈奴を撃たんと請ふ。帝、之を許し、出でて(五)襄國に屯せしめ、百官に詔して祖道せしむ。援、黃門郎梁松・寶固に謂つて曰はく、

「凡そ人富貴なるも、當に復た賤しくす可からしむべきなり。卿等の如きは、復た賤しくす可からざらんと欲す。高きに居り、堅く自ら持せよ。勉めて鄙言を思へ」と。松は統の子、固は友の子なり。

劉尚、兵を進め、棟簞等と連に戦ひ、皆、之を破る。

【四】魯等は皆諸皇子の封國。
【五】襄國。縣の名、趙國に屬す。故城は今の直隸省大名道邢臺縣の西南に在り。
【一】不韋。縣の名、益州郡に屬す。今の雲南省騰越道保山縣に在り。
【二】居止。住所。

二十一年、春正月、追うて(二)不韋に至り、棟簞の帥を斬る。西南の諸夷悉く平ぐ。
烏桓、匈奴・鮮卑と、兵を連ねて寇を爲す。代郡以東、尤も烏桓の害を被る。其の(三)居止、塞に近く、

〔一〕朝に穹廬を發すれば、暮に城郭に至る。五郡の民庶、家ごと其の辜を受け、郡縣損壞し。百姓流亡し、邊陲蕭條として、復た人迹無きに至る。秋八月、帝、馬援を遣はし、謁者と與に、分ちて堡塞を築き、稍く郡縣を興立し、或は空しく太守・令・長を置き、人民を招還す。烏桓、上谷の塞外の白山に居る者、最も強富と爲す。援、三千騎を將ゐて之を撃ち、功無くして還る。鮮卑萬餘騎、遼東に寇す。太守祭彤、數千人を率ゐて之を迎へ撃ち、自ら甲を被り陳を陷る。虜大に犇る。水に投じて死する者、半に過ぐ。遂に窮追して塞を出づ。虜急なり。皆、兵を棄て、裸身にして散走す。是の後、鮮卑、震怖して形を畏れ、敢て復た塞を闕はず。

【三】穹廬は匈奴等の居住たるテントをいふ。城郭とは漢人の住地をいふ。

【四】五郡。代、上谷、漁陽、右北平、遼西。

【五】辜。障害なり。

【六】裴邈は敦煌の太守たり。

莎車王賢、浸く以て驕横にして、西域を兼弁せんと欲し、數諸國を攻め、重く賦税を求む。諸國・愁懼す。車師前王・鄯善・焉耆等の十八國、俱に子を遣はして入りて侍せしめ、其の珍寶を獻す。見ゆるを得るに及びて、皆、流涕稽首し、都護を得んことを願ふ。帝、中國初めて定まり、北邊未だ服せざるを以て、皆、其の侍子を還し、厚く之に賞賜す。諸國、都護出でずして侍子皆還ると聞き、大に憂恐し、乃ち敦煌の太守に檄を與ふ、『願はくは侍子を留め、以て莎車に示し、侍子、留めらる。都護尋いで出でん』と言はんことを冀はくは且く其の兵を息めん』と。裴邈、狀を以て聞す。帝、之を許す。

二十二年、春、閏正月丙戌、上、長安に幸し、二月己巳、雒陽に還る。

夏五月乙未晦、日、之を食する有り。

秋九月戊辰、地震ふ。

冬十月壬子、大司空朱浮、免せらる。

癸丑、光祿勳杜林を以て大司空と爲す。

初め陳留の劉昆、江陵の令と爲る。縣に火災有り。昆、火に向つて叩頭す。火尋いで滅ゆ。後、弘農の太守と爲る。虎、皆、子を負うて河を渡る。帝聞きて之を異とし、昆を徵し、林に代りて光祿勳と爲す。帝、昆に問うて曰はく、『前に江陵に在るとき、風を反して火を滅し、後に弘農に守たるとき、虎北して河を渡れり。何の徳政を行うてか、是の事を致せる』と。對へて曰はく、『偶然なるのみ』と。左右皆笑ふ。帝、歎じて曰はく、『此れ乃ち長者の言なり』と。顧みて命じて諸を策に書せしむ。

【一】江陵。縣の名、南郡に在り。今の湖北省荆南道江陵縣の地。

【二】策。簡策なり。

【三】青州。濟南・平原・樂安・北海・東萊・齊國を部す。

【四】赤地。地に在るの物皆盡くるをいふ。

【五】太半。三分の二をいふなり。

是の歲、青州に蝗あり。匈奴の單于興・死す。子左賢王烏達鞮侯立つ。復た死す。弟左賢王蒲奴立つ。匈奴の中、連年旱し蝗あり、赤地數千里、人畜饑疫し、死耗すること太半。單于、漢の其の敵に乗せんことを畏れ、

乃ち使を遣はし、漁陽に詣りて和親を求めしむ。帝、中郎將李茂を遣はし、命を報せしむ。烏桓、匈奴の弱きに乗じ、撃ちて之を破る。匈奴、北に徙ること數千里。幕南の地空し。詔して、諸の邊郡の亭候吏卒を罷め、幣帛を以て烏桓を招き降す。

西域の諸國の侍子、久しく敦煌に留まり、皆、愁思して亡げ歸る。莎車王賢、都護の至らざるを知り、撃ちて鄯善を破り、攻めて龜茲王を殺す。鄯善王安・上書し、復た子を遣はして入りて侍せしめんことを願ひ、更に都護を請ふ、『都護出でずんば、誠に匈奴に迫られん』と。帝、報じて曰はく、『今、使者・大兵、未だ出づるを得る能はず。若し諸國の力、心に従はずんば、東西南北自ら

- 【六】 東西南北云云。其の従ふ所に任ず也。
- 【七】 南羌。湟中の諸羌。
- 【八】 四郡。武威、張掖、酒泉、敦煌。
- 【九】 五世。高祖、惠帝、呂后、文帝、景帝。

班固・論じて曰はく、孝武の世に、匈奴を制せんことを圖り、其の西域を兼ね従へ。南羌を結黨せんことを患へ、乃ち河曲に表して、四郡を列し、玉門を開きて西域に通じ、以て匈奴の右臂を斷ち、南羌・月氏を隔絶す。單于、援を失ふ。是に由りて遠く遁れて、幕南に王庭無し。文・景の玄默・民を養ふこと、五世なるに遭値し、財力餘り有り、士馬彊盛なり。故に能く犀布・瑇瑁を賈れば、則ち珠厓の七郡を建て、蒟醬・竹杖に感ずれば、則ち牂牁・越嶲を開き、天馬・蒲萄を開けば、則ち大宛・安息に通ず。是より、殊方異物、四面よりして至る。是に於て苑囿

を開き、宮室を廣くし、帷帳を盛にし、服玩を美にし、酒池肉林を設け、魚龍角抵の戲を作り、以て之に、觀視し、及び賂遺贈送し、萬里相奉じ、師旅の費、勝て計ふ可からず。用度足らざるに至りて、乃ち酒酤を榷し、鹽鐵を筭し、白金を鑄、皮幣を造り、算、車船に至り、租、六畜に及び、民力屈き、財用竭く。之に因るに凶年を以てし、寇盜竝び起り、道路、通せず。直指の使、始めて出で、繡を衣斧を杖り、郡國に斷斬し、然る後之に勝つ。是を以て末年、遂に輪臺の地を棄て、而して哀痛の詔を下す。豈に仁聖の悔ゆる所に非ずや。且つ西域に通ずるには、近きは龍堆有り、遠きは則ち葱嶺・身熱・頭痛・懸度の阨あり。淮南・杜欽・楊雄の論、皆以爲へらく、此れ天地の區域を界別し外内を絶つ所以なりと。西域の諸國、各、君長有り、兵衆分れて弱く、統一する所無し。匈奴に屬すと雖も、相親附せず。匈奴、能く其の馬畜旃罽を得れども、統率して之と與に進退する能はず。(西域)漢と隔絶し、道里又遠く、之を得とも益と爲さず、之を棄つとも損と爲さず、盛徳我に在り、彼に取る無し。故に建武より以來、西域、漢の威徳を思ひ、咸、内屬せんこと

- 【一〇】 魚龍角抵。輕業奇藝や角力などの技。
- 【一一】 觀視。これに示して觀しむる也。
- 【一二】 質。侍子をいふ。
- 【一三】 大禹云云。禹貢に曰はく、西戎、序に即くと。
- 【一四】 周公云云。周公の、成王を相くるや、越裳氏、九譯を重れて來り、白雉を獻す。成王、周公に問ふ。公曰はく、徳これに加はらざるときは、君子は其の質を饗けず、政これに施さざるときは、君子は其の遠きを臣とせず。吾、何を以てか此の物を獲んやと。譯曰はく、吾、命を國の黃耆に受く、曰はく、天に烈風淫雨無きこと久し、思ふに中國に聖人あらんかと。即ち貢獻

を樂しむ、數使を遣はし、(三)質を漢に置き、都護を請ふを願ふ。聖上、遠く古今を覽、時の宜しきに因り、辭して未だ許さず。(三)大禹の西戎を序で、(四)周公の白雉を讓り、(五)太宗の走馬を卻くると雖も、義、之を兼ねたり。

の由をいふ。周公これを王に歸し、先王の神の致す所と稱し、以て宗廟に薦めたり。
【五】太宗云云。十三卷文帝元年に見ゆ。

卷の第四十四

漢紀三十六

世祖光武皇帝下

(二)建武二十三年、春正月、(三)南郡の蠻・叛す。武威將軍劉尙を遣はし、討ちて之を破る。

夏五月丁卯、大司徒蔡茂・薨す。

秋八月丙戌、大司空杜林・薨す。

九月辛未、陳留の玉況を以て大司徒と爲す。

す。

冬十月丙申、太僕張純を以て大司空と爲す。

(四)武陵の蠻の精夫・相單程等・反す。劉尙を遣はし、兵萬餘人を發し、沅水に派り、武

谿に入り、之を撃たしむ。尙、敵を輕んじて深く入る。蠻、險に乗じて之を邀ふ。尙の一軍悉く没す。

漢世祖光武皇帝建武二十三年

【一】建武二十三年。西紀四十七年。

【二】南郡。郡の名、今の湖北省の舊荆州・安陸・漢陽・武昌・黄州・德安・施南諸府及び襄陽府の南境は皆其の地なり。

【三】玉。音シユク、姓なり。

【四】武陵。郡の名、今の湖南

省武陵道常德縣の地。

【五】精夫。渠帥なり。

【六】沅水。今、沅江と名づく、湖南省の大川なり。

【七】武谿。水の名、源は湖南の乾城縣の武山より出で、東流して瀘溪縣を逕、沅水に合す。

す。
 初め匈奴の單于與の弟右谷蠡王知牙師、次を以て當に左賢王と爲るべし。左賢王は、次即ち當に單于と爲るべし。單于、其の子に傳へんと欲し、遂に知牙師を殺す。烏珠留單于、子有り比と曰ふ。右莫鞬日逐王と爲り、南邊八部を領す。比、知牙師の死せるを見、怨言を出して曰はく、『兄弟を以て之を言へば、右谷蠡王、次當に立つべし。子を以て之を言へば、我は前の單于の長子なり。我當に立つべし』と。遂に内に猜懼を懷き、庭會すること稀闊なり。單于、之を疑ひ、乃ち兩骨都侯を遣はして比の所部の兵を監領せしむ。單于蒲奴立つに及びて、比益恨望し、密に漢人郭衡を遣はし、匈奴の地圖を奉じ、西河の太守に詣り、内附を求めしむ。兩骨都侯、頗る其の意を覺り、五月の龍祠に會して、單于に比を誅するを勸む。比の弟漸將王、單于の帳下に在り、之を聞き、馳せて以て比に報ず。比遂に八部の兵四五萬人を聚め、兩骨都侯の還るを待ち、之を殺さんと欲す。骨都侯且に到らんとし、其の謀を知り、亡げ去る。單于、萬騎を遣はして之を撃たしむ。比の衆盛なるを見、敢て進まずして還る。
 是の歲、高侯朱祐卒す。祐、人と爲り、質直にして、儒學を尙ぶ。將と爲り、多く降を受け、城

- 【八】庭會。匈奴の諸王、每歲正月、單于の庭に會す。
- 【九】龍祠。匈奴の諸王、每歲正月、五月、九月の戌の日を以て龍城に會して祠る。
- 【一〇】漸將王。當に斬將王に作るべし。匈奴の大臣の貴者は左賢王、次は左谷蠡王、次は右賢王、次は右谷蠡王、これを四角と謂ふ。次は左右日逐王、次は左右溫禺鞬王、次は左右斬將王、これを六角と爲す。

邑を克定するを以て本と爲し、首級の功を存せず、又、士卒に禁制し、百姓を虜掠するを得ざらしむ。軍人は放縱を樂しむ。多く此を以て之を怨む。

二十四年、春正月乙亥、天下に赦す。

匈奴の八部の大人、共に日逐王比を立てて呼韓邪單于と爲さんと議し、五原塞を款き、永く藩蔽と爲り、北虜を扞禦せんと願ふ。事、公卿に下さる。議者皆以爲はく、『天下初めて定まり、中國空虛なり。夷狄の情偽、知り難し。許す可からず』と。五官中郎將耿國、獨り以爲はく、『宜しく孝宣の故事の如く之を受け、東は鮮卑を扞ぎ、北は匈奴を拒がしめ、四夷を率厲し、邊郡を完復すべし』と。帝、之に従ふ。
 秋七月、武陵の蠻、臨沅に寇す。謁者李嵩・中山の太守馬成を遣はして之を討たしむ。克たず。馬援、行かんと請ふ。帝、其の老いたるを愍み、未だ許さず。援曰はく、『臣尙ほ能く甲を被り馬に上る』と。帝、之を試みしむ。援、鞍に據りて顧眄し、以て用ふ可きを示す。帝笑つて曰はく、『嬰鏖たるかな是の翁』と。遂に援を遣はし、中郎將馬武・耿舒等を率ひ、四萬餘人を將ひて

- 【一】五官中郎將。官名、五官郎を掌る。漢の制、三署の郎、年五十以上なるものは、五官に屬し、其の次は左右署に分屬す。
- 【二】孝宣の故事。二十七卷宣帝の甘露・黃龍の間に見ゆ。
- 【三】率厲。ひきゐ、げげます。
- 【四】邊郡を完復す。時に邊郡皆創殘せり。南匈奴ありて扞蔽を爲さば、以て完復す可きをいふ。
- 【五】臨沅。縣の名、武陵郡に屬す。故城は今の湖南省武陵道常德縣の西に在り。
- 【六】嬰鏖。年老いて壯健なること。

五溪を征せしむ。援、友人杜愔に謂つて曰はく、「吾、厚恩を受け、年迫り日索き、常に國事に死するを得ざらんことを恐る。今、願ふ所を獲たり。甘心して瞑目せん。但だ畏らくは長者の家兒、或は左右に在り、或は與に事に従ひ、殊に調するを得難からんことを。」
【七】五溪。武陵に雄溪、楠溪、酉溪、漁溪、辰溪の五溪あり、皆、蠻夷の居る所なり。
【八】長者の家兒。權要の子弟等をいふ。援固より已に、耿舒が與に事を共にし難きと、梁松・寶固の通言とを慮りしなり。

冬十月、匈奴の日逐王比、自立して南單于と爲り、使を遣はして闕に詣らしめ、藩を奉じ臣と稱す。上、以て朗陵侯臧宮に問ふ。宮曰はく、「匈奴、飢疫して分争す。臣願はくは五千騎を得て以て功を立てん」と。帝笑つて曰はく、「常勝の家は、與に敵を慮り難し。吾方に自ら之を思ふ」と。

二十五年、春正月、遼東の徼外の貊人、邊に寇す。太守祭彤、之を招き降す。彤、又、財利を以て鮮卑の大都護偏何を撫約し、異種を招き致さしむ。駱驛として塞を款く。彤曰はく、「審し功を立てんと欲せば、當に歸りて匈奴を撃ち、斬りて頭首を送るべし。乃ち信ならんのみ」と。偏何等、即ち匈奴を撃ち、斬首二千餘級、頭を持して郡に詣る。其の後、歲歲、相攻め、輒ち首級を送り、賞賜を受く。是より匈奴衰

- 【九】調。調和する也。
- 【一〇】介介。耿耿。心に存する所ありて忘るる能はざる貌。
- 【一一】朗陵。縣の名。汝南郡に屬す。故城は今の河南省汝陽道確山縣に在り。
- 【一二】撫約。一本には撫納に作る。

弱し、邊に寇警無し。鮮卑・烏桓、竝に入りて朝貢す。彤、人と爲り、質厚重殺にして、夷狄を撫づるに恩信を以てす。故に皆畏れて之を愛し、其の死力を得たり。
【一】舊約。宣帝の時の舊約。
【二】臨郷。地名、故城は今の湖南省武陵道常德縣の古城山上に在り。
【三】虎賁中郎將。虎賁郎を掌る。

南單于、其の弟左賢王莫を遣はし、兵萬餘人を將ゐて、北單于の弟莫鞬左賢王を撃たしめ、之を生獲す。北單于・震怖し、地を却くこと千餘里。北部、莫鞬骨都侯、右骨都侯と與に、衆三萬餘人を率ゐて、南單于に歸す。三月、南單于、復た使を遣はして闕に詣らしめ、貢獻し、使者の監護を求め、侍子を遣はし、舊約を修む。

戊申晦、日、之を食する有り。
馬援の軍、臨郷に至り、撃ちて蠻兵を破り、二千餘人を斬獲す。初め援嘗て疾あり。虎賁中郎將梁松、來りて之を候し、獨り牀下に拜す。援、答へず。松去りて後、諸子問うて曰はく、「梁伯孫は帝の壻にして、朝廷に貴重せられ、公卿已下、之を憚らざるもの莫し。大人、奈何ぞ獨り禮を爲さざる」と。援曰はく、「我は乃ち松の父の友なり。貴しと雖も、何ぞ其の序を失ふを得んや」と。援の兄の子嚴・敦、竝に讒議を喜み、輕俠に通ず。援、前に交趾に在るとき、書を還して之を誡めて曰はく、「吾、汝が曹が人の過失を聞くこと。父母の名を聞くが如くせんことを欲す。耳には聞くを得べく、口には言ふ可からざるなり。好みて人の長短を論議し、妄に政法を是非するは、此

- 【四】虎賁中郎將。虎賁郎を掌る。
- 【五】梁伯孫。松、字は伯孫。帝の女舞陰公主に尙す。
- 【六】通。交際する也。
- 【七】時の政治を非議する也。

れ吾が大に惡む所なり。寧ろ死すとも、子孫に此の行有るを聞くを願はざるなり。龍伯高は、敦厚周慎にして、口に擇言無く、謙約節儉、廉公にして威有り。吾、之を愛し之を重んず。汝が曹が之に效はんことを願ふ。杜季良は、豪俠にして義を好み、人の憂を憂へ、人の樂を樂しみ、父の喪に客を致し、數郡畢く至る。吾、之を愛し之を重んず。汝が曹が效はんことを願はざるなり。伯高に效はんには、得ずとも、猶ほ謹救の士と爲らん。謂はゆる鶴を刻みて成らず尙ほ鶩に類する者なり。季良に效はんには、得ずんば、陥りて天下の輕薄子と爲らん。謂はゆる虎を畫きて成らず反つて狗に類する者なり」と。伯高は、(八)山都の長龍述なり。季良は、(九)越騎司馬杜保なり。皆、京兆の人なり。會、保の仇人、上書して保を訟ふ、「行を爲すこと浮薄にして、羣を亂し衆を惑はす。伏波將軍、萬里より書を還し、以て兄の子を誡む。而るに梁松・寶固、之と交結し、將に其の輕偽を扇ぎて諸夏を敗亂せんとす」と。書・奏す。帝、召して松・固を責め、訟書及び援の誠書を以て之に示す。松・固、叩頭して血を流す。而して罪せられざるを得たり。詔して保の官を免じ、龍述を擯拜して、(一〇)零陵の太守と爲す。松、是に由りて援を恨む。援が武陵の蠻を討つに及びて、軍、(一一)下雋に次る。兩道の入る可き有り。(一二)壺頭より

【八】山都は縣の名、南陽郡に屬す。故城は今の湖北省襄陽道襄陽縣の西北に在り。龍述、龍は姓、述は名。伯高は字。
【九】越騎校尉の屬に、司馬あり、秩千石。
【一〇】零陵、郡の名、故城は今の廣西省桂林道全縣の西南七十八里に在り。
【一一】下雋、縣の名、長沙郡に屬す。故城は今の湖南省辰沅道沅陵縣の東北に在り。
【一二】壺頭、山の名、今の湖南省武陵道桃源縣の西二百里に在り。

すれば、則ち路近けれども水險なり。(一三)充よりすれば、則ち塗夷かなれども運遠し。耿舒、充より道せんと欲す。援以爲はく、「日を棄て糧を費さん。壺頭に進みて其の喉咽を(一四)自ら破れん」と。事を以て之を上る。帝、援の策に従ふ。(一五)進みて壺頭に營す。賊、高きに乗る隘を守る。水疾く、船、上るを得ず。會、暑甚だしく、士卒多く疫死す。援も亦病に中る。乃ち(一六)岸を穿ちて室と爲し、以て炎氣を避く。賊、險に升りて鼓譟する毎に、援輒ち足を曳きて以て之を觀る。左右、其の壯意を哀れみ、之が爲めに流涕せざるもの莫し。耿舒、兄好時侯奔に書を與へて曰はく、「前に舒、上書す、「當に先づ充を撃つべし。糧は運び難しと雖も、而れども兵馬は用ふるを得、軍人數萬、争うて先づ奮はんと欲せん」と。今、壺頭は竟に進むを得ず。大衆、怫鬱として、(一七)行く／＼死せん。誠に痛惜す可し。前に臨郷に到りし時、賊、故無くして自ら致せり。若し夜之を撃ちしならば、即ち殄滅す可かりしならん。伏波は西域の(一八)賈胡に類し、一處に到れば輒ち止まる。是を以て利を失へり。今果して疾疫す。皆舒の言の如し」と。舒、書を得て之を奏す。帝、乃ち梁松をして驛に乗りて援を責問し、因つて代りて軍を監せしむ。會、援・卒す。松、是に因りて、援を(一九)構陷す。

【一三】充、縣の名、武陵郡に屬す。今の湖南省武陵道臨澧縣の西。
【一四】搯、持つ也。
【一五】上、上奏する也。
【一六】武陵記に曰はく、壺頭山邊に石窟あり、即ち援が穿ちし所なりと。
【一七】怫鬱、憂へて樂しまざる也。
【一八】行く／＼死せん。行くゆゑ將に疫死せんとするなり。
【一九】商賈する胡人が至る所に輒ち停留するに似たり。
【二〇】構陷、無實の事を構へて罪に陥れんとする也。

帝大に怒り、援の新息侯の印綬を追收す。初め援、交趾に在りしとき、常に【三】葱苴の實を餌ひ、能く身を軽くし、【三三】障氣に勝つ。軍還るとき、之を一車に載す。卒する後に及びて、上書して之を【三二】諂す者有り、以爲はく、「前の載せて還る所は、皆、明珠【三三】文犀なり」と。帝益怒る。援の妻、拏・惶懼し、敢て喪を以て舊塋に還らず、【三四】城西に【三五】藁葬す。賓客故人、敢て【三六】弔會するもの莫し。嚴、援の妻子と與に、【三七】草索をもて相連ね、闕に詣りて罪を請ふ。帝乃ち松の書を出し以て之に示す。方めて坐する所を知る。上書して冤を訴ふること、前後六たび上る。辭甚だ哀切なり。前の【三八】雲陽の令扶風の朱勃、闕に詣りて上書して曰はく、「竊に見るに、故の伏波將軍馬援、西州より拔きんで、聖義を欽慕し、險難に【三九】間關し、萬死を觸冒し、【四〇】隴冀を經營し、謀は涌泉の如く、執は【四一】規を轉するが如く、兵動けば功有り、師進めば輒ち克つ。先零を誅戮し、【四二】飛矢、脛を貫き、出でて【四三】交趾を征し、妻子と生訣し、間、復た南討し、立ちどころに臨

【三二】 葱苴。すずたま。これを服するときは、筋骨の邪氣を除き、久しく服するときは身を軽くし氣を益すといふ。
 【三三】 障氣。瘴氣。
 【三四】 文犀。文彩ある犀角。
 【三五】 城西。後漢書馬援傳には城西に作る。
 【三六】 藁葬。假りに葬る也。
 【三七】 弔會。喪を弔ひ、葬に會す。
 【三八】 草索。わらの繩。
 【三九】 雲陽。縣の名、左馮翊に屬す。故城は今の陝西省關中道淳化縣の西北に在り。
 【四〇】 間關。屢々困難にあふないう。

【四一】 隴冀云云。隴冀を征する時をいふ。
 【四二】 規。圓形なり。
 【四三】 飛矢云云。建武十一年、援、先零を擊破し、飛矢、脛を貫く。
 【四四】 交趾を征す。前卷十七年、十八年、十九年に見ゆ。

郷を陥れ、師已に【四四】業有り、未だ竟へずして死す。吏士、疫すと雖も、援、獨り存するにあらず。夫れ戰は或は久しきを以てして功を立て、或は速かなるを以てして敗を致す。深く入るも、未だ必ずしも得たりと爲さず。進まざるも、未だ必ずしも非なりと爲さず。人情、豈に久しく【四五】絶地に屯し、生きて歸らざるを樂しまんや。惟れ援、朝廷に事ふるを得ること、二十二年、北は【四六】塞漠に出で、南は江海を渡り、害氣を觸冒し、軍事に僵死す。【四七】然ル名滅し爵絶え、國土、傳はらず。海内、其の過を知らず、衆庶、未だ其の毀を聞かず。家屬、門を杜ち、葬、墓に歸せず、怨隙並び興り、宗親怖慄す。死者は自ら列する能はず、生者は之が爲めに訟ふる莫し。臣竊に之を傷む。夫れ明主は、賞を用ふるに醸く、刑を用ふるに約なり。高祖嘗て【四八】陳平に金四萬斤を與へ、以て楚の軍を問し、【四九】出入の爲す所を問はず。豈に復た疑ふに錢穀の間を以てせんや。願はくは公卿に下し、援の功罪の、宜しく絶つべきか宜しく續ぐべきかを平かにし、以て海内の望を【五〇】厭せんことを」と。帝の意稍解く。初め勃、年十二、能く詩書を誦す。常に援の兄況を候し、辭言【五一】嫺雅なり。援は裁に書を知るのみ、之を見て【五二】自失す。況、其の意を知り、乃ち自ら酒を酌み、援を慰めて曰はく、「朱勃は小器にして速か

【四四】 業。功業の端緒。
 【四五】 絶地。絶遠の地。
 【四六】 塞漠云云。烏桓を討ぜしをいふ。
 【四七】 陳平云云。十卷高祖三年に見ゆ。
 【四八】 出入云云。其の金の收支は任意にせしめしをいふ。
 【四九】 平かにす。公平に判決する也。
 【五〇】 厭。服する也。
 【五一】 嫺雅。辭令に習ひ雅正なること。
 【五二】 自失。自ら失望する也。

に成る。智、此に盡くるのみ。卒に當に汝に從つて學を稟くべし。畏るる勿かれ」と。勃、未だ二十ならずして、右扶風、請うて【四〇】試に渭城の宰を守らしむ。援が將軍と爲り侯に封せらるるに及びて、勃の位は縣令に過ぎず。援、後、貴しと雖も、常に待するに舊恩を以てし、而して之を卑侮す。勃愈、身自ら親しむ。援が讒に遇ふに及びて、唯だ勃のみ能く終ふ。謁者南陽の宗均、援の軍を監す。援既に卒し、軍士疫死する者太半、蠻も亦飢困す。均乃ち諸將と議して曰はく、『今、道遠く士病み、以て戰ふ可からず。權に制を承けて之を降さんと欲す。何如』と。諸將、皆、地に伏し、敢て應ずるもの莫し。均曰はく、『夫れ忠臣、竟を出づるときは、以て國家を安んず可き有らば、之を専らにして可なり』と。乃ち制を矯め、伏波の司馬呂种を【四一】調して沅陵の長(事)を守らしめ、种に命じ、詔書を奉じて虜營に入り、告ぐるに恩信を以てせしむ。因つて兵を勸して其の後に隨ふ。蠻夷震怖す。冬十月、共に其の大帥を斬りて降る。是に於て、均、賊營に入り、其の衆を散じ、本郡に遣り歸し、爲めに長吏を置きて還る。羣蠻遂に平く。均未だ至らずして、先づ自ら制を矯むるの罪を劾す。上、其の功を嘉し、迎へて賜ふに金帛を以てし、【四二】家に過り家に上らしむ。

- 【三】 稟。受く。
- 【四】 試に守る。試に其の官職に從事すること一歳にして、乃ち眞官となる也。
- 【五】 竟を出づ云云。公羊傳に曰はく、聘禮に、大夫、命を受けて、辭を受けず。境を出でて、以て社稷を安んじ國家を全うす可き者有るときは、これを専らにして可なりと。
- 【六】 調。選ぶなり。
- 【七】 家に過り云云。命を受けて出づるときは、未だ復命せざれば、則ち先づ家に過るべからざる也。今、家に過り家に上らしむるは、以て寵榮を示す也。

是の歳、遼西の烏桓の大人郝且等、衆を率ゐて内屬す。詔して、烏桓の渠帥を封じて侯王君長と爲す者、八十一人、塞内に居らしめ、緣邊の諸郡に布き、種人を招き來さしめ、其の衣食を給し、遂に漢の偵候と爲し、助けて匈奴・鮮卑を撃たしむ。時に司徒の掾班彪・上言す、『烏桓は、天性輕黠にして、好みて寇賊を爲す。若し久しく放縱して、總領する者無くば、必ず復た居人を掠めん。但だ主降掾吏に委ねば、恐らくは能く制する所に非ざらん。臣愚以爲へらく、宜しく復た烏桓校尉を置くべし。誠に附集に益有り、國家の邊慮を省かん』と。帝、之に從ふ。是に於て、始めて復た校尉を上谷の【四三】寧城に置き、營府を開き、并に鮮卑の賞賜・質子・歳時の互市を領せしむ。

- 【四八】 大人。首長。
- 【四九】 主降掾吏。當時、權に置きたる官の名。
- 【五〇】 寧城。縣の名、直隸省口北道宣化縣。
- 【一】 奉。俸祿なり。
- 【二】 壽陵。天子の生前に作る陵墓。
- 【三】 霸陵云云。赤眉、長安に入りし時、ただ霸陵のみ發掘せられざるをいふ。

二十六年、正月、詔して、百官の奉を増す。其の千石已上なるは、西京の舊制よりも減じ、六百石已下なるは、舊秩よりも増す。初めて【四四】壽陵を作る。帝曰はく、『古は帝王の葬に、皆、陶人瓦器、木車茅馬(ナ用)、後世の人をして其の處を知らざらしむ。太宗、終始の義を識り、景帝、能く孝道に述遵す。天下の反覆に遭へども、霸陵のみ獨り完く、其の福を受く。豈に美ならずや。今、制する所は、地は二三頃に過ぎず、山陵

を爲る無く、陂池には裁に水を流れしむるのみ、迭に興るの後に丘隴と體を同じくせしめよ」と。
 詔して、中郎將段櫨・副校尉王郁を遣はし、南匈奴をして其の庭に立たしむ。五原の西部の塞を去ること八十里。使者、單于をして伏拜して詔を受けしむ。單于・願望し、頃く有りて、乃ち伏して臣と稱す。拜し訖り、譯をして使者に曉さしめて曰はく、「單于新に立ち、誠に左右に慙づ。願はくは使者、衆中には相屈折する無かれ」と。詔して、南單于の入りて雲中に居るを聽す。始めて使匈奴中郎將を置き、兵を將ゐて之を衛護せしむ。

夏、南單于の獲る所の北虜莫鞬左賢王、其の衆及び南部の五骨都侯を將ゐ、合はせて三萬餘人、畔き歸り、北庭を去ること三百餘里、自立して單于と爲る。月餘日、更に相攻撃し、五骨都侯皆死し、左賢王自殺す。諸骨都侯の子、各兵を擁して自ら守る。

秋、南單于、子を遣はして入りて侍せしむ。詔して、單于に冠帶璽綬・車馬金帛・甲兵・什器を賜ひ、又、河東の米糲二萬五千斛・牛羊三萬六千頭を轉じ、以て之に贍給し、中郎將をして、弛刑五十人を將ゐて、單于の所處

【四】 迭に興る。異姓代りて王と爲る也。

【五】 雲中。郡の名、戰國の趙の地にして、秦、郡を置く。

陰山以南を統ぶ。今、山西の懷仁・左雲・右玉より以北、綏遠道の各縣、蒙古鄂爾多斯の左翼、喀爾喀の右翼、四子部落の各旗は皆其の地なり。漢、秦の雲中郡の東北部を分ちて定襄郡を置き、西南部は仍つて雲中郡と爲し、雲中縣に治す。即ち今の托克托縣、亦即ち趙の故城なり。

【六】 五骨都侯。韓氏骨都侯、當于骨都侯、呼衍骨都侯、郎氏骨都侯、栗藉骨都侯。

【七】 什器。日用道具。

【八】 弛刑。弛刑徒。其の罪を解きて輪作せしむる者。

【九】 所處。居る所の場所。

に隨ひ、辭訟に參じ、動靜を察せしむ。單于、【一〇】 歲盡に輒ち奉奏を遣はし、侍子を送りて入朝せしむ。漢、謁者を遣はし、前の侍子を送りて單于の庭に還らしめ、單于及び閼氏・左右賢王以下に繒綵合はせて萬匹を賜ふ。歲ごとに以て常と爲す。是に於て雲中・五原・朔方・北地・定襄・鴈門・上谷・代の八郡の民、本土に歸る。謁者を遣はし、弛刑を分ち將ゐて、城郭を補治せしめ、邊民の中國に在る者を發遣して、諸縣に布還せしめ、皆賜ふに【一一】 裝錢を以てし、糧食を轉給す。時に城郭・丘墟たり、地を掃うて更に爲る。上乃ち【一二】 前に之を徙せるなり。を悔ゆ。

冬、南匈奴の五骨都侯の子、復た其の衆三千人を率ゐて南部に歸る。北單于、騎をして追撃せしめ、悉く其の衆を獲たり。南單于、兵を遣はして之を拒ぎ、逆へ戦ひ、利あらず。是に於て、復た單于に詔して、徙りて西河の美稷に居らしめ、因つて段櫨・王郁をして西河に留まりて之を擁護せしめ、西河の長史をして、歲ごとに騎二千・弛刑五百人を將ゐて、中郎將を助けて單于を衛護せしむ。冬屯し夏罷む。自後、以て常と爲す。南單于、既に西河に居り、亦、諸部王を列置し、漢を助けて北地・朔方・五原・雲中・定襄・鴈門・代郡を扞戍し、皆、部衆を領して、郡縣の偵邏耳目と爲る。北單于、惶恐し、頗る、掠めし所の漢民を還し、以て善意を示す。【一三】 鈔兵、南

【一〇】 歲盡。歲末なり。

【一一】 裝錢。旅裝に要する費用なり。

【一二】 前に云云。民を徙せること、前卷十五年に見ゆ。

【一三】 美稷。縣の名、故城は今の鄂爾多斯左翼中旗に在り。使匈奴中郎將、是れより、亦、西河の美稷に屯す。

部下に到る毎に、還りて亭候を過ぐれば、輒ち謝して曰はく、『自ら亡虜莫鞭日逐を撃ちしのみ。敢て漢民を犯せるに非ざるなり』と。

二十七年、夏四月戊午、大司徒玉況薨す。

五月丁丑、詔して、司徒・司空、竝に大の名を去り、大司馬を改めて太尉と爲す。驃騎大將軍・行大司馬劉隆、即日罷め、太僕趙熹を以て太尉と爲し、大司農馮勤を司徒と爲す。

北匈奴、使を遣はして、武威に詣らしめ、和親を求む。帝、公卿を召して廷議す。決せず。皇太子言つて曰はく、『南單于新に付き、北虜、伐たるるを懼る。故に耳を傾けて聴き、争うて、義に歸せんと欲するのみ。今、未だ兵を出す能はずして、反つて北虜に交通せば、臣恐る、南單于、將に二心有らんとし、北虜の降る者、且に復た來らざらんとするを』と。帝、之を然りとし、武威の太守に告げて、其の使を受くる勿からしむ。

【一】武威。郡の名、即ち今の甘肅省甘涼道舊涼州府の地なり。姑臧に治す、即ち今の武威縣なり。

朗陵侯臧宮・揚虛侯馬武・上書して曰はく、『匈奴は利を貪り、禮信有る無く、窮すれば則ち稽首し、安ければ則ち侵盜す。虜、今、人畜疫死し、旱蝗ありて赤地となり、疲困して力乏しく、中國の一郡に當らず。萬里の死命、縣りて陛下に在り。福は再び來らず、時は或は失ひ易し、豈に宜しく固く文

徳を守りて武事を墮すべけんや。今、將に命じて塞に臨ましめ、厚く購賞を懸け、高句驪・烏桓・鮮卑に諭告して其の左を攻めしめ、河西の四郡・天水・隴西の羌胡を發して其の右を撃たん。此の如くせば、北虜の滅びんこと、數年を過ぎじ。臣恐る、陛下、仁、恩忍びず、謀臣狐疑し、萬世まで石に刻するの功をして、聖世に立たざらしめんことを』と。詔して報じて曰はく、『黃石公の記に曰はく、

「柔は能く剛を制し、弱は能く強を制す」と。近きを捨て遠きを謀る者は、勞して功無く、遠きを捨て近きを謀る者は、逸して終有り。故に曰はく、『務めて地を廣むる者は荒れ、務めて徳を廣むる者は疆く、其の有を有つ者は安く、人の有を貪る者は残はる。殘滅の政は、成ると雖も必ず敗る』と。今、國に善政無く、災變息まず、百姓驚惶し、人、自ら保んぜず。而るに復た遠く邊外を事とせん」と欲せんや。孔子曰はく、『吾、季孫の憂は顛輿に在らざるを恐る』と。且つ北狄は尙ほ疆し。而して屯田警備す。傳聞の事は、恒に多くは實を失す。誠に能く天下の半を擧げ、以て大寇を滅するは、豈に至願に非ざらんや。苟くも其の時に非ずんば、民を息むるに如かじ』と。是より、諸將、敢て復た兵事を言ふ者莫し。

【二】黃石公の記。張良が下邳の垠に於て見し所の老人より受けし一篇の書。

【三】孔子云云。論語季氏篇に見ゆ。憂は内にありて外にあらざるをいふ。

【四】輿。輿の次子。

【五】石。章の子、續の嫡孫。

上、趙熹に問ふに久長の計を以てす。熹、諸王を遣りて國に就かしめんと請ふ。冬、上、始めて魯王・興・齊王・石を遣りて國に就かしむ。

是の歳、帝の舅、壽張の恭侯樊宏薨す。宏、人と爲り、謙柔にして畏れ慎み、常に朝會すべき毎に、輒ち期を迎へて先づ到り、俯伏して事を待つ。上る所の便宜(事)をば、手自ら書寫し、草本を毀削す。公朝に訪逮(中)ば、敢て衆(中)にして對へず。宗族、其の化に染み、未だ嘗て法を犯さず。帝甚だ之を重んず。病困するに及びて、遺令して薄葬し、一も用ふる所無からしめ、以爲へらく、棺柩一たび藏せば、宜しく復た見るべからず。如し腐敗する有らば、孝子の心を傷ましめんと。夫人と墳を同じくし、藏を異にせしむ。帝、其の令を善みし、以て書して百官に示し、因つて曰はく、『今、壽張侯の意に順はずんば、以て其の徳を彰す無からん。且つ吾が萬歳の後、以て式と爲さんと欲す』と。

二十八年、春正月己巳、魯王興を徙して北海王と爲し、魯を以て東海に益す。帝、東海王彊が、去就に禮有るを以て、故に優にするに大封を以てし、二十九縣を食ましめ、虎賁・旄頭を賜ひ、鍾虜の樂を設け、乘輿に擬へしむ。

夏六月丁卯、沛の太后郭氏薨す。初め馬援の兄の子婿王磐は、平阿侯仁の子なり。王莽敗るるや、磐、富貴を推して游侠を爲し、江

- 【六】壽張。縣の名、東平國に屬す。故城は今の山東省東臨道東平縣の西南に在り。
- 【七】恭侯。宏の諡。
- 【八】草本。草稿なり。
- 【九】訪。詰問なり。
- 【一〇】藏。墓穴なり。
- 【一一】式。法式なり。
- 【一二】去就に禮有り。天下を以て譲りしをいふ。
- 【一三】優。優遇なり。
- 【一四】虜。鐘磬を懸くる所の木なり。

淮の間に名有り、後、京師に遊び、諸の貴戚と友とし善し。援、姊の子曹訓に謂つて曰はく、『王氏は廢姓なり。子石は當に屏居して自ら守るべし。而るに反つて京師の長者に遊び、氣を用ひて自行ひ、陵折する所多し。其の敗れんこと必せり』と。後、歲餘にして、磐、事に坐して死す。磐の子肅、復た王侯の邸第に出入す。時に禁罔尙ほ疏にして、諸王、皆、京師に在り、競うて名譽を脩め、游士を招く。馬援、司馬呂种に謂つて曰はく、『建武の元は、名づけて天下の重開と爲す。今より以往、海内、日當に安かるべきのみ。但だ憂ふ、國家、諸子竝に壯にして、而も舊防未だ立たざるを。若し多く賓客を通せば、則ち大獄起らん。卿が曹、之を戒慎せよ』と。是に至りて、上書して告ぐる有り、『肅等は、誅を受けしの家にして、諸王の賓客と爲り、事に因りて亂を生せんことを慮る』と。會、更始の子、壽光侯鯉、沛王に幸せらるるを得、劉盆子を怨み、客を結びて故の式侯恭を殺す。帝怒る。沛王、坐して詔獄に繋がるること三日、乃ち出づるを得たり。因つて郡縣に詔して、諸王の賓客を收捕せしむ。更に相牽引し、死する者、千を以て數ふ。呂种も亦其の禍に與る。命に臨みて嘆じて曰はく、『馬將軍は、誠に神人なり』と。

- 【四】子石。磐の字。
- 【五】長者。諸の貴戚をいふ。
- 【六】陵折。しのぎ、くじく。
- 【七】舊防。諸侯王の子は、賓客に交通するを許さざりしをいふ。
- 【八】壽光。縣の名、今の山東省膠東道壽光縣の地。

秋八月戊寅、東海王彊・沛王輔・楚王英・濟南王康・淮陽王延、始めて國に就く。

上、大に羣臣を會し、「誰か太子に傳たる可き者ぞ」と問ふ。羣臣、上の意を承望し、皆言はく、「太子の舅執金吾 原鹿侯陰識、可なり」と。博士張佚、色を正しうして曰はく、「今、陛下、太子を立つるは、陰氏の爲めにするか、天下の爲めにするか。即し陰氏の爲めならば、則ち陰侯、可なり。天下の爲めならば、則ち固より宜しく天下の賢才を用ふべし」と。帝、善しと稱し、曰はく、「傳を置かんと欲するは、以て太子を輔けんとなり。今、博士は朕を正すを難らす。況んや太子をや」と。即ち佚を拜して太子太傅と爲し、博士桓榮を以て少傅と爲し、賜ふに 輜車乘馬を以てす。榮、大に諸生を會し、其の車馬印綬を陳して曰はく、「今日、蒙る所は、(三)稽古の力なり。勉めざる可けんや」と。

北匈奴、使を遣はし、馬及び裘を貢し、更に和親を乞ひ、并に音樂を請ひ、又西域諸國の胡客を率ゐて俱に獻見せんことを求む。帝、(三)三府に下し、酬答の宜しきを議せしむ。司徒の掾班彪曰はく、「臣聞く、孝宣皇帝、邊の守尉に敕して曰はく、「匈奴は大國にして、變詐多し。交接すること其の情を得れば、則ち敵を却けて、折衝し、應對すること其の(四)數に入れば、則ち反つて輕欺せらる」と。今、北單于、南單于の(五)漢來附せるを見、其の國を謀らんことを懼る。故に數に和親を乞ひ、又、遠く牛馬を驅り、

- 【九】 承望。氣に入らんことを望む也。
- 【一〇】 原鹿。縣の名、汝南郡に屬す。今の安徽省淮涇道阜陽縣の地。
- 【一】 輜車。車の後におほひある車。
- 【二】 稽古。昔の事を考へ學ぶこと。
- 【三】 三府。太尉、司徒、司空の府。
- 【四】 數。術數。計略なり。

(二) 漢と合市し、重ねて名王を遣はし、貢獻する所多し。斯れ皆、外は富強を示し、以て相欺誕するなり。臣、其の獻益、重きを見て、其の國益、虚しきを知り、歸親すること愈々數にして、懼を爲すこと愈々多し。然れども、今、既に未だ南を助くるを獲ざれば、則ち亦宜しく北を絶つべからず。羈縻の義、禮、答へざる無し。(臣)謂へらく、頗る賞賜を加へ、略獻する所と相當らしめ、報答の辭、必ず 適有らしむ可しと。今、(六)藁草を立てて并せて上る」と。(其藁)曰はく、「單于、漢の恩を忘れず、先祖の舊約を追念し、和親を修め以て身を輔け國を安んせんと欲す。計議甚だ高し。單于の爲めに之を嘉す。往者を匈奴、數、乖亂有り、呼韓邪、郵支、自ら相讎隙す。竝に孝宣帝の恩を垂れて救護するを蒙る。故に各、侍子を遣はし、藩と稱し塞に保す。其の後、郵支は忿戾し、自ら皇澤を絶つ。而して呼韓は附親し、忠孝彌著る。漢の郵支を滅ぼすに及びて、遂に國を保ち嗣に傳へ、子孫相繼ぐ。今、南單于、衆を攜へて南に向ひ、塞を款きて命を歸す。自ら以へらく、呼韓の嫡長にして、次第當に立つべし、而るに侵奪せられて職を失へりと。猜疑して相背く。數、兵を請ひ、將に歸りて北庭を埽はんとす。策謀紛紜として、至らざる所無し。(然レ)斯の言を惟念するに、獨り聽く可からず。又、北單于が比年貢獻し、和親を修めんと欲するを以て、故に(南單于)拒みて未だ許さず。將に以て單于の忠孝の

- 【五】 漢と合市す。漢と和合して互市を爲す。
- 【六】 藁。あざむき、いつはる。
- 【七】 適は適當なり。報答の辭は、必ず事情に當るあるべきをいふ。
- 【八】 藁草。草案なり。
- 【九】 先祖。呼韓邪を指す。

義を成さんとす。漢、威信を秉り、萬國を總率し、日月の照らす所、皆、臣妾と爲り、（一〇）殊俗の百蠻、義、親疎と無く、服順する者は褒賞し、畔逆する者は誅罰す。善惡の效、呼韓・郅支是れなり。今、單于、和親を修めんと欲し、（一一）款誠已に達せり。何を嫌うてか、西域諸國を率ゐて俱に來りて獻見せんと欲する。西域の國の、匈奴に屬するは、漢に屬すると何ぞ異ならん。單于數、兵亂を連ね、國內虚耗す。貢物は裁に以て禮を通ず。何ぞ必ずしも馬裘を獻せん。今、雜繪五百匹・弓・鞬・鞞・丸・矢四發を齎して、單于に遺り、又、馬を獻せる左骨都侯右谷蠡王に、雜繪各、四百匹・斬馬劍各一を賜ふ。單于、前に言ふ、「先帝の時、呼韓邪に賜ふ所の、竿・瑟・空侯・皆敗れぬ。願はくは復た、裁賜せよ」と。念ふに單于は、國尚ほ未だ安からず、方に武節を厲まし、戦攻を以て務と爲す。竿・瑟の用は、良弓・利劍に如かじ、故に未だ以て齎さず。朕、小物を單于に愛まざる。便宜の欲する所は、驛を遣はして以て聞せよ」と。帝、悉く納れて之に従ふ。

二十九年、春二月丁巳朔、日、之を食する有り。

- 【一〇】 殊俗。國俗の異なる也。
- 【一一】 款誠。まごころ。誠心。
- 【一二】 鞬。弓を藏する袋。
- 【一三】 鞞。箭を藏する袋。
- 【一四】 丸。箭箆なり。
- 【一五】 竿瑟空侯。皆樂器の名。空侯は笙篎なり。
- 【一六】 裁賜。裁は量る也。多少を裁量して以て賜ふ也。

三十年、春二月、車駕・東巡す。羣臣・上言す、「位に即きて三十年、宜しく泰山に封禪すべし」と。詔して曰はく、「位に即きて三十年、百姓、怨氣、腹に滿つ。（一）吾、誰を欺かん。天を欺かんや。曾ち泰山、林放に如かずと謂ふか。何ぞ、七十二代の編録を汚すを事とせんや。若し郡縣、遠く吏を遣はして壽を上り、盛に虚美を稱せば、必ず髡して屯田せしめん」と。是に於て、羣臣、敢て復た言はず。甲子、上、魯・濟南に幸す。閏月癸丑、宮に還る。

星有り 紫宮に幸す。

夏四月戊子、左翊王焉を徙して中山王と爲す。

五月、大水あり。

秋七月丁酉、上、魯に行幸し、十一月丁酉、宮に還る。

膠東の 剛侯賈復・薨す。復、征伐に従ひ、未だ嘗て喪敗せず。數、諸將と、圍を潰し急を解く。身、十二創を被る。帝、復が敢て深く入るを以て、遠征せしむること希なり。而して其の勇節を壯なりとし、常に自ら之に従ふ。故に復、方面の勳少し。諸將、功伐を論ずる毎に、復、未だ嘗て言ふ有らず。帝輒ち曰はく、「賈君の功は、我自ら之を知る」と。

- 【一】 吾云の三句は、論語に見ゆ。孔子の言。前二句は子罕篇に見え、後の「曾ち泰山」云云の句は八佾篇に見ゆ。
- 【二】 七十二代。莊子に曰はく、姓を易へて王たり、泰山に封じ、梁父に禪する者、七十有二代云云と。
- 【三】 紫宮。星座の名。
- 【四】 剛侯。賈復の諡。

三十一年、夏五月、大水あり。
癸酉晦、日、之を食する有り。
蝗あり。

京兆の掾、第五倫、長安の市を領す。公平廉介にして、市に姦枉無し。詔書を読む毎に、常に嘆息して曰はく、「此れ聖主なり。一たび見れば決せん」と。等輩、之を笑つて曰はく、「爾、將に説きてすら、尚ほ下す能はず。安んぞ能く萬乗を動かさんや」と。倫曰はく、「未だ知己に遇はず、道同じからざるが故なるのみ」と。後、孝廉に擧げられ、淮陽王の醫工長に補せらる。

中元元年、春正月、淮陽王入朝す。第五倫、官屬に隨ひ、會見するを得たり。帝、問ふに政事を以てす。倫、此に因りて酬對す。帝大に悦ぶ。明日、復た特に召し入れ、與に語りて夕に至る。帝、倫に謂つて曰はく、「聞く卿、吏と爲り、婦公を、笏を、從兄に過りて飯せずと。寧ろ之れ有りや」と。對へて曰はく、「臣、三たび妻を娶れども、皆、父無し。少くして飢亂に遭ひ、實に敢て妄に人に過りて食せず。衆人、臣が愚蔽なるを以て、故に是の語を生ずるのみ」と。帝大に笑ふ。倫を以て扶夷の長と爲す。未だ

- 【一】第五倫。第五は姓、倫は名。
- 【二】將。州の將。
- 【三】醫工長。醫藥を主る官。
- 【四】中元元年。西紀五十六年。
- 【一】婦公。妻の父。
- 【二】笏。榜に通ず。答撃なり。
- 【三】扶夷。縣の名。零陵郡に屬す。故城は今の湖南省湘江道武岡縣の東北に在り。

官に到らず。追うて會稽の太守に拜す。政を爲すこと、清くして惠有り、百姓、之を愛す。
上、河圖會昌符を讀むに、曰はく、「赤劉の九、命に、岱宗に會す」と。上、此の文に感じ、乃ち虎賁中郎將、梁松等に詔して、河雒讖文を按索せしむ。〔讖文〕「九世、當に封禪すべし」と言ふ者、凡そ三十六事。是に於て、張純等復た奏し、封禪せんと請ふ。上乃ち許す。有司に詔して、元封の故事を求む。〔奏ス〕「當に方石の再累・玉檢の金泥を用ふべし」と。上、石功の就り難きを以て、孝武の故封せる石に因りて玉牒を其の中に置かんと欲す。梁松等争うて以て不可と爲す。乃ち石工に命じて完青石を取り、必ずしも五色なる無からしむ。丁卯、車駕東巡し、二月己卯、魯に幸し、進みて泰山に幸す。辛卯、晨、天を泰山の下の南方に燎祭し、羣神皆從ふ。樂を用ふること南郊の如し。事畢り、食時に至り、天子、輦に御して山に登り、日中の後、山上に到り、衣を更へ、晡時、壇に升りて北面す。尚書令、玉牒の檢を奉ず。天子、寸二分の璽を以て親ら之を封す。訖りて、太常、騶騎

- 【五】赤劉。漢室劉氏は赤帝の子といふ。故にかくいへるなり。
- 【六】九。九世。
- 【七】岱宗。泰山をいふ。
- 【八】元封の故事。武帝の封禪の故事。
- 【九】方石の再累云云。後漢書祭祀志に曰はく、方石を用ひて再び累れて壇中に置く。皆方五尺、厚さ一尺。玉牒の書を用ひて、方石の牒に藏す。厚さ五寸、長さ尺三寸、廣さ五寸。玉檢あり、又、石檢十枚を用つて、石傍に列す。東西各一、南北各二、皆長さ三尺、廣さ一尺、厚さ七寸。檢の中に三處を刻す。深さ四寸、方五寸。蓋檢有り、金縷を用ひて五周し、水銀を以て金に和し、以て泥と爲す云云と。
- 【一〇】五色云云。從來は方角に應じて青赤黃白黒の五色を配したるを、今、令してこれを止めたるなり。
- 【一一】燎祭。火をたきて祭る。
- 【一二】從。從ひ祀る也。

二千餘人に命じ、壇上の方石を發かしめ、尙書令、玉牒を藏し、已りて石を復して覆ひ訖り、尙書令、五寸の印を以て石檢を封す。事畢りて天子・再拜し、羣臣、萬歳と稱す。乃ち道に復して下り、夜半の後、上乃ち山下に到る。百官は明旦乃ち訖る。甲午、地を梁陰に禪祭し、高后を以て配し、山川羣神從ふ。元始中の北郊の故事の如し。

三月戊辰、司空張純・薨す。

夏四月癸酉、車駕、宮に還る。己卯、天下に赦し、改元す。

上、長安に行幸し、五月乙丑、宮に還る。

六月辛卯、太僕馮魴を以て司空と爲す。

乙未、司徒馮勤・薨す。

京師、醴泉湧き出で、又、赤草有り水崖に生ず。郡國頻に甘露を上る。羣臣・奏して言はく、『靈物仍に降る。宜しく太史をして撰集せしめ、以て來世に傳ふべし』と。帝、納れず。帝、自ら・徳無しと謙し、郡國上る所ある毎に、輒ち抑へて・當らず。故に史官、記するを得ること罕なり。

秋、郡國三つ、蝗あり。

冬十月辛未、司徒校尉東萊の李詡を以て司徒と爲す。

甲申、司空をして高廟に告祠せしめ、薄太后に尊號を上りて高皇后と曰ひ、地祇に配食し。呂太后の廟主を園に遷し、四時、上祭す。

十一月甲子晦、日、之を食する有り。

是の歳、明堂・靈臺・辟雍を起し、圖讖を天下に宣布す。初め上、赤伏符を以て帝位に即く。是に由りて、讖文を信用し、多く以て嫌疑を決定す。給事中桓譚・上疏して諫めて曰はく、『凡そ人情、見事を忽せにして、異聞を貴ぶ。先王の記述する所を觀るに、咸、仁義正道を以て本と爲し、奇怪虛誕の事有るに非ず。蓋し天道性命は、聖人の言ひ難き所なり。子貢より以下、得て聞かず。況んや後世の淺儒、能く之に通せんや。今、諸の巧慧小才の伎數の人、圖書を増益し、矯りて讖記と稱し、以て貪邪を欺惑し、人主を註誤す。焉んぞ之を抑遠せざる可けんや。臣譚伏して聞く、陛下、方士の黃白の術を窮折すと。甚だ明と爲す。而るに乃ち讖記を聽納せんと欲す。又何ぞ誤れるや。其の事、時に合ふ有りと雖も、譬へば猶ほ卜數、隻偶の類のごとし。陛下、宜しく明聽を垂れ、聖意を發き、羣小の曲説を屏げ、五經の正義を述ぶべし』と。疏・奏す。帝悦ば

【三】道云云。故の道より山を下る也。

【四】梁陰。梁父の陰。

【五】醴泉。醴酒の如き味ある泉。

【六】赤草。朱草。瑞草の名。

【七】太史。史官の長。

【八】呂太后云云。呂太后ほとんと劉氏を危くせしを以てなり。

【九】園。塋域なり。

【一〇】赤伏符云云。四十卷建武元年に見ゆ。

【一一】見事。現在の事實。

【一二】子貢云云。論語公冶長篇に、子貢曰はく、夫子の性と天道と言ふは得て聞く可からざるなりと。

【一三】伎數。伎は方伎醫方の家なをいふ。數は術數明堂義和史卜の官をいふ。

【一四】圖書。即ち讖符命の類なり。

【一五】方士。方術の士。

【一六】黃白の術。藥を以て金銀を化成する術。

【一七】隻偶。奇數、偶數。偶中るを言ふ。

す。會して靈臺の所處を議す。帝、譚に謂つて曰はく、「吾、讖を以て之を決せんと欲す。何如」と。譚、默然たること良久しくして曰はく、「臣は讖を讀まず」と。帝、其の故を問ふ。譚復た讖の經に非ざるを極言す。帝大に怒りて曰はく、「桓譚は聖を非り法を無みす。將る下りて之を斬れ」と。譚叩頭して血を流す。良久しうして乃ち解くるを得たり。出されて六安郡の丞と爲る。道にして病みて卒す。

范曄論じて曰はく、桓譚は讖を善しとせざるを以て流亡し、鄭興は遜辭を以て僅に免れ、賈逵は能く文致を傳會し、最も差貴顯なり。世主、此を以て學を論ず。悲しいかな。逵は扶風の人なり。南單于比死し、弟左賢王莫立つ。丘浮尤鞮單于と爲す。帝、使を遣はし、璽書を齎し、璽綬を拜授し、賜ふに衣冠及び繒綵を以てす。是の後、遂に以て常と爲す。

二年、春正月辛未、初めて北郊を立て、后土を祀る。

二月戊戌、帝、南宮の前殿に崩す。年六十二。帝、毎旦、朝を視、日昃きて乃ち罷む。數公卿郎將を引きさて、經理を講論し、(一)夜分にして乃ち寐ぬ。皇太子、帝の勤勞して、怠らざるを見、間を承け

- 【二八】六安。今の安徽省安慶道六安縣の地。
- 【二九】鄭興云云。四十二卷七年に見ゆ。
- 【三〇】賈逵云云。明帝の永平年間、賈逵上言して、左氏は圖讖と合すと曰ひ、劉氏の堯の後たるを明かにす。帝これを嘉し、侍中に歷選し、騎都尉を領せしめ、甚だ信用せらる。
- 【三一】一説に、年六十三なりと曰ふ。
- 【三二】夜分。夜半なり。

て諫めて曰はく、「陛下、禹湯の明有り、而も黄老の養性の福を失ふ。願はくは精神を頤愛し、優游して自ら寧んせんことを」と。帝曰はく、「我自ら此を樂しむ。疲ると爲さざるなり」と。征伐を以て大業を濟すと雖も、天下既に定まるに及びて、乃ち功臣を退けて文吏を進め、政體を明慎し、權綱を總攬し、時を量り力を度り、舉に過事無し。故に能く前烈を恢復し、身づから太平を致す。太子尉趙熹、喪事を典る。時に王莽の亂を經、舊典、存せず。皇太子、諸王と、雜はり止まりて席を同じくし、藩國の官屬、宮省に出入し、百僚と別無し。熹、色を正しくして、劍を殿階に横たへ、扶けて諸王を下らしめ、以て尊卑を明かにし、奏して謁者を遣はし、官屬を將護し、他縣に分ち止まらしめ、諸王をば竝に邸に就かしめ、唯だ朝晡に入りて臨するを得しめ、禮儀を整へ、門衛を嚴にす。内外肅然たり。

- 【三】黄老。黄帝、老子。
- 【四】頤。養ふ也。
- 【五】宮省。宮禁なり。
- 【六】邸。諸王の各々洛陽に置きたる邸をいふ。
- 【七】臨。臨哭する也。
- 【八】陛下云云。光武帝は南陽の春陵の白水郷より起れり。
- 【九】故の副主。舊太子たりしをいふ。
- 【一〇】秋霜は物を肅殺す。

山陽王荆、哭臨するに哀します、而して飛書を作り、蒼頭をして詐りて大鴻臚郭況の書と稱して東海王疆に與へしめ、其の罪無くして廢せられ及び郭后黜辱せられしを言ひ、勸めて東に歸りて兵を擧げ以て天下を取らしめんとし、且つ曰はく、「高祖は亭長より起り、陛下は白水より興れり。何ぞ況んや王に於ては、陛下の長子にして、故の副主なるをや。當に秋霜

と爲るべし。〔二〕檻羊と爲る母かれ。人主崩亡し、閭閻の伍すら、尙ほ盜賊を爲し、望む所有らんと欲す。何ぞ況んや王をや』と。彊、書を得て惶怖し、即ち其の使を執へ、書を封じて之を上る。明帝、荆が母弟なるを以て、其の事を秘し、荆を遣り、出でて河南宮に止まらしむ。

三月丁卯、光武皇帝を原陵に葬る。

夏四月丙辰、詔して曰はく、『方今、上は天子

無く、下は方伯無く、淵水を渉るに舟楫無きが若し。夫れ萬乗は至重なり。而して壯者は慮

輕し。實に有徳の小子を左右するに頼る。高密侯禹は元功の首なり。東平王蒼は、寛博にして謀有り。其れ禹を以て太傅と爲し、

蒼を驃騎將軍と爲す』と。蒼懇に辭す。帝許さ

ず。又、詔して、驃騎將軍は、長史掾史の員四十人を置き、位、三公の上に在らしむ。蒼、嘗て西

曹の掾齊國の吳良を薦む。帝曰はく、『賢を薦めて國を助くるは、宰相の職なり。蕭何、韓信を擧ぐ

るや、壇を設けて拜し、復た考試せず。今、良を以て議郎と爲す』と。

初め、燒當羌の豪漢良、先零を撃ち破り、奪うて其の地に居る。漢良、卒し、子漢吾立つ。附落轉

〔二〕檻羊。檻の中の羊。人に制せらるるに喩ふ。

〔三〕母弟。明帝及び荆は、皆、陰後の生む所なり。

〔四〕河南宮。河南縣に在り。

〔五〕原陵。臨平亭の東南に在り、雒陽を去ること十五里。

〔六〕慮。思慮輕くして淺し。

〔七〕小子とは明帝自ら言ふ。

〔八〕左右は助くる也。頼む也。

帝、謙して、年尙ほ少壯にして思慮輕率淺薄なり、故に有徳

の賢人の輔弼を須つを言ふ。

〔七〕四府の掾史は、皆四十人無し。今特に置き、以てこれを優遇する也。

〔八〕燒當羌。西藏種。青海の東部黄河上流域に據る。後漢書西羌傳に曰く、爰劍種より五世にして研に至る。研最も豪健なり。自後、研を以て種號と爲す。十三世にして燒當に至る。復た豪健なり。其子孫更めて燒當を以て種號と爲すと。

た盛なり。秋、滇吾、弟滇岸と與に、衆を率ゐて隴西に寇し、太守劉盱を允吾に敗る。是に於て、

守塞の諸羌、皆叛す。謁者張鴻に詔し、諸郡の兵を領して之を撃たしむ。

〔一〇〕允吾に戰ふ。鴻の軍、敗没す。冬十一月、復た中郎將竇固を遣はし、捕虜將軍馬武等二將軍、四萬人を監し、之を討たしむ。

是の歲、南單于莫、死し、弟汗立つ。伊伐於慮鞬單于と爲す。

顯宗孝明皇帝上

〔一〕顯宗孝明皇帝。幼名は陽、後、莊と改名す。光武の第四子なり。

〔二〕永平元年。西紀五八年。

〔三〕元會。元旦の朝會。

〔四〕上計。年年の會計簿を上つる也。

〔五〕元侯。鄧禹の諡。

〔六〕驛。傳遞の馬。

〔七〕東海の恭王。彊病む。上、使者・太醫を遣はして、驛に乗じて病を視し

むること、駱驛として絶えず。沛王輔・濟南王康・淮南王延に詔して、魯に詣りて疾を省せしむ。戊寅、

漢顯宗孝明皇帝永平元年

〔一〕永平元年。春正月、帝、公卿已下を率ゐて、原陵に朝す。元會の儀の如し。乘輿、神坐を拜し、退きて東廂に坐し、侍衛の官、皆、神坐の後に在り、太官、食を上り、太常、樂を奏し、郡國の上計の吏、次を以て前みて神軒に當りて、其の郡の穀價及び民の疾苦する所を占す。是の後、遂に以て常と爲す。

夏五月、高密の元侯鄧禹、薨す。

東海の恭王、彊病む。上、使者・太醫を遣はして、驛に乗じて病を視しむること、駱驛として絶えず。沛王輔・濟南王康・淮南王延に詔して、魯に詣りて疾を省せしむ。戊寅、

漢顯宗孝明皇帝永平元年

二九五

疆・薨す。終に臨みて、上書して恩を謝して言はく、『身既に天命し、孤弱、復た皇太后・陛下の憂慮を爲す。誠に悲しみ誠に慙づ。息政は小人なり。猥に臣の後を襲ぐに當らば、必ず之を全利する所以に非ざるなり。願はくは東海郡を還さん。今、天下、新に大憂に罹る。惟だ陛下、供養を皇太后に加へ、數、御餐を進めよ。臣疆・困劣にして、言、意を盡す能はず。願はくは竝に諸王に謝せんことを。意はざりき、永く復た相見ざらんとは』と。帝、書を覽て悲慟し、太后に從つて、出でて津門の亭に幸し、哀を發し、大司空をして節を持って喪事を護せしめ、贈送するに殊禮を以てし、楚王英・趙王栩・北海王興及び京師の親戚に詔して、皆、葬に會せしむ。帝、疆の深く謙儉を執るを、追惟し、厚く葬りて以て其の意に違ふを欲せず。是に於て、特に詔して、遣送の物は、務めて約省に従ひ、衣は形を斂むるに足り、茅車瓦器、物、制よりも減じ、以て王の卓爾として獨り行ふの志を彰す。將作大匠、留まりて陵廟を起す。

秋七月、馬武等擊ちて當羌を燒き、大に之を破る。餘は皆降り散す。山陽王荆、私に能く星を爲むる者を迎へ、與に謀議し、天下に變有らんことを冀ふ。帝、之を聞

き、荆を廣陵王に徙し封じ、遣りて國に之かしまむ。

遼東の太守祭彤、偏何をして赤山の烏桓を討たしめ、大に之を破り、其の魁帥を斬る。塞外・震

響す。西は武威より、東は玄菟を盡すまで、皆、來りて内附し、野に風塵無し。乃ち悉く緣邊の屯兵を罷む。

東平王蒼、以爲へらく、『中興して三十餘年、四方、虞無し。宜しく禮樂を修むべし』と。乃ち公

卿と共に議し、南北郊・冠冕・車服の制度及び光武の廟の登歌・八佾の舞の數を定め、之を上る。

好時の 愍侯耿弇・薨す。

二年、春正月辛未、光武皇帝を明堂に宗祀す。帝及び公卿列侯、始めて冠冕玉佩を服し、以て事を行ふ。禮畢りて、靈臺に登り、雲物を望む。天下に赦す。

三月、辟雍に臨み、初めて大射の禮を行ふ。

漢顯宗孝明皇帝永平二年

- 【七】天命。天折なり。
- 【八】孤弱云云。子孫、又、上の人に憂慮を貽す也。
- 【九】息は子なり。政は其の名なり。
- 【一〇】新に大憂に罹る。光武崩ぜしをいふ。
- 【一一】津門。雒陽城の南面西頭の門。一に津陽門と名づく。
- 【一二】追惟。追思する也。
- 【一三】將作大匠。もとの將作少府、景帝、名を改む。宗廟・路寢・宮室・陵園を修作するを掌る。

- 【一四】赤山。烏桓傳に曰はく、赤山は遼東の西北數千里に在りと。
- 【一五】玄菟は郡の名、漢の武帝、朝鮮を滅ぼして置く所、即ち今の朝鮮の咸鏡道及び吉林の南境。
- 【一六】登歌。宗廟を祭る歌。
- 【一七】八佾。天子の樂は、八佾即ち八八六十四人を舞はすなり。
- 【一八】愍侯。耿弇の諡。
- 【一九】宗祀。宗は尊ぶ也。尊びてこれを祀り、以て上帝に配す。
- 【二〇】雲物。そらに立ちのぼる氣色。
- 【二一】養老の禮。三公の中にて年齡最も高き者を三老と爲し卿大夫の中にて年齡最も高き者を五更と爲し、各其の席位を設け、三老には父の道を以て事へ、五更には兄の道を以て事ふ、之を養老の禮といふ。
- 【二二】都紵。紵を績みて爲りたる布。
- 【二三】進賢。冠の名。
- 【二四】玉杖。玉にて刻みたる鳩

冬十月壬子、上、辟雍に幸し、初めて、養老

の禮を行ふ。李躬を以て三老と爲し、桓榮を五

更と爲す。三老は、都紵の大袍を服し、進賢

を冠り、玉杖に扶けらる。五更も亦之の如く

にして、杖つかず。乘輿、辟雍の禮殿に到り、

東廂に御坐し、使者を遣はして安車をもて三老、

五更を太學の講堂より迎へしむ。天子、門屏に

迎へ、交禮し、阼階より道く。三老、賓階

より升る。階に至りて、天子揖すること禮の如

し。三老は升りて東面す。三公、几を設け、九

卿、履を正す。天子親ら祖きて牲を割き、醬を執りて饋し、(一〇)爵を執りて酌す。(一一)祝饌、前に在り。

祝饌、後に在り。五更は南面す。三公、進供す。禮、亦、之の如し。禮畢りて、桓榮及び弟子を引き

て堂に升り、上、自ら(一二)下説を爲し、諸儒、經を執り、前に問難す。冠帶縉紳の人、(一三)橋門を圍りて

觀聽する者、蓋し億萬計。是に於て、詔を下して、榮に爵、關内侯を賜ふ。三老・五更、皆、二千

石の祿を以て養ひ、厥の身を終へしむ。(一四)天下の三老に、酒人ごとに一石・肉四十斤を賜ふ。上太子

を端に置きたる杖。又、鳩杖と曰ふ。

【七】阼階。東階をいふ。

【八】賓階。西階をいふ。

【九】醬云。饋は食を進むる也。醬は、ひしほ。肉などを食ふに醬を以て味をつくるを以て食味の主とす。故にこれを執りて饋する也。

【一〇】爵云。爵は酒器なり。酌は酒にて口を漱ぐ也。

【一一】祝饌云。祝饌は後漢書明帝紀には哽に作る。老人、食するるとき、哽饋すること多し、故に人を前後に置きて、これを祝し、其れをして哽噎せざらしむる也。噎は食塞がりて、氣、通ぜざる也。喉につかへること。

【一二】下説。語を下してこれを講説する也。

【一三】橋門。辟雍の四門の外に、水あり、皆、橋あり。觀る者、水の外に在り。故に橋門を圍ると曰ふ。

【一四】天下の三老。地方の長老にして、其の郷の教化を掌る官なり。

たりしより、尙書を桓榮に受く。帝位に即くに及びて、猶ほ榮を尊ぶに師の禮を以てす。嘗て太常府

に幸し、榮をして東面に坐せしめ、几杖を設け、百官及び榮の(一五)門生數百人を會し、上親しく自ら

(一六)業を執る。諸生、或は位を避け、難を發す。上謙して曰はく、「太師、是に在り」と。既に罷め、

悉く太官の供具を以て、太常の家に賜ふ。榮、疾病する毎に、帝輒ち使

者を遣はして存問せしむ。太官・太醫、道に相望む。(一七)篤きに及びて、上

疏して恩を謝し、爵土を讓り還す。帝、其の家に幸し、起居を問ふ。街に

入りて車を下り、經を擁して前む。榮を撫して涕を垂れ、賜ふに牀茵・帷

帳・刀劍・衣被を以てし、良久しうして乃ち去る。是より、諸侯・將軍・大

夫の、疾を問ふ者、敢て復た車に乗りて門に到らず、皆、牀下に拜す。

榮卒するや、帝親しく自ら服を變じ、喪に臨み葬を送り、冢塋を(一八)首山

の陽に賜ふ。子郁、當に嗣ぐべきを、其の兄の子況に讓る。帝、許さず。

郁乃ち封を受け、而して悉く租入を以て之に與ふ。帝、郁を以て侍中と

爲す。

上、中山王焉は、郭太后の少子にして、太后尤も之を愛せるを以て、故に獨り京師に留む。是に至り

て、始めて諸王と俱に國に就かしめ、賜ふに虎賁の官騎を以てし、恩寵尤も厚く、獨り京師に往

【一五】門生。業を門下に受くる者。

【一六】業を執る。經を習ふことなり。

【一七】難。疑問なり。

【一八】首山。首陽山なり。今の河南省河洛道偃師縣の西北に在り。

【一九】漢官儀に、驕騎は王家には官騎と名づく。焉の傳に據れば、時に北軍の胡騎百人を賜ふなり。

來するを得しむ。帝、陰・郭を禮待すること、事毎に必ず均しくし、數賞賜を受け、恩寵俱に渥し。

甲子、上、長安に行幸す。十一月甲申、使者を遣はし、中軍を以て蕭何・霍光を祠らしむ。帝過りて其の墓に式し、進みて河東に幸す。癸卯、宮に還る。

十二月、護羌校尉竇林、欺罔及び臧罪に坐し、獄に下されて死す。林は融の從兄の子なり。是に於て、竇氏は 一公・二兩侯・三公主・四二千石、相與に時に並び、祖より孫に及び、官府邸第、京邑に相望む。親戚・功臣の中に於て、與に比を爲すもの莫し。林が誅せらるるに及びて、帝、數詔を下し、融を切責す。融、惶恐して、骸骨を乞ふ。詔して、第に歸りて病を養はしむ。

是の歳、初めて 氣を五郊に迎ふ。

新陽侯陰就の子豊、酈邑公主に尙す。公主、驕妬なり。豊、之を殺し、誅せらる。父母、皆自殺す。

南單于汗・死す。單于比の子適立つ。醜謹尸逐侯提單于と爲す。

三年、春二月甲寅、太尉趙熹・司徒李訢・免せらる。

丙辰、左馮翊郭丹を以て司徒と爲す。

己未、南陽の太守虞延を以て太尉と爲す。

甲子、貴人馬氏を立てて皇后と爲す。皇子炆を太子と爲す。后は援の女なり。太子の宮に入る。能く陰后に奉承し、傍ら同列に接し、禮則脩備し、上下、之に安んず。遂に寵異せらる。帝が位に即くに及びて、貴人と爲る。時に后の前の母の姉の女賈氏も亦、選を以て入り、皇子炆を生む。帝、后が子無きを以て、命じて之を養はしめ、謂つて曰はく、「人、未だ必ずしも當に自ら子を生むべからず。但だ愛養の至らざるを患ふるのみ」と。后、是に於て、心を盡して撫育し、勞悴すること所生(子)に過ぐ。太子も亦、孝性淳篤なり。母子の慈愛、始終、織介の間無し。后常に以へらく、皇嗣未だ廣からずと。左右を薦達すること、及ばざるを恐るるが若し。後宮に、進見する者有れば、毎に慰納を加ふ。若し數、寵引せらるれば、輒ち隆遇を加ふ。有司奏して、長秋宮を立つるに及びて、帝未だ言ふ所有らず。皇太后曰はく、「馬貴人、徳、後宮に冠たり。即ち其の人なり」と。后、既に位を宮闈に正しくし、愈、自ら謙肅にして、好みて書を読み、常に大練を衣、裙に縁を加へず。朔

【一】 一公。大司空。

【二】 兩侯。安豐侯、顯親侯。

【三】 三公主。融の子穆、内黄公主に尙し、穆の子勳、東海王疆の女沘陽公主に尙し、友の子固、光武の女涅陽公主に尙す。

【四】 二千石。衛尉、城門校尉、護羌校尉、中郎將。

【五】 氣云云。立春の日、春を東郊に迎へて、青帝句芒を祭る。立夏の日、夏を南郊に迎へて、赤帝祝融を祭る。立秋に先だつこと十八日、黄靈を中央の兆に迎へて、黄帝后土を祭る。立秋の日、秋を西郊に迎へて、白帝蓐收を祭る。立冬の日、冬を北郊に迎へて、黑帝玄冥を祭る。

【六】 酈邑公主。光武の女。

【一】 織介は細微なり。間ば間隙。

【二】 長秋宮。皇后宮をいふなり。

【三】 位云云。皇后となるをいふ。

【四】 大練。厚き紺。

【五】 裙に云云。縁は縁の飾。質素なるをいふ。

望に、諸姫主・朝請し、後の袍衣の疎麤なるを望見し、以爲へらく綺縠なりと。就きて視て乃ち笑ふ。后曰はく、『此の繪は特に染色に宜し、故に之を用ふるのみ』と。羣臣、事を奏するに、平かにし難き者有れば、帝數、以て后を試みる。后輒ち趣理を分解し、各其の情を得たり。然れども未だ嘗て家私を以て政事を干さず。帝、是に由りて寵敬し、始終、衰ふる無し。

帝、中興の功臣を思ひ、乃ち二十八將を南宮の雲臺に圖畫す。鄧禹を以て首と爲し、次に馬成、吳漢、王梁、賈復、陳俊、耿弇、杜茂、寇恂、傅俊、岑彭、堅鐔、馮異、王霸、朱祐、任光、祭遵、李忠、景丹、萬修、蓋延、邳彤、饒期、劉植、耿純、臧宮、馬武、劉隆、又益すに王常・李通・竇融・卓茂を以てし、合はせて三十二人。馬援は、椒房の親なるを以て、獨り・與らず。

夏四月辛酉、皇子建を封じて千乘王と爲し、羨を廣平王と爲す。六月丁卯、星有り。天船の北に孛す。

帝、大に北宮を起す。時に天・旱す。尙書僕射會稽の鍾離意、闕に詣り冠を免ぎ、上疏して曰はく、『昔、成湯、早に逢ひ、六事を以て自ら責めて曰はく、『政、節あらざるか、民をして疾ましむるか、宮室、營まるるか、女調盛なるか、苞苴行はるるか、讒夫昌なるか』と。竊に北宮の大に作さるるを見るに、民、農時を失ふ。古より、宮室の小狹なるに苦しむに非ず、但だ民の安寧ならざるを患ふ。宜

【六】平かにし難し。決し難き也。

【七】天船。星座の名。

【八】營。後漢書鍾離意傳には榮に作る。

しく且く罷止して以て天心に應ずべし』と。帝、策詔して報じて曰はく、『湯、六事を引く。答、(一)一人に在り。其れ(二)冠履し、謝する勿かれ』と。又、大匠に勅して、諸宮を作るを止め、不急を減省す。詔し、因つて公卿百僚に謝す。遂に時に應じて(三)澍雨す。意、(四)全椒の長劉平を薦む。

【九】策詔。詔を簡策に書する也。

【一〇】冠履。冠を冠り履をはくなり。

【一一】澍雨。時雨そそぎて萬物を滋潤する也。

【一二】全椒。縣の名、九江郡に屬す。今の安徽省淮泗道全椒縣の地。

【一三】耳目の隱發云云。好みて人の耳目の及ばざる陰事を發き、以て聰明と考へしとの意なり。

【一四】提曳。提は、物を擲ちて以てこれを撃つ也。曳は、ひきずる也。

【一五】藥崧。藥は姓、崧は名。

【一六】天子云云。禮記曲禮の文。穆穆は容儀の美なる貌。皇皇は盛なる貌。

【一七】封還。封じて還す也。

だ詔書を班ちて去る。帝、性・褊察にして、好みて(一)耳目の隱發を以て明と爲す。公卿大臣、數、詆毀せられ、近臣尙書以下、(二)提曳せらるるに至る。常て事を以て郎(三)藥崧を怒り、杖を以て之を撞つ。崧走りて牀下に入る。帝怒ること甚だしく、疾言して曰はく、『郎出でよ』と。崧乃ち曰はく、『天子は穆穆たり。諸侯は皇皇たり。未だ人君自ら起ちて郎を撞つを聞かず』と。帝乃ち之を赦す。是の時、朝廷、悚慄せざるもの莫く、争うて嚴切を爲し、以て誅責を避けんす。唯だ鍾離意のみ獨り敢て諫争し、數、詔書を(四)封還す。臣下、過失あれば、輒ち之を救解す。會、連に

變異有り、上疏して曰はく、「陛下、鬼神を敬畏し、黎元を憂恤す。而るに天氣未だ和せず、寒暑、節に違ふは、咎、羣臣が化を宣べ職を治むる能はず、而して苛刻を以て俗と爲すに在り。百官、相親しむの心無く、吏民、雍雍の志無く、和氣を感逆し、以て天災を致すに至る。百姓は徳を以て勝つ可く、力を以て服し難し。鹿鳴の詩に、必ず宴樂を言ふは、人と神との心洽ひ・然る後天氣和ぐを以てなり。願はくは陛下、聖徳を垂れ刑罰を緩くし、時氣に順ひ、以て陰陽を調へんことを」と。帝、時に用ふる能はずと雖も、然れども其の至誠を知り、終に之を愛厚す。

秋八月戊辰、詔して、太樂の官を改めて太子と曰ふ。讖文を用ふるなり。

壬申晦、日、之を食する有り。詔して曰はく、「昔、楚莊は、災無くして、以て戒懼を致し、魯哀は、禍大にして、天、讖を降さず。今の動變、儻しくは尙ほ救ふ可からん。有司、勉めて厥の職を思ひ、以て無徳を匡せ」と。

冬十月甲子、車駕、皇太后に従つて、章陵に幸す。荆州の刺史郭賀、

【一八】黎元。人民なり。

【一九】雍雍。和ぐ貌。

【二〇】鹿鳴。詩經の小雅の篇の名。其の詩に曰はく、呦呦として鹿鳴き、野の苹を食ふ。我に嘉賓あり、瑟を鼓し笙を吹くと。又曰はく、我に旨酒あり、以て嘉賓の心を宴樂すと。

【二一】楚莊云云。説苑に曰はく、楚の莊王は、天、妖を見はさず、地、孽を出さざるを見れば、則ち曰く、天其れ予を忘れたるか。此れ能く過を天に求む。必ず諫に逆らはずと。

【二二】魯哀云云。春秋感精符に曰く、魯の哀公の時、政彌亂れ、絶えて日食あらず。政亂るの類は、當に日食の變を致すべきに而も應ぜざるものは、これを讖むとも益無く、これに告ぐとも無らさればなり。

官に殊政有り。上、賜ふに三公の服・黼黻・冕旒を以てし、敕して、部を行るに 檐帷を去り、百姓をして其の容服を見しめ、以て有徳を章かにす。戊辰、章陵より還る。

是の歲、京師及び郡國七つ、大水あり。

莎車王賢、兵威を以て逼りて于寘・大宛。 嬌塞の王國を奪ひ、其の將をして之を守らしむ。于寘の人、其の將君徳を殺し、大人休莫霸を立てて

王と爲す。賢、諸國の兵數萬を率ゐて之を撃ち、大に休莫霸に敗られ、身を脱して走り還る。休莫霸進みて莎車を圍み、流矢に中りて死す。于寘の人、復た其の兄の子廣徳を

立てて王と爲す。廣徳、其の弟仁をして賢を攻めしむ。廣徳の父、先に拘へられて莎車に在り。賢、乃ち其の父を歸し、女を以て之に妻せ、之と和親す。

り。故に哀公の篇、絶えて日食の異無しと。
【二三】荆州。南陽・南郡・江夏・零陵・桂陽・武陵・長沙等の郡を統ぶ。
【二四】檐帷。車の前を蔽ふ帷。
【二五】嬌塞國。婚水即ちアマダリア (Amu-darya) に臨める國。人種は塞種(トル種に屬す)なり。

卷の第四十五

漢紀三十七

顯宗孝明皇帝下

〔一〕永平四年。西紀六十一年なり。
〔二〕城第。城は雒陽城。第は邸宅。
〔三〕梁松、父統の爵を嗣ぎて陵郷侯と爲る。
〔四〕名を知らる。時に名聲あり、人皆これを知るをいふ。
〔五〕舊防。舊來の制度。

〔一〕永平四年春、帝、近く出でて城第を觀覽し、遂に河内に校獵せんと欲す。東平王蒼、上書して諫む。帝、奏を覽、即ち宮に還る。
秋九月戊寅、千乘の哀王建薨す。子無し。國除かる。
冬十月乙卯、司徒郭丹、司空馮魴、免せらる。河内の尹沛國の范遷を以て司徒と爲し、太僕伏恭を司空と爲す。恭は湛の兄の子なり。

〔二〕陵郷侯梁松、怨望して飛書を縣けて誹謗するに坐し、獄に下されて死す。初め上、太子たりしとき、太中大夫鄭興の子衆、經に通ずるを以て名を知らる。太子及び山陽王荆、梁松に因りて、縑帛を以て之を請ふ。

衆曰はく、「太子は儲君なり。外に交はるの義無し。漢に舊防有り、藩王は宜しく私に賓客を通ずべし。」

からず』と。松曰はく、『長者の意には逆ふ可からず』と。衆曰はく、『禁を犯して罪に觸るるは、正を守りて死するに如かず』と。遂に往かず。松が敗るるに及びて、賓客多く之に坐す。唯だ衆のみ辭に染まらず。

于賓王廣徳、諸國の兵三萬人を將ゐて莎車を攻め、莎車王賢を誘うて之を殺し、其の國を并す。匈奴、諸國の兵を發して、于賓を圍む。廣徳、降らんと請ふ。匈奴、賢の質子不居徴を立てて莎車王と爲す。廣徳、又、攻めて之を殺し、更に其の弟齊黎を立てて莎車王と爲す。

東平王蒼、至親を以て政を輔けしより、聲望日に重く、意、自ら安んぜず、前後累に上疏して稱す、『漢興りてより以來、宗室の子弟、公卿の位に在るを得たる者無し。乞ふ驃騎將軍の印綬を上り、退きて藩國に就かん』と。辭甚だ懇切なり。帝乃ち蒼が國に還るを許す。而も將軍の印綬を上るを聽さず。

五年、春二月、蒼罷めて藩に歸る。帝、驃騎の長史を以て東平の太傅と爲し、掾を中大夫と爲し、令史を王家郎と爲し、錢五千萬・布十萬匹を加賜す。

十一月、北匈奴、五原に寇し、十二月、雲中に寇す。南單于、撃ちて之を却く。

是の歲、邊民の・内郡に在る者を發遣し、裝錢人ごとに二萬を賜ふ。

安豐の戴侯寶融、年老い、子孫・繼誕にして、不法多し。長子穆、内黄公主に尙し、矯りて陰太后の詔と稱し、六安侯劉盱をして婦を去らしめ、女を以て之に妻す。盱の婦の家、上書して狀を言ふ。帝大に怒り、盡く穆等の官を免す。諸寶の・郎吏と爲る者、皆、家屬を將ゐて故郡に歸る。獨り融を京師に留む。融尋いで薨す。後數歲にして、穆等復た事に坐し、子勳・宣と、皆、獄に下されて死す。之を久しうして、詔して融の夫人を還し、小孫一人と與に、雒陽に居らしむ。

- 【一】 王雒山。廬江郡に在り。
- 【二】 三公は鼎足の如くにして君に承く、故に然云ふ。此の語は蓋し易緯の辭なり。
- 【三】 先帝云云。四十二卷光武建武七年に見ゆ。
- 【四】 蚩。嗤と通ず、笑ふ也。
- 【五】 故郡。寶氏は、もと扶風の平陵の人なり。
- 【六】 裝錢。支度金。
- 【七】 戴侯。寶融の諡。

六年、春二月、王雒山、寶鼎を出す。之を獻す。夏四月甲子、詔して曰はく、『祥瑞の降るは、以て有徳に應ず。方今、政化、僻多し。何を以てか茲れを致せる。易に曰はく、『鼎は三公に象る』と。豈に公卿、職を奉ずること、其の理を得たるか。其れ三公に帛五十匹を賜ふ。九卿・二千石は之に半す。先帝の詔書に、人の・事を上りて聖と言ふを禁ず。而るに問者、章奏、頗る浮詞多し。今より若し過稱虚譽する有らば、尙書、皆、宜しく抑へて省せず、諂子に蚩はれざらんことを示すべきなり』と。

冬十月、上、魯に行幸し、十二月、還りて、陽城に幸し、壬午、宮に還る。

是の歳、南單于適・死す。單于莫の子蘇立つ。丘除車林鞮單于と爲す。數月にして、復た死す。單于適の弟長立つ。湖邪尸逐侯鞮單于と爲す。

七年、春正月癸卯、皇太后陰氏崩す。二月庚申、光烈皇后を葬る。

北匈奴、猶ほ盛にして、數邊に寇す。使を遣はして合市せんことを求む。上、其の交通して復た寇を爲さざらんことを冀ひ、之を許す。

東海の相宗均を以て尙書令と爲す。初め均、九江の太守と爲るや、五日に一たび事を聽き、悉く掾史を省き、督郵を府内に閉づ。屬縣、事無く、百姓、業に安んず。九江には舊虎暴多し、常に募りて、檻穽を設く。

而れども猶ほ傷害多し。均、記を屬縣に下して曰はく、「夫れ江淮の猛獸有るは、猶ほ北土の雞豚有るがごときなり。今、民の害を爲すは、咎、殘吏に在り。而して勞勤して、張捕するは、憂恤の本に非ざるなり。其れ姦貪を退くるを務め、忠善を進むるを思ひ、一に檻穽を去り、課制を除削す。

可し」と。其の後、復た虎の患無し。帝、均の名を聞く、故に任ずるに樞機を以てす。均、人に謂つて曰はく、「國家、文法・廉吏を喜み、以爲へらく、以て姦を止むるに足ると。然れども文吏は習うて欺謾を爲し、而して廉吏は清きこと一己に在り、百姓の流亡し、盜賊の害を爲すに益無きなり。均、叩頭して之を争はんと欲すれども、時、未だ改む可からざるなり。久しくして將に自ら之に苦しめんとす。乃ち言ふ可きなるのみ」と。未だ言ふに及ばず、會、司隸校尉に遷さる。後、上、其の言を聞き、之を追善す。

八年、春正月己卯、司徒范滂・薨す。

三月辛卯、太尉虞延を以て司徒と爲し、衛尉趙熹をして、太尉の事を行はしむ。

越騎司馬鄒衆、北匈奴に使す。單于、衆をして拜せしめんと欲す。衆、屈せられず。單于、圍み守りて之を閉ち、水火を興へず。衆、刀を抜きて自ら誓ふ。單于恐れて止む。乃ち更に使を發し、衆が京師に還るに隨はしむ。初め大司農耿國・上言す、「宜しく度遠將軍を置き、五原に屯し、以て南匈奴の逃亡を防がしむべし」と。朝廷從はず。南匈奴須卜骨都侯等、

漢顯宗孝明皇帝永平七年——八年

【五】陽城。縣の名、故城は今の河南省河洛道登封縣の東南に在り。

【一】光烈。陰太后の諡。

【二】九江。郡の名、今の江蘇省淮揚道・安徽省安慶道及び淮河道の中部と江西省と皆其の地なり。壽春に治す、即ち今の安徽省淮河道壽縣なり。

【三】督郵云云。郡に五部の督郵あり、屬縣を監す。督郵は其の監督の嚴なるを以て功能と爲し、動もすれば屬縣を侵擾することあり。當時多事なりしかば、その侵擾の甚だしからんことを恐れ、之を府内に閉ぢたるなり。

【四】檻穽。檻は機を爲りて以て獸を捕ふるをいひ、穽は地を穿ちてこれを陥るるをいふなり。

【五】張捕。機穽を設けて鳥獸を伺ひ捕獲すること。

【一】越騎校尉に、司馬一人あり、秩千石。

【二】死すとも單于に屈せられずと自ら誓ふ也。

【三】光武、幽冀の兵を以て天下を克定す、故に黎陽に於て營を立て、謁者を以て兵騎千人を監領せしむ。黎陽の故城は、今の河南省河北道滎縣の東北に在り。

【四】曼柏。縣の名、五原郡に屬す。内蒙古オルドスの地に

漢の・北虜と交使するを知り、内に嫌怨を懷き、畔かんと欲し、密に人をし
て北虜に詣らしめ、兵を遣はして之を迎へしむ。鄭衆、塞を出で、異有ら
んことを疑ひ、伺候す。果して須卜の使人を得たり。乃ち上言す、「宜しく
更に大將を置き、以て二虜の交通を防がしむべし」と。是に由りて、始め
て度遼營を置き、中將吳棠を以て度遼將軍の事を行はしめ、黎陽の虎
牙營の士を將ゐて、五原の 曼柏に屯せしむ。

秋、郡國十四、大水あり。

冬十月、北宮成る。

丙子、死罪の繫囚を募り、度遼營に詣らしめ、罪有りて亡命する者、罪を贖はしむること、各差
有り。

楚王英、黃緋、白執を奉じて、國相に詣りて曰はく、「託して藩輔に在り、過惡累積す。大恩を歡
喜し、緋帛を奉送し、以て愆罪を贖ふ」と。國相以て聞す。詔して報じて曰はく、「楚王、黃老の
微言を誦し、浮屠の仁慈を尙び、潔齊すること三月、神と誓を爲す。何を嫌ひ何を疑つて、當に悔
吝有るべけんや。其れ贖を還し、以て伊蒲塞・桑門の盛饌を助けん」と。初め帝、西域に神有り、
其の名を佛と曰ふと聞き、因つて使を遣はし、天然に之を、其の道を求めしむ。其の書及び沙門を得て

- 【五】白執。白き絹。
- 【六】國相。漢の成帝の時、從
來諸王國に遣はしてその内治
を監せしめる官なる内史を省
き、相をして民を治めしむ。
職、太守の如し。
- 【七】潔齊。齊は齋と通ず。
- 【八】伊蒲塞。優婆塞。俗に在
りて佛教を信する男子。
- 【九】桑門。沙門。佛教の僧侶。

以て來る。其の書、大抵、虛無を以て宗と爲し、慈悲にして殺さざるを貴ぶ。以爲へらく、人は死す
れども、精神は滅せず、随つて復た形を受け、生時行ふ所の善惡、皆報應有り。故に貴ぶ所は、精
神を修煉し、以て佛と爲るに至るなり。善く宏闊勝大の言を爲し、以て愚俗を勧誘す。其の道に精
しき者を、號して沙門と曰ふ。是に於て、中國始めて其の術を傳へ、其の形像を圖す。而して王公貴
人は、獨り楚王英、最も先づ之を好む。

壬寅晦、日、之を食する有り、既く。

羣司に詔して、職事を勉修し、極言して諱む無からしむ。是に於て、
位に在る者、皆、封事を上り、各、得失を言ふ。帝、章を覽、深く自ら咎を
引き、上る所を以て百官に班示し、詔して曰はく、「羣僚の言ふ所は、皆、
朕の過なり。民の冤をば理むる能はず、吏の黠をば禁する能はず、而して輕しく民力を用ひ、宮宇
を繕修し、出入、節無く、喜怒、二〇、差に過ぐ。永く前戒を覽、竦然として兢懼す。徒だ薄徳にして久
しくして怠を致さんことを恐るるのみ」と。

北匈奴、使を遣はして入貢すと雖も、而も寇鈔すること息まず。邊城晝閉づ。帝、使を遣はして其
の使者に報せしむるを議す。鄭衆・上疏して諫めて曰はく、「臣聞く、北單于が漢使を致さんことを要
する所以は、以て南單于の衆を離し、三十六國の心を堅くせんと欲すればなり」と。又、當に漢の和

- 【一〇】差。節度なり。
- 【一一】三十六國云云。匈奴は西
域三十六國をして専ら己に就
かしめんと欲する也。

親するを揚げて、鄰敵に誇示し、西域の(漢)化に歸せんと欲する者をして、士を懷ふの人をして、望を中國に絶たしむべきのみ。漢使既に到らば、便ち(三)假蹇として自ら信びん。若し復た之を遣はさば、虜必ず自ら謀を得たりと謂はん。其の羣臣の(四)駁議する者、敢て復た言はじ。是の如くならば、(五)南庭動搖し、(六)烏桓、離心有らん。南單于、久しく漢の地に居り、具に形執を知る。(七)萬分離析せば、旋に邊害を爲さん。今、幸に度遼の衆有り、威を北垂に揚ぐ。報答する勿しと雖も、(八)敢て患を爲さじ」と。帝從はず、復た衆を遣はして往かしむ。衆因つて上言す、「臣、前に使を奉せしとき、匈奴の爲めに拜せず、單于・悲恨し、兵を遣はして臣を圍ましむ。今復た命を銜まば、必ず陵折せられん。臣、誠に、大漢の節を持し、(九)氈裘に對して獨り拜するに忍びず。如し匈奴をして遂に能く臣を服せしめば、將に大漢の疆きを損する有らんとす」と。帝聽かず。衆、已むを得ず。既に行きて路に在り、連に上書して固く之を爭ふ。詔して、衆を切責して追ひ還さしめ、廷尉に繋ぐ。赦に會うて家に歸る。其の後、帝、匈奴の來る者を見、衆が單于と禮を爭ふの狀を聞き、乃ち復た衆を召して

(三)局促として狐疑せしめ、

(四)假蹇。驕る貌。

(五)駁議。單于に漢に歸せんことを勸むるをいふ。

(六)南庭云云。美稷縣に在る南單于の庭、塞を出でて北に去らんと欲するをいふ。

(七)烏桓は、本、匈奴に付きしが、漢、校尉を置きて領護し、匈奴と交通するを得ざらむ。離心とは、其の心、漢に親附せずして、匈奴に忒心あるをいふ。

(八)萬分。若し萬分の一にも也。

(九)氈裘。匈奴をいふ。匈奴は、君王より以下、皆、畜肉を食ひ、其の皮革を衣、旃裘を被る。

(二)軍司馬と爲す。

九年、夏四月甲辰、司隸校尉・部の刺史に詔して、歲ごとに、(一)墨綬の長吏の事を視ること三歲已上にして、治狀尤も異なる者、各一人を上り、計と偕に上らしめ、及び尤も治まらざる者も、亦以て聞せしむ。

是の歲、大に年有り。

皇子恭に號を賜うて靈壽王と曰ひ、黨は號して重熹王と曰ふ。未だ國邑有らず。

帝、儒學を崇尚し、皇太子・諸王侯より、大臣の子弟・功臣の子孫に及ぶまで、經を受けざるもの莫く、又、外戚樊氏・郭氏・陰氏・馬氏の諸子の爲めに、學を南宮に立て、(二)四姓の小侯と號し、五經の師を置き、高能を(三)搜選し、以て其の業を授けしむ。(四)期門・羽林の士より、悉く孝經の章句に通せしむ。匈奴も亦子を遣はして入りて學ばしむ。

廣陵王荆、復た相工を呼び、謂つて曰はく、「我が貌は先帝に類たり。得たり。我も今亦三十なり。兵を起す可きや未だしや」と。相者、吏に詣りて之を告ぐ。荆・惶恐し、

漢顯宗孝明皇帝永平九年

(一)漢の制、大將軍の營に五部あり、部ごとに校尉一人、

比二千石、軍司馬一人、比千石。其の校尉を置かざるには、但だ軍司馬一人のみ。帝、衆を召して軍司馬と爲し、馬廄と與に車師を撃たしむ。

(二)墨綬の長吏。大縣の令以下をいふ。漢の制、千石・六百石は墨綬。

(三)大に年あり。五穀皆豐熟するをいふ。

(四)列侯に非ざるを以て小侯と曰ふ。

(五)搜選。搜索選擇。

(六)期門羽林の士。期門は軍門、羽林は近衛兵をいふ。

(七)相工。人相を見る人。

先帝は三十にして天下を

自ら獄に繋がる。帝、恩を加へ、其の事を考極せず、詔して、吏民を臣屬とするを得ず、唯だ租を食むこと故の如くし、相・中尉をして謹みて之を宿衛せしむ。荆、又、巫をして祭祀祝詛せしむ。長水校尉樊儵等に詔して、雜に其の獄を治せしむ。事竟り、荆を誅せんと奏請す。帝怒りて曰はく、「諸卿、我が弟なるを以て、故に之を誅せんと欲す。即し我が子ならば、卿等敢て爾らんや」と。儵對へて曰はく、「天下は高帝の天下にして、陛下の天下に非ざるなり。春秋の義、君親には、將にせんとする無し。將にせんとすれば必ず誅せらる。臣等、荆の屬、母弟に託し、陛下、聖心を留めて惻隱を加ふるを以て、故に敢て請ふのみ。如し陛下の子ならしめば、臣等、誅を専らにせんのみ」と。帝、歎息して之を善しとす。儵は宏の子なり。

十年、春二月、廣陵の思王荆自殺す。國除かる。

夏四月戊子、天下に赦す。

閏月甲午、上、南陽に幸し、校官弟子を召し、雅樂を作し、鹿鳴を奏せしめ、帝自ら填・箎を御して之に和し、以て嘉賓を娛しましむ。還りて南頓に幸す。冬十二月甲午、宮に還る。

- 【七】考極。十分に取調ぶるなり。
- 【八】春秋の義云云。公羊傳の文なり。將にせんとすとは、將に弑逆の事を爲さんとする也。
- 【九】屬。親屬關係。
- 【一〇】誅を専らにす。請はずして誅する也。
- 【一一】思王。荆の諡。
- 【一二】校官。學官なり。
- 【一三】填箎。共に樂器の名。填は土を燒きてこれを爲り、六孔あり。箎は竹を以てこれを爲り、八孔あり。

初め陵陽侯丁綝卒し、子鴻、當に封を襲ぐべきを、上書して病と稱し、國を弟盛に譲らんとす。報せられず。既に葬り、乃ち衰經を家廬に掛けて逃れ去る。友人九江の鮑駘、鴻に「東海に遇ひ、之を讓めて曰はく、『昔、伯夷・吳札は、亂世の權行なり、故に其の志を申ぶるを得るのみ。春秋の義、家事を以て王事を廢せず。今、子は兄弟の私恩を以てして、父の不滅の基を絶つ。可ならんや』と。鴻、感悟して涕を垂れ、乃ち還りて國に就く。鮑駘因つて上書し、鴻を經學至行に薦む。上、鴻を徵して侍中と爲す。

- 【四】東海。郡の名。今の山東省舊兗州府より東南、江蘇省の邳縣以東、海に至るまで、皆是れなり。郷に治す、今の山東省濟寧道鄆城縣なり。
- 【五】伯夷。孤竹君の子、父の意を察し、家を其の弟叔齊に讓りて出奔す。
- 【六】吳札。吳の季札は吳王壽夢の季子なり、諸兄、國を季札に譲らんと欲す。札、乃ち其の室を舍てて耕す。
- 【七】權行。權時の行ふ所にして、常道にあらず。
- 【八】家事云云。公羊傳に曰はく、父の命を以て王の命を辭せず、家の事を以て王の事を辭せずと。
- 【九】采菽。詩經の小雅の篇の名。其の詩に曰はく、菽を采り菽を采り、これを筐にしこれを宮にす。君子來朝す。何をかこれに錫予せんと。菽は豆なり。

十一年、春正月、東平王蒼、諸王と俱に來朝す。月餘にして國に還る。帝、臨み送りて宮に歸り、悽然として懷思す。乃ち使を遣はし、手詔して東平國の中傳に賜うて曰はく、「辭別の後、獨り坐して樂しません。因つて車に就きて歸り、軾に伏して吟ず。瞻望して永く懷ひ、實に我が心を勞す。誦して采菽に及び、以て歎息を増す。日者東平王に問ふ、「家に處りて何等か最も樂しき」と。王言はく、「善を爲すこと最も樂し」と。其の言

甚だ大にして、(三)是の要腹に副ふ。今、列侯の印十九枚を送る。諸王子の、(四)年五歳已上にして、能く趨拜する者は、皆、之を帯ばしめよ」と。

十二年、春、(一)哀牢王柳貌、其の民五萬餘戸を率ゐて内附す。其の地を以て、哀牢・博南の二縣を置く。始めて、(二)博南山を通じ、蘭倉水を度るや、行者、之に苦しみ、歌うて曰はく、『漢の徳廣く、(三)賓せざるを開く。蘭倉を度り、(四)它人の爲めにす』と。

初め平帝の時、(五)河・汴・決壊し、久しくして、修めず。建武十年、光武、之を修めんと欲す。(六)浚儀の令樂俊・上書す、『民、新に兵革を被る。未だ宜しく役を興すべからず』と。乃ち止む。其の後、汴渠東に侵し、日月に彌、(七)廣く、兗・豫の百姓怨み歎き、以爲へらく、『縣官、恆に他の役を興し、民の急を先にせず』と。會、樂浪の王景能く水を治むと薦むる者有り。夏四月、詔して、卒數十萬を發し、景を遣はし、(八)將作謁者王吳と與に、汴渠の堤を脩めしむ。滎陽より、東して、(九)千乘の海口に至るまで、千餘里、十里ごとに一水門を立て、更に、(一〇)相洄注せしめ、復た潰漏の患無し。景、

役費を減省すと雖も、然れども猶ほ百億を以て計ふ。

秋七月乙亥、司空伏恭罷む。乙未、大司農牟融を以て司空と爲す。是の時、天下安平にして、人、徭役無く、歲比に、(一)登稔し、百姓殷富にして、粟、斛ごとに(二)三十、牛羊、野を被ふ。

十三年、夏四月、汴渠成る。(三)河・汴、流を分ち、其の舊迹に復す。辛巳、帝、滎陽に行幸し、河渠を巡行し、遂に河を度り、太行に登り、上黨に幸す。壬寅、宮に還る。

冬十月壬辰晦、日、之を食する有り。
楚王英、方士と與に、金龜玉鶴を作り、文字を刻し、符瑞と爲す。男子燕廣、『英、漁陽の王平・顔忠等と、圖書を造作し、逆謀有り』と告ぐ。事下されて案驗す。有司、英を奏す、『大逆不道なり。請ふ之を誅せん』と。帝、親を親とするを以て、忍びず。十一月、英を廢して、丹陽の、(一)涇縣に徙し、湯沐の邑五百戸を賜ひ、男女の・侯主たる者は、食邑故の如く、(二)許太后は、璽綬を上る勿く、留まりて楚宮に住せしむ。是より先、私に英の謀を以て司徒虞延に告ぐ

【一】要腹。要は腰なり。若の腰帶十圍。言の大と腰腹の大と相副ふをいふ。
【二】哀牢。西南夷の一種。後の南詔。雲南省騰越道保山・永平二縣の地に居る。
【三】博南山。今の雲南省騰越道永平縣の西南四十里に在り。蘭倉は水の名、即ち今の瀾滄江なり。
【四】賓。賓服する也。
【五】它人の爲めにす。國內の人はこれが爲めに苦しむをいふ。
【六】河・汴。黄河と汴河は河南省を流るる河。
【七】浚儀。縣の名、陳留郡に屬す。故城は今の河南省開封道開封縣の西北に在り。
【八】兗・豫。兗は山東省濟寧道方面、豫は河南省開封道・汝陽方面。

陽道方面。
【八】謁者。光祿勳に屬す。王吳は謁者を以て將作たり、故にこれを將作謁者と謂ふ。
【九】千乘。郡の名、山東省舊青州府以北、濟南府の東境に至る。千乘縣に治す。故城は今の山東省濟南道高苑縣の北に在り。
【一〇】涇。逆流して上る也。
【一】登稔。豐熟なり。
【二】河と汴との隄、決壊するときは、汴水東侵して河と合す。今、隄成り、河は東北して海に入り、汴は東南して涇水に入る。
【三】涇縣。今の安徽省蕪湖道涇縣の地。
【四】許太后云云。許太后は英の母、許氏なり。璽綬を上るとは其身分を下すをいふ。

る者有り。延、英が藩戚至親なるを以て、其の言を然りとせず。英の事覺るるに及び、詔書して切に延を讓む。

十四年、春三月甲戌、延・自殺す。太常周澤を以て司徒の事を行はしむ。之を頃くして、復た太常と爲る。夏四月丁巳、鉅鹿の太守南陽の邢穆を以て司徒と爲す。

楚王英、丹陽に至り、自殺す。詔して、諸侯の禮を以て涇に葬る。燕

廣を封じて折姦侯と爲す。是の時、楚の獄を窮治し、遂に年を累ぬるに至

り、其の辭語相連なり、京師の親戚諸侯・州郡の豪傑より、考案の吏に及

ぶまで、阿附して、死徒に坐する者、千を以て數ふ。而して獄に繋がるる

者、尙は數千人。初め樊儵の弟鮪、其の子賞の爲めに、楚王英の女を求

む。儵聞きて之を止めて曰はく、『建武中、吾が家竝に榮寵を受け、一宗

に五侯あり。時に特進一言せば、女は以て王に配す可く、男は以て主に尙す可かりしが、但だ、

貴寵過盛なれば即ち禍患を爲すを以て、故に爲さざりしなり。且つ爾一子、奈何ぞ之を楚に棄てんや』

と。鮪從はず。楚の事覺るるに及びて、儵已に卒せり。上、儵の謹恪なるを追念す。故に其の諸子、

皆、坐せざるを得たり。英陰に天下の名士を疏す。上、其の録を得たるに、吳郡の太守尹興の名有

【一】死徒。死は死刑。徒は遠地に徙さるる刑。

【二】五侯。宏は長樂侯に封ぜられ、弟丹は射陽侯たり、兄の子尋は玄郷侯たり、族兄忠は更父侯たり、宏、又、壽長侯に封ぜらる。

【三】特進。宏、特進となる。

【四】疏。列記する也。

【五】考に就く。取調を受くること。

【六】掠治。拷問なり。

【七】門下掾は郡門下に在りて衆事を總録す。功曹史は功勞を選舉するを主る。

【八】五毒。四肢及び身に楚毒を受くる也。一説に鞭・箠・灼・微・纏を五毒と爲す。

【九】物色。形狀なり。

【一〇】錯愕。周章する也。

り。乃ち興及び掾史五百餘人を徴し、廷尉に詣りて考に就かしむ。諸吏、掠治に勝へず、死する者太半なり。唯だ門下掾陸績・主簿梁宏・功曹史駟勳、備に五毒を受け、肌肉消爛すれども、終に異辭無し。績の母、吳より雒陽に來り、食を作りて以て績に饋る。績、考せらると雖も、辭色未だ嘗て變せず。而るに食に對して悲泣し、自ら勝へず。治獄の使者、其の故を問ふ。績曰はく、『母來れども、見ゆるを得ず、故に悲むのみ』と。問ふ、『何を以てか之を知る』と。績曰はく、『母、肉を截るに未だ嘗て方ならずんばあらず、葱を斷つに寸を以て度と爲す。故に之を知る』と。使者、狀を以て聞す。上乃ち興等を赦し、禁錮すること終身。顔忠・王平の辭に、隧鄉侯耿建・朗陵侯臧信・漫澤侯鄧鯉・曲成侯劉建を引く。建等の辭に、『未だ嘗て忠・平と相見ず』といふ。是の時、上怒ること甚だしく、吏、皆、惶恐し、諸の連及する所を、率ね一切陥入し、敢て情を以て恕する者無し。侍御史審朗、心に其の冤を傷み、試に建等の物色を以て、獨り忠・平に問ふ。而して二人、錯愕し、對ふる能はず。朗、其の詐なるを知り、乃ち上言す、『建等は姦無し。専ら忠・平に誣ひらる。疑ふらくは、天下、辜無きこと、類ね多く此の如くならん』と。帝曰はく、『卽し是の如くならば、忠・平、何が故に之を引ける』と。對へて曰はく、『忠・平、自ら、犯す所不道なるを知る、故に多く虚引

する有り、以て自ら明かにせんことを冀ひしならん」と。帝曰はく、「即し是の如くならば、何ぞ早く奏せざる」と。對へて曰はく、「臣、海内、別に、其の姦を發く者有らんことを恐れたればなり」と。帝怒りて曰はく、「吏、兩端を持す。促に提へ下りて之を捶て」と。左右方に引き去らんとす。朗曰はく、「願はくは一言して死せん」と。帝曰はく、「誰と與に共に章を爲れる」と。對へて曰はく、「臣獨り之を作れり」と。上曰はく、「何を以てか」三府と議せざる」と。對へて曰はく、「臣、自ら、當に必ず族滅せらるべきを知る。敢て多く人を汚染せず」と。上曰はく、「何が故に族滅せらる」と。對へて曰はく、「臣、事を考すること一年、姦狀を窮盡する能はず、反つて罪人の爲めに冤を訟ふ。故に當に族滅せらるべきを知る。然れども臣が言ふ所以は、誠に陛下の「一たび覺悟せんことを冀ふのみ。臣、囚を考して事に在る者を見るに、咸共に言ふ、「妖惡の「大故なり、臣子の宜しく同じく疾むべき所なり。今、之を出すは、之を(罪)入るるに如かず。後責無かる可し」と。是を以て、一を考して十を連ね、十を考して百を連ぬ。又、公卿の朝會するるとき、陛下、問ふに得失を以てすれば、皆、長跪して言ふ、「舊制に、大罪は、禍、九族に及ぶ。陛下、大恩、裁に身に止まる、天下幸甚なり」と。其の舍に歸るに及びて、口には言はずと雖も、而も屋を仰ぎて竊に歎す。其の多くは冤なるを知らざるは莫けれども、敢て陛下の言に悟ふ者無し。臣が今陳する所は、誠に死すとも悔ゆる無し」と。帝、意解け、詔して朗を

【二】三府。太尉、司徒、司空の府。
【三】大故。大事故。

遣りて出でしむ。後二日、車駕自ら洛陽の獄に幸し、囚徒を録し、理して千餘人を出す。時に天旱なりしが、即ち大に雨ふる。馬后も亦、楚の獄には濫多しと以ひ、間に乘じて帝の爲めに之を言ふ。帝、惻然として感悟し、夜起きて、彷徨す。是に由りて、降宥する所多し。任城の令汝南の袁安、楚郡の太守に遷る。郡に到るや、府に入らず、先づ往きて楚王英の獄事を按じ、其の「明驗無き者を理し、條上して之を出す。府丞掾史、皆、叩頭して争ひ、以爲はく、「反虜に阿附するは、法、與に罪を同じくす。(之ヲ出)不可なり」と。安曰はく、「如し合はざる有らば、太守自ら當に之に坐すべし。以て相及ぼさざるなり」と。遂に分別して具に奏す。帝、感悟し、即ち報じて許す。出づるを得たる者、四百餘家。夏五月、故の廣陵王荆の子元壽を封じて廣陵侯と爲し、六縣を食ましむ。(兄弟ノ恩ヲ篤)又、竇融の孫嘉を封じて安豊侯と爲す。初めて壽陵を作る。制すらく、「水を流れしむるのみ。墳を起すを得る無かれ。萬年の後、地を掃うて祭り、(杵水・脯糒のみ。百日を過ぎば、唯だ四時に奠を設け、吏卒數千人を置き、灑掃に供給せしめよ。敢て興作する所有る者は、(10)擅に宗廟を議する法を以て事に從はん」と。

【一】録。これを省録する也。
【二】彷徨。徘徊する也。自ら安んぜざるを以てなり。
【三】降宥。罪を輕減し、宥恕する也。
【四】任城。縣の名、東平國に屬す。即ち今の山東省濟寧道濟寧縣なり。
【五】明驗。明白なる證據。
【六】條上。箇條書きにして上書する也。
【七】杵。孟なり。飲器。
【八】擅に宗廟を議する者は棄市す。

十五年、春二月庚子、上、東に巡り、癸亥、(一)下邳に耕し、二月、魯に至り、(二)孔子の宅に幸し、親しく講堂に御し、皇太子・諸王に命じて經を説かしめ、又、東平、(三)大梁に幸し、夏四月庚子、宮に還る。

皇子恭を封じて鉅鹿王と爲し、黨を樂成王と爲し、衍を下邳王と爲し、暢を汝南王と爲し、炳を常山王と爲し、長を濟陰王と爲す。帝、親ら其の封域を定め、裁に楚・淮陽に半せしむ。馬后曰はく、「諸子(封)數縣なるは、制に於て、亦儉ならずや」と。帝曰はく、「我が子は豈に宜しく先帝の子と等しくすべけんや。歳ごとに二千萬を給せば、足らん」と。

乙巳、天下に赦す。

謁者僕射耿秉、數、上言し、匈奴を撃たんと請ふ。上、顯親侯竇固が、嘗て其の(四)世父融に従つて河西に在り、邊事に明習するを以て、乃ち秉・固をして太僕祭彤・虎賁中郎將馬廖、(五)下博侯劉張・好時侯耿忠等と共に之を議せしむ。耿秉曰はく、「昔は、匈奴、引弓の類を援り、左衽の屬を并す、故に得て制す可からざりき。孝武、既に河西の四郡及び居延・朔方を得、虜、其の肥饒畜兵の地を失ひ、羌胡分離し、唯だ西域のみ有りしが、俄に復た内屬せり。故に呼韓邪單于、事へんと請ひ塞を款けり。其の勢、乘じ易かり

- 【一】 下邳。縣の名、今の江蘇省徐海道邳縣の地。
- 【二】 孔子の宅は闕里に在り。闕里は山東省濟寧道曲阜縣城の中に在り。
- 【三】 浚儀縣は本の大梁なり。
- 【四】 謁者僕射は、秩比千石、謁者の臺率たり、謁者を主る。
- 【五】 世父。父の兄なり。
- 【六】 張は齊王縯の孫。

しなり。今、南單于有り、形勢相似たり。然れども西域尙ほ未だ内屬せず、北虜未だ豐隙有らず。臣愚以爲へらく、當に先づ、白山を撃ち、伊吾を得、車師を破り、使を烏孫諸國に通じ、以て右臂を斷つべし。伊吾にも亦匈奴の南呼衍の一部有り。此を破らば、復た其の左角を折ると爲す。然る後、匈奴、撃つ可きなり」と。上、其の言を善しとす。議者或は以爲はく、「今、兵、白山に出でば、匈奴必ず兵を并せて相助けん。又當に其の東を分ち、以て其の衆を離すべし」と。上、之に従ふ。十二月、秉を以て、駙馬都尉と爲し、固を奉車都尉と爲し、騎都尉秦彭を以て秉の副と爲し、耿忠を固の副と爲し、皆、從事司馬を置き、出でて涼州に屯せしむ。秉は國の子、忠は弁の子、廖は援の子なり。

- 【七】 白山。冬夏、雪有り、故に此の名あり、匈奴はこれを天山と謂ふ。新疆省南邊の祁連山これなり。
- 【八】 伊吾。伊吾盧の地。新疆省迪化道哈密縣の地。
- 【九】 三都尉は皆武帝始めて置く。奉車都尉は、乘輿を掌り、駙馬都尉は、天子の副馬を掌る。

十六年、春二月、彤をして、度遼將軍吳棠と與に、河東・西河の羌胡及び南單于の兵萬一千騎を將ゐて、(一)高關の塞に出でしめ、竇固・耿忠をして酒泉・敦煌・張掖の甲卒及び盧水の羌胡・萬二千騎を率ゐて、酒泉の塞に出でしめ、耿秉・秦彭をして、武威・隴西・天水の募士及び羌胡・萬騎を率ゐて、張掖・居延の塞に出でしめ、騎都尉來苗・護烏桓校尉文穆をして、太原・鴈門・代郡・上谷・漁陽・右北平・定襄の郡兵及び烏桓・鮮卑。

萬一千騎を將ゐて、平城の塞に出でしめ、北匈奴を伐つ。竇固・耿忠は、天山に至り、呼衍王を撃ち、斬首千餘級、追うて蒲類海に至り、伊吾盧の地を取り、宜禾都尉を置き、吏士を留め、伊吾盧城に屯田せしむ。耿秉・秦彭は、匈奴王を撃ち、幕を絶ること六百餘里、三木樓山に至りて還る。來苗・文穆は、匈奴水の上に至る。虜、皆、奔走し、(穆)獲る所無し。祭彤は、南匈奴の左賢王信と、相得ず。高闕の塞を出づること九百餘里、小山を得、妄言を信じ、以て涿邪山と爲し、虜を見ずして還る。彤と吳棠とは、逗留畏懦に坐し、獄に下され、免さる。彤、自ら功無きを恨み、獄を出でて數日、血を歐きて死す。終に臨みて、其の子に謂つて曰はく、「吾、國の厚恩を蒙り、使を奉ずること稱はず、身死して誠に慚恨す。義、功無きを以て賞を受く可からず。死後、若、悉く得たる所の物を簿上し、身自ら兵屯に詣り、死を前行に效し、以て吾が心に副へ」と。既に卒し、其の子逢・上疏して、具に遺言を陳ぶ。帝、雅より彤を重んじ、方に更に任用せんとす。之を聞きて大に驚き、嗟嘆すること良久し。烏桓・鮮卑、京師に朝賀する毎に、常に彤の家を過ぎて拜謁し、天を仰ぎて號泣す。遼東の吏民、爲めに祠を立て、四時奉祭す。竇固、獨り功有り、位特進を加へらる。固、假司馬班超をし

- 【一】 天山。即ち祁連山。一名雪山。
- 【二】 蒲類海。今の新疆省迪化道鎮西縣の西北なる巴爾庫勒海巴里坤湖なり。
- 【三】 匈奴王。恐らくは當に匈奴王に作るべし。
- 【四】 涿邪山。外蒙古の西部に在り。
- 【五】 簿上。帳簿に記載してこれを上る也。
- 【六】 前行。前列なり。
- 【七】 彤。先に遼東の太守と爲り、威信、烏桓・鮮卑に行はれり。

て、從事郭恂と俱に、西域に使せしむ。超、行きて鄯善に到る。鄯善王廣、超を奉ずること禮敬甚た備はれり。後忽ち更に疎懈す。超、其の官屬に謂つて曰はく、「寧ろ廣の禮意薄らげるを覺ゆるか」と。官屬曰はく、「胡人は常久なる能はず。其の故無きなり」と。超曰はく、「此れ必ず北虜の使の來る有り、狐疑して未だ從ふ所を知らざるが故なり。明者は未だ萌さざるを睹る。況んや已に著れたるをや」と。乃ち(10)侍胡を召し、之を詐りて曰はく、「匈奴の使來りて數日、今安に在るか」と。侍胡惶恐して曰はく、「到りて已に三日、此を去ること三十里」と。超乃ち侍胡を閉し、悉く其の吏士三十六人を會し、與に共に酒を飲み、酖にして、因つて之を激怒して曰はく、「卿が曹、我と俱に絶域に在り。今、虜の使到り、裁に數日にして、王廣の禮敬即ち廢せり。如し鄯善をして吾が屬を收へて匈奴に送らしめば、骸骨長へに豺狼の食と爲らん。之を爲すこと奈何せん」と。官屬皆曰はく、「今、危亡の地に在り。死生、司馬に従はん」と。超曰はく、「虎穴に入らざれば、虎子を得ず。當今の計、獨、夜に因りて火を以て虜を攻め、彼をして我が多少を知らざらしむる有るのみ。(レ)必ず大に震怖せん。殄盡す可きなり。此の虜を滅ぼさば、則ち鄯善、膽を破り、功成り事立たん」と。衆曰はく、「當に從事と之を議すべし」と。超怒りて曰はく、「吉凶、今日に決す。從事は文俗の吏なり。此を聞かば、必ず恐れて謀泄れん。死して名とする所無きは、壯士に非ざるなり」と。衆曰はく、「善

- 【九】 胡人は云云。胡人は心、變り易き性なりとの意。
- 【一〇】 侍胡。鄯善王の遣はして超に侍せしむる所の者。

し』と。(二)初夜、超遂に吏士を將ゐ、往きて虜營に犇る。會、天大に風ふく。超、十人をして鼓を持ち、虜舎の後に藏れしめ、約して曰はく、『火の然ゆるを見れば、皆、當に鼓を鳴らして大呼すべし』と。餘人は悉く兵弩を持ち、門を夾みて伏す。超乃ち風に順つて火を縱ち、前後鼓噪す。虜衆驚き亂る。超、手づから三人を格殺す。吏兵、其の使及び從士三十餘級を斬る。餘衆百許人、悉く燒死す。明日、乃ち還つて郭恂に告ぐ。恂大に驚き、既にして(三)色動く。超、其の意を知り、手を舉げて曰はく、『掾、行かずと雖も、班超、(四)何の心を獨り之を擅にせんや』と。恂乃ち悦ぶ。超、是に於て、鄯善王廣を召し、虜の使の首を以て之に示す。一國震怖す。超、告ぐるに漢の威徳を以てし、『今より以後、復た北虜と通ずる勿かれ』と。廣・叩頭す、『願はくは漢に屬して、二心無からん』と。遂に子を納れて質と爲す。還りて竇固に白す。固大に喜び、具に超の功効を上り、并せて・更に使を選びて西域に使せしめんことを求む。帝曰はく、『(五)吏、班超の如きを、何が故に遣はさずして、更に選ぶや。今、超を以て軍司馬と爲し、前功を遂げしめよ』と。固復た超をして于竇に使せしめ、其の兵を益さんと欲す。超、但だ本從ひし所の三十六人を將ゐんことを願うて曰はく、『于竇は、國大にして遠し。今、數百人を將ゐるとも、疆きに益無く、如し不虞有らば、多く益・累を爲さんのみ』と。是の時、于竇

【二】初夜。夜の八時頃。

【三】意、超の功を分たんと欲し、而して自ら外に掩蔽する能はず、故に色動くなり。

【四】何の心云云。自分一人の功とすることは爲さじ、必ず功を從事掾に分つべしとの意なり。

【五】吏は太平御覽奉使の部に使に作る。

王廣徳、南道に(一)雄張し、而して匈奴、使を遣はして其の國を監護せしむ。超既に于竇に至る。廣徳の禮意甚だ疎なり。且つ其の俗、巫を信ず。巫言はく、『神怒る。何が故に漢に向はんと欲する。漢の使に(二)駟馬有り。急に求め取りて以て我を祠れ』と。廣徳、國相私來比を遣はし、超に就きて馬を請はしむ。超、密に其の狀を知り、之を許すを報じ、而して巫をして自ら來りて馬を取らしむ。頃

【一】雄張。強雄にして自ら大なりとする也。

【二】駟馬。黒喙の黃馬。くちくろかげひばり。

【七】王莽の天鳳三年、焉耆、王駿を撃ち殺し、西域遂に絶つ。此に至るまで五十八載なり。此に六十五載と言ふは、蓋し始建國元年よりこれを數へ、莽が漢を篡ひて西域遂に漢と絶つと謂ふなり。

く有りて巫至る。超即ち其の首を斬り、私來比を收へ、鞭笞すること數百、巫の首を以て廣徳に送り、因つて之を責讓す。廣徳、素より、超が鄯善に在りて虜の使を誅滅せしを聞きたれば、大に惶恐し、即ち匈奴の使者を殺して降る。超、重く其の王以下に賜ひ、因つて鎮撫す。是に於て、諸國、皆、子を遣はして入りて侍せしむ。西域、漢と絶つこと(七)六十五載、是に至りて、乃ち復た通ず。超は彪の子なり。

淮陽王延、性驕奢にして、下を遇すること嚴烈はり。上書して延を告ぐる有り、『姫の兄謝奔及び姉の婿韓光と與に、姦猾を招き、圖讖を作り、祠祭祝詛す』と。事下して案驗せしむ。五月癸丑、奔・光及び司徒邢穆、皆、坐して死す。連及する所、死し(八)徙さるる者、甚だ衆し。戊午晦、日、之を食する有り。

漢顯宗孝明皇帝永平十六年

六月丙寅、大司農西河の王敏を以て司徒と爲す。

有司奏し、淮陽王延を誅せんと請ふ。上、延の罪は楚王英よりも薄しと以ひ、秋七月、延を徙して

阜陵王と爲し、二縣を食ましむ。

是の歲、北匈奴大に雲中に入る。雲中の太守廉范、之を拒ぐ。吏、衆少

きを以て、書を傍郡に移して救を求めんと欲す。范許さず。日暮るるに會

し、范、軍士に令し、各(一)兩炬を交縛し、三頭に火を懸き、營中に星列せ

しむ。虜、漢の兵救至ると謂ひ、大に驚き、且を待ちて將に退かんとす。

范、軍中に令し、蓐食せしめ、晨に往きて之に赴く。斬首數百級。虜自ら

相(二)讎藉し、死する者千餘人。此に由りて、敢て復た雲中に向はず。范は

丹の孫なり。

十七年、春正月、上、當に原陵に謁すべし。夜、先帝・太后を夢みるに、

平生の歡の如し。既に寤め、悲みて・寐ぬる能はず。即ち曆を案するに、

明旦、日吉なり。遂に百官を率ゐて陵に上る。其の日、甘露を陵の樹に降す。帝、百官をして採取して以て薦めしむ。會畢り、

帝、席より前みて御牀に臥し、太后の鏡匣の中の物を視、感動悲涕し、脂澤裝具を易へしむ。左右、

皆、泣き、能く仰ぎ視るもの莫し。

北海の敬王睦・薨す。睦、少くして學を好み、光武及び上、皆、之を愛

す。(三)嘗て中大夫を遣はして京師に詣りて朝賀せしめんとし、召して之

に謂つて曰はく、『朝廷、設し寡人を問はば、大夫、將に何の辭をか以て

對へんとする』と。使者曰はく、『大王、忠孝慈仁にして、賢を敬し士を樂

しむ。臣、敢て實を以て對へざらんや』と。睦曰はく、『吁、子、我を危く

せんかな。此れ乃ち孤が幼時の進趣の行なり。大夫、其れ對ふるに、孤

が爵を襲ぎて以來、志意衰惰し、聲色を是れ娛み、犬馬を是れ好むを以てせ

ば、乃ち相愛すと爲すのみ』と。(四)其の智慮畏慎すること此の如し。

二月乙巳、司徒王敏・薨す。

三月癸丑、汝南の太守鮑昱を以て司徒と爲す。昱は永の子なり。

益州の刺史梁國の朱輔、漢の徳を宣示し、遠夷を(五)威懷し、汶山より

以西、前世の至らざる所、正朔の未だ加はらざる所、白狼・槃木等の百餘

國、皆、種を擧げて臣と稱して奉貢す。白狼王唐菟、詩三章を作りて、漢

の徳を歌頌す。輔、犍爲郡の掾由恭をして、譯して之を獻せしむ。

【一】 敬王。睦の諡。睦は北海の靖王興の子。

【二】 朝延。天子をいふ。

【三】 時に藩王を禁制し、法憲頗る峻なり。故に睦の慮此に及ぶ。

【四】 益州は漢中・巴郡・廣漢・蜀郡・犍爲・梓潼・越嶲・益州・永昌等の郡を部す。今の四川省の地なり。益州の刺史は廣漢郡雒縣に治す。即ち今の四川省西川道廣漢縣なり。

【五】 威懷。威光を以ておどし、恩惠を以てなづくる也。

【六】 白狼・槃木。今の四川省西川道松潘縣内に割據せし夷種。

【七】 犍爲。郡の名、犍道に治す。今の四川省永寧道宜賓縣に在り。

【八】 由恭。郡の名、犍道に治す。今の四川省永寧道宜賓縣に在り。

初め龜茲王建、匈奴の立つる所と爲り、虜の威に倚り恃み、北道を據有し、疏勒王を攻め殺し、其の臣兜題を立てて疏勒王と爲す。班超、問道より疏勒に至り、兜題の居る所の槃橐城を去ること九十里、逆め吏の田慮を遣はし、先づ往きて之を降さしめんとし、慮に敕して曰はく、「兜題は本疏勒の種に非ず。國人必ず命を用ひじ。若し即ち降らずんば、便ち之を執ふ可し」と。慮既に到る。兜題、慮の輕弱なるを見、殊えて降る意無し。慮、其の備無きに因り、遂に前みて劫して兜題を縛す。左右、其の不意に出で、皆、驚き懼れて奔走す。慮馳せて超に報ず。超即ち之に赴き、悉く疏勒の將吏を召し、説くに龜茲の無道の狀を以てし、因つて其の故の王の兄の子忠を立てて王と爲す。國人大に悦ぶ。超、忠及び官屬に問ふ、「當に兜題を殺すべきか、生きながら之を遣るべきか」と。咸曰はく、「當に之を殺すべし」と。超曰はく、「之を殺すとも、事に益無からん。當に龜茲をして漢の威徳を知らしむべし」と。遂に解きて之を遣る。

夏五月戊子、公卿百官、帝の威徳遠きを懷け、(一)祥物顯れ應ずるを以て、竝に朝堂に集まり、觴を奉じて壽を上る。制して曰はく、「天、神物を生じ、以て王者に應じ、遠人、化を慕ふは、實に有徳に由る。朕、虚薄を以て、何を以てか斯を享けん。唯だ高祖・光武の聖徳の被らする所なり。敢て辭する有らず、其れ敬みて觴を擧げん。太常、吉日を擇び、宗廟に祭告せよ」と。仍て思を推し、民に歸

【九】疏勒。西域の國名、今の新疆省喀什噶爾・英吉沙爾の二城の地。
 【一〇】槃橐城。疏勒の王都、新疆省喀什噶爾道に屬す。
 【一一】祥物。瑞祥の物。

及び粟を賜ふこと差有り。

冬十一月、奉車都尉竇固・駙馬都尉耿秉・騎都尉劉張を遣はし、敦煌の昆侖の塞に出でて、西域を撃たしむ。秉・張、皆、(二)符傳を去りて以て固に屬し、兵萬四千騎を合はせ、撃ちて白山の虜を蒲類海上に破り、遂に進みて車師を撃つ。車師前王は、即ち後王の子なり。(三)其の廷、相去ること五百餘里。固、後王は道遠く・山谷深く・士卒寒苦するを以て、前王を攻めんと欲す。秉以爲はく、「先づ後王に赴き、力を根本に并せば、則ち前王自ら服せん」と。固の計未だ決せず。秉、身を奮うて起ちて曰はく、「請ふ行きて前まん」と。乃ち馬に上り、兵を引ゐて北に入る。衆軍已むを得ずして竝び進む。斬首數千級。後王安得・震怖し、走りて門を出でて秉を迎へ、帽を脱し、馬足を抱きて降る。秉將ゐて以て固に詣る。其の前王も亦命を歸す。遂に車師を定めて還る。是に於て、固、(四)復た西域都護及び戊己校尉を置かん」と奏す。陳睦を以て都護と爲し、司馬耿恭を戊校尉と爲し、後王部の金蒲城に屯せしめ、謁者關寵を己校尉と爲し、前王部の柳中城に屯せしめ、屯ごとに各、數百人を置く。恭は、(五)況の孫なり。

【二】昆侖。山の名、因つて以て塞と爲す。今の甘肅省安肅道酒泉縣の西南にあり。
 【三】符傳。皆、これを合はせて信と爲し、兵を發し兵を行るに用ふるもの。專將には皆符傳あり。今、兵を以て固に屬す、故にこれを去る也。
 【四】其の廷云云。車師前王は交河城に居り、後王は務塗谷に居る。
 【五】宣帝、都護を置き、元帝、戊己校尉を置く。王莽の亂より、西域、中國と絶ち、復た置かず。今、西域に通じ、復たこれを置く。

十八年、春二月、竇固等に詔して、兵を罷め、京師に還らしむ。

北單于、左鹿蠡王を遣はし、二萬騎を率ゐて車師を撃たしむ。耿恭、司馬を遣はし、兵三百人を將ゐて之を救はしむ。皆、(匈奴)没する所と爲る。匈奴、遂に車師後王安得を破り殺し、而して金蒲城を攻む。恭、毒藥を以て矢に傅け、匈奴に語りて曰はく、『漢家の箭は神なり。其の中りて瘡つく者は、必ず異有らん』と。虜、矢に中る者、瘡を視るに皆沸く。大に驚く。會、天暴風雨なり。(兵)雨に随つて之を撃ち、殺傷すること甚だ衆し。匈奴、震怖し、相謂つて曰はく、『漢の兵は神なり。眞に畏る可きなり』と。遂に解き去る。

夏六月己未、星有り。太微に孛す。

耿恭以へらく、疏勒城は、傍に澗水有り、固かる可しと。兵を引ゐて之に據る。秋七月、匈奴復た來り攻め、澗水を擁絶す。恭、城中に於て、井を穿つこと十五丈、水を得ず。吏士、渴乏し、馬糞の汁を拵りて之を飲むに至る。恭身自ら士を率ゐて、籠を輓く。頃く有りて、水泉奔り出づ。衆、皆萬歳と稱す。乃ち吏士をして水を揚げて以て虜に示さしむ。虜、不意に出で、以て神明と爲し、遂に引き去る。

- 【一】金蒲城。即ち車師後王の治する所の務塗谷なり。今の新疆省迪化道鎮西縣なり。
- 【二】柳中城。今の新疆省迪化道鄯善縣の魯克察克なり。
- 【三】耿況、上谷を以て光武帝に歸し、子孫多く功名を著はす。
- 【四】太微。星座の名。
- 【五】擁絶。ふさぎ、たつ。擁は壅と通す。
- 【六】籠云。籠は土を盛るもの。井を掘りて自ら土を運びしをいふ。

八月壬子、帝、東宮の前殿に崩す。年四十八。遺詔して、寢廟を起す無く、

の別室に藏めしむ。帝、建武の制度を遵奉し、變更する所無し。后妃の家は、侯に封せられ、政に與るを得ず。館陶公主、子の爲めに郎を求む。許さずして、錢千萬を賜ふ。羣臣に謂つて曰はく、『郎官は、上、列宿に應じ、出でて百里に宰たり。苟くも其の人に非ざれば、則ち民其の殃を受く。是を以て之を難んず』と。公車、反支の日を以て、章奏を受けず。帝、聞きて怪しみて曰はく、『民、農桑を廢し、遠く來りて闕に詣る、而るに復た拘はるに禁忌を以てするは、豈に政を爲すの意ならんや』と。是に於て、遂に其の制を蠲く。尙書圖章の二妹、貴人と爲る。章、精力にして舊典に曉かなり。久次、當に重職に遷るべし。帝、後宮の親屬と爲し、竟に用ひず。是を以て、吏は其の人を得、民は其の業を樂しみ、遠近畏服し、戸口滋殖す。

太子、位に即く。年十八。皇后を尊びて皇太后と曰ふ。明帝、初めて崩するや、馬氏の兄弟、争うて宮に入らんと欲す。(10)北宮の衛士令・楊仁、甲を被り戟を持ち、嚴に門衛を勒す。人、敢て輕しく進む者莫し。諸馬乃ち共に仁を章帝に詣し、

- 【一】主。神主、即ち位牌をいふ。
- 【二】館陶公主。光武の女紅夫なり。駙馬都尉韓光に適く。
- 【三】列宿に應ず。太微宮の後の二十五星は郎の位なり。
- 【四】反支。陰陽家の謂はゆる凶日。戊亥の朔なるときは一日反支なり。申酉の朔には二日反支なり。午未の朔には三日反支なり。辰巳の朔には四日反支なり。寅卯の朔には五日反支なり。子丑の朔には六日反支なり。
- 【五】精力。勵精努力。
- 【六】久次。年功履歷なり。
- 【七】東都の南北宮には、皆、衛士令あり、秩六百石、各、其の宮の衛士を掌る。

其の峻刻なるを言ふ。帝、其の忠なるを知り、愈之を善みし、拜して 什邡の令と爲す。

壬戌、孝明皇帝を顯節陵に葬る。

冬十月丁未、天下に赦す。

詔して、行太尉事節卿侯熹を以て太傅と爲し、司空融を太尉と爲し、竝に尙書の事を録せしむ。十一月戊戌、蜀郡の太守第五倫を以て司空と爲す。倫、郡に在りて公清なり。擧ぐる所の吏、多く其の人を得たり。故に帝、遠郡より之を用ふ。

焉耆・龜茲、攻めて都護陳睦を没す。北匈奴、關龍を柳中城に圍む。

會中國、大喪有り、救兵至らず。車師復た叛し、匈奴と共に耿恭を攻む。

恭、士衆を率厲して之を禦ぐ。數月にして、食盡き窮困す。乃ち鎧弩を煮

て、其の筋革を食ふ。恭、士卒と、誠を推し死生を同じくす。故に皆、二心無し。而れども稍稍死亡

し、數十人を餘す。單于、恭が已に困しめるを知り、必ず之を降さんと欲し、使を遣はして恭を招か

しめて曰はく、「若し降らば、當に封じて 白屋王と爲し、妻すに女子を以てすべし」と。恭、其の

使を誘ひて城に上り、手づから撃ちて之を殺し、諸を城上に炙る。單于大に怒り、更に兵を益して恭

を圍む。下す能はず。關龍、上書して救を求む。公卿に詔して會議せしむ。司空倫以爲はく、「宜

しく救ふべからず」と。司馬鮑昱曰はく、「今、人を危難の地に使せしめ、急にして之を棄つるは、

外は則ち蠻夷の暴を縱にし、内は則ち難に死するの臣を傷ふ。誠に・權時にして後に邊事無からし

めば、可なり。匈奴如し復た塞を犯し寇を爲さば、陛下、將に何を以てか將を使はんとする。又、(一三)

二部の兵人、裁に各數十。匈奴、之を圍み、歷旬にして下さず。是れ (一四)

其の寡弱にして力盡くるの 效なり。敦煌・酒泉の太守に令し、各 精騎

二千を將る。其の幡幟を多くし、道を倍して兼行し、以て其の急に赴かしむ

可し。匈奴の疲極の兵、必ず敢て當らじ。四十日の間に、還りて塞に入る

に足らん」と。帝、之を然りとし、乃ち征西將軍耿秉を遣はし、酒泉に屯

し、太守の事を行はしめ、酒泉の太守 段彭を遣はし、謁者王蒙・皇甫援

と與に、張掖・酒泉・敦煌の三郡及び鄯善の兵を發し、七千餘人を合はせ、

以て之を救はしむ。

甲辰晦、日、之を食する有り。

太后の兄弟虎賁中郎廖及び 黃門郎防・光、明帝の世を終ふるまで、未

だ嘗て官を改めず。帝、廖を以て衛尉と爲し、防を中郎將と爲し、光を越騎校尉と爲す。廖等、身を

傾けて交結し、冠蓋の士、争ひ赴きて之に趣く。第五倫・上疏して曰はく、「臣聞く、(一五) 書に曰はく、

「臣は威を作し福を作す無し。(威ヲ作シ福ヲ作セバ) 其れ而の家に害あり、而の國に凶なり」と。近世、(一六) 光烈

漢顯宗孝明皇帝永平十八年

【一三】 二部。關龍と恭をいふなり。

【一四】 其。匈奴を指す。

【一五】 效。效驗。證據なり。

【一六】 段彭。後漢書耿恭傳には秦彭に作る。今は明帝紀に従ふ。

【一七】 黃門郎。黃門令の屬官。

【一八】 書云云。尙書洪範の言。

【一九】 光烈皇后云云。陰后、宗親の爲めに位を求めざりしをいふ。

皇后、友愛天至なりと雖も、而も陰氏を抑損し、假すに權勢を以てせず。其の後、梁・竇の家、互に非法有り。明帝、位に即き、竟に多く之を誅せり。是より、洛中、復た（三）權戚無く、書記請託、一に皆斷絶せり。（帝）又、諸の外戚に諭して曰はく、「身を苦しめて士を待するは、國の爲めにするに如かず。（三）益を戴きて天を望むは、事、兩つながら施されず」と。今の議者、復た馬氏を以て言を爲す。竊に聞く、衛尉廖は、布三千匹を以て、城門校尉防は、錢三百萬を以て、私に三輔の衣冠（士）を贍し、知ると知らざると、畢く給せざるは莫しと。又聞く、臘日に、亦、其の雒中に在る者に、錢各五千を遣れり。越騎校尉光は、臘に羊三百頭・米四百斛・肉五千斤を用ひたりと。臣愚以爲へらく、經義に應せずと。惶恐し、敢て以て聞せずんばあらず。陛下、情、之を厚くせんと欲するは、亦、宜しく之を安んずる所以なるべし。臣が今此を言ふは、誠に、上は陛下に忠に、下は后の家を全くせんと欲すればなり」と。

是の歲、京師及び（三）兗・豫・徐州、大に旱す。

卷の第四十六

漢紀三十八

肅宗孝章皇帝上

（三）建初元年、春正月、袁・豫・徐の三州に詔して、饑民を粟贍せしむ。上、司徒鮑昱に問ふ、「何を以てか旱災を消復せん」と。（昱）對へて曰はく、「陛下、始めて天位を踐む。失得有りと雖も、未だ異を致す能はず。臣、前に汝南の太守と爲り、楚の事を典治す。繋がるる者千餘人。恐らくは未だ盡く其の罪に當る能はざらん。夫れ大獄一たび起れば、冤者、半に過ぐ。又、諸の徙されたる者、骨肉離分し、孤魂祀られず。宜しく一切、諸の徙されたる家を還し、禁錮を蠲除し、死生をして所を獲しむべし。則ち和氣致す可からん」と。帝、其の言を納る。校書郎楊終・上

漢肅宗孝章皇帝建初元年

【一】 肅宗の第五子、母は買貴人、馬后、母となりて養ふを以て嫡と爲り、位に即く。
 【二】 建初元年。西紀七六年。
 【三】 消復。災異を消去して其の常態に復する也。
 【四】 楚の事云云。永平三十年、楚王英謀反し、連坐する者、

汝南に在り、昱、時に主としてこれを劾せし也。
 【五】 家。家屬なり。
 【六】 校書郎。漢の蘭臺は藏書の室なり。東都、蘭臺に於て令史を置き、祕書を讐校せしむ。郎を以て其の任に居る者を、校書郎と謂ふ。

疏して曰はく、「間者北は匈奴を征し、西は三十六國を開き、百姓、頻年服
役し、轉輸煩費なり。愁困の民は、以て天地を感動するに足る。陛下、宜
しく念を留めて省察すべし」と。帝、其の章を下す。第五倫も亦終の議に
同じ。牟融・鮑昱、皆以爲はく、「孝子は父の道を改むる無し。匈奴を征伐
し、西域に屯戍するは、先帝の建つる所なり。宜しく回異すべからず」と。
終復た上疏して曰はく、「秦、長城を築き、功役繁く興り、胡亥革めず、
卒に四海を亡へり。故に 孝元は珠厓の郡を棄て、 光武は西域の國を絶
ち、 介鱗を以て我が衣裳に易へず。魯の文公、泉臺を毀つ。春秋、之
を譏りて曰はく、「先祖、之を爲り、而して己、之を毀つは、居る勿きに如
かざるのみ」と。其の民に妨害無きを以てなり。襄公、三軍を作り、
昭公、之を舍つ。君子、其の古に復するを大とし、以爲へらく、捨てざれ
ば、則ち民に害有りと。今、伊吾の役、樓蘭の屯兵、久しくして未だ
還らざるは、天意に非ざるなり」と。帝、之に従ふ。

- 【七】 孝元云云。二十八卷元帝初元二年に見ゆ。
- 【八】 光武云云。四十三卷光武建武二十二年に見ゆ。
- 【九】 介鱗云云。介鱗は蠻夷に喩ふ。蠻野にして魚鼈と異なるなきを以てなり。衣裳は中國(漢人)を指す。遠夷を服する爲めに、中國の民を困むべからざるを言ふ。
- 【一〇】 春秋云云。公羊傳に見ゆ。
- 【一一】 泉臺を存するも民に何等の妨害無きに、これを毀ちしが故にこれを譏るなり。
- 【一二】 襄公云云。公羊傳に見ゆ。襄公十一年、三軍を作り、昭公五年、中軍を舍つ。昭公五年の傳に曰く、中軍を舍つるは、何ぞや。古に復する也と。
- 【一三】 伊吾の役。前卷永平十六年に見ゆ。

に順ひ、冤獄を理せしむ。是の時、永平の故事を承け、吏政、嚴切を尙
び、尙書、事を決するに、率ね重きに近づく。尙書沛國の陳寵以へらく、
帝新に位に即く、宜しく前世の苛俗を改むべしと。乃ち上疏して曰はく、
「臣聞く、「先王の政、賞は 僭せず。刑は 濫せず。其の已むを得ざ
るに與せば、寧ろ僭すとも濫する無からん」と。往者、獄を斷すること嚴明
なるは、姦慝を威懲する所以なり。姦慝既に平げば、必ず宜しく之を濟ふ
に寛を以てすべし。陛下位に即き、此の義に 率由し、數々羣僚に 詔し、
弘に 晏晏を崇ぶ。而るに有司未だ悉く奉承せず、猶ほ深刻を尙び、獄
を斷する者は、(一〇) 笞格酷烈の痛に急に、憲を執る者は、(一一) 詆欺放濫の文
に煩はしく、或は公に因りて私を行ひ、威福を 逞縦す。夫れ 政を爲
すは、猶ほ琴瑟を張るがごとく、大絃急なれば小絃絶ゆ。陛下、宜しく先
王の道を隆び、煩苛の法を 蕩滌し、箠楚を輕薄にし、以て羣生を濟ひ、
至徳を全廣にし、以て天心を奉すべし」と。帝、深く寵の言を納れ、事毎
に寛厚を務む。

- 【一四】 樓蘭。即ち鄯善なり。此の兵は蓋し班超の將ある所の吏士を謂ふ也。
- 【一五】 永平の故事云云。永平は明帝の年號。明帝は政令嚴肅を尙びたり。吏多く先代の明帝の施政方針を遵奉せりとの意。
- 【一六】 僭。賞の當に過ぐる也。
- 【一七】 濫。刑の重きに過ぐる也。
- 【一八】 率由。したがひ、よる。
- 【一九】 晏晏。温和なり。
- 【二〇】 笞格。笞は榜と通ず。笞うつ也。格は撃つ也。拷問すること。
- 【二一】 文。法文なり。
- 【二二】 逞縦。たくましくし、ほしいまみにす。
- 【二三】 蕩滌。あらひ、すすぐ。
- 【二四】 交河城。東師前王の居城。故城は今の新疆省迪化道吐魯番縣治の西二十里に在り。

首三千八百級、生口を獲ること三千餘人。北匈奴驚き走り、車師復た降る。會關龍已に歿し、謁者王蒙等、兵を引ゐて還らんと欲す。(二五)耿恭の軍吏范羌、時に、軍中に在り。固く恭を迎へんと請ふ。諸將、敢て前まず、乃ち兵二千人を分ちて羌に與へ、山北より恭を迎へしむ。大雪丈餘なるに遇ひ、軍僅に能く至る。城中、夜、兵馬の聲を聞き、以爲へらく、虜來れりと、大に驚く。羌遙に呼びて曰はく、「我は范羌なり。漢、軍を遣はして校尉を迎ふるのみ」と。城中、皆、萬歳と稱す。門を開き、共に相持して涕泣す。明日、遂に相隨つて俱に歸る。虜兵、之を追ふ。且つ戦ひ且つ行く。吏士素より飢困し、疏勒を發する時、尙ほ二十六人有り、路に隨つて死没し、三月、玉門に至るや、唯だ十三人を餘すのみ。衣履穿決し、形容枯槁す。(二六)中郎將鄭衆、恭以下の爲めに、洗沐して衣冠を易ふ。上疏して恭を奏す、「單兵を以て孤城を守り、匈奴の數萬の衆に當り、月を連ね年を踰え、心力困盡し、山を鑿ちて井を爲り、弩を煮て糧と爲し、前後、醜虜を殺傷すること、數千百計、卒に忠勇を全くし、大漢の恥と爲らず。宜しく顯爵を蒙らしめ、以て將帥を厲ますべし」と。恭、雒陽に至る。騎都尉に拜せらる。詔して、(二七)戊己校尉及び都護の官を罷め、班超を徵還す。超、將に發して還らんとす。疏勒、國を擧げ

【二五】是れより先、恭、羌を遣はして敦煌に至り兵を迎へしむ。兵士寒服す、因つて王蒙の軍に隨つて塞を出づ。
 【二六】玉門。關の名、今の甘肅省安肅道敦煌縣西一百五十里陽關の西北に在り。
 【二七】鄭衆先に軍司馬を以て、馬慶と與に、車師を撃ち、敦煌に至り、拜して中郎將と爲る。
 【二八】戊己校尉及び都護の二官は明帝永明十七年置く。

て憂恐す。(二九)其の都尉黎弇曰はく、「漢の使、我を棄てば、我必ず復た龜茲に滅ぼされんのみ。誠に漢の使の去るを見るに忍びず」と。因つて刀を以て自剄す。超還りて于賓に至る。王侯以下、皆、號泣して曰はく、「漢の使に依ること父母の如し。誠に去る可からず」と。互に超の馬脚を抱き、行くを得ざらしむ。超も亦、其の本志を遂げんと欲し、乃ち更に疏勒に還る。疏勒の兩城、已に龜茲に降りて、(三〇)尉頭と兵を連ぬ。超、反者を捕斬し、尉頭を擊破し、六百餘人を殺す。疏勒、復た安し。
 甲寅、山陽・東平・地震ふ。
 東平王蒼、便宜三事を上る。帝、報書して曰はく、「間、吏民、事を奏するに、亦此の言有り。但だ明智淺短にして、或は儻しくは是ならんと謂ひ、復た慮りて非と爲し、定むる所を知らず。王の深策を得、(三一)恢然として意解く。嘉謀を思惟し、次を以て奉行せん」と。特に王に錢五百萬を賜ふ。後、帝、原陵・顯節陵の爲めに縣邑を起さんと欲す。蒼、上疏して諫めて曰はく、「竊に見るに、光武皇帝は、躬づから儉約の行を履み、深く始終の分を觀、勤勤懇懇として、(三二)葬制を以て言を爲し、(三三)孝明皇帝は、大孝にして違ふ無く、承奉し遵行せり。謙德の美、斯に於て盛なりと爲す。臣愚以へらく、園邑の興るは、(三四)疆秦より始まる。(三五)古

【二九】疏勒國の官に、疏勒侯・擊胡侯・輔國侯・都尉あり。
 【三〇】尉頭。國の名、疏勒の北にありし國。今の新疆省阿克蘇道烏什縣の地。
 【三一】恢然。廓然の如し。
 【三二】葬制云云。四十四卷光武建武二十六年に見ゆ。
 【三三】孝明皇帝云云。前卷明帝永平十四年に見ゆ。
 【三四】疆秦云云。秦の始皇、驪山に葬り、三萬家を徙して、驪邑を起す。西漢これに因りて、諸陵に皆陵邑を起す。
 【三五】古云云。禮記に曰はく、古は、墓あれども墳せずと。

は丘隴すら、且つ其の著明なるを欲せず。豈に況んや郭邑を築き、都郭を建てんや。上は先帝の聖心に違ひ、下は無益の功を造し、虚しく國用を費し、百姓を動搖す。和氣を致し豊年を祈る所以に非ざるなり。陛下、有虞の至性を履み、祖禰の深思を追ふ。臣蒼、誠に、二帝の純徳の美、無窮に暢びざらんことを傷むなり」と。帝乃ち止む。是より、朝廷、疑政有る毎に、輒ち驛使をもて諮問す。蒼、心を悉して以て對ふ。皆、納用せらる。

秋八月庚寅、星有り。天市に孛す。

初め、益州の西部都尉廣漢の鄭純、政を爲すこと清潔にして、化、夷貊に行はれ、君長感慕し、皆、珍を奉じて内附す。明帝、之が爲めに永昌郡を置き、純を以て太守と爲す。純、官に在ること十年にして卒す。後人、夷人を撫循する能はず。九月、哀牢王類牢、守令を殺し、反つて博南を攻む。

阜陵王延、數、怨望を懷く、「延、子男魴と與に、逆謀を造す」と告ぐる者有り。上、誅するに忍びず、冬十一月、延を貶して阜陵侯と爲し、一縣を食ましめ、吏民と通ずるを得ざらしむ。

北匈奴の阜林温禺犢王、衆を將ゐて還り、涿邪山に居る。南單于、邊郡及び烏桓と共に、撃ちて之を破る。是の歲、南部大に饑う。詔して、之を贍給せしむ。

二年、春三月甲辰、伊吾盧の屯兵を罷む。匈奴、復た兵を遣はして其の地を守る。

永昌・越嶲・益州の三郡の兵及び昆明の夷鹵承等、哀牢王類牢を博南に撃ち、大に破り、之を斬る。

夏四月戊子、詔して、楚・淮陽の事に坐して徙されたる者四百餘家を還す。

上、諸舅を封爵せんと欲す。太后、聽かず。會、大に旱す。事を言ふ者以爲はく、「外戚を封せざるの故なり」と。有司、舊典に依らんと請ふ。太后、詔して曰はく、「凡そ事を言ふ者は、皆、朕に媚びて以て福を要めんと欲するのみ。昔、王氏の五侯、同日に俱に封せられ、黄霧四もに塞がる。澍雨の應せるを聞かず。夫れ外戚貴盛なれば、傾覆せざることを鮮し。故に先帝・防慎し、舅氏をば樞機の位に在らしめず。又言はく、我が子は、當に先帝の子と等しく

- 【三】 都郭。郭は郭なり。
- 【三】 有虞。虞舜は、親に孝なり、故に以て言を爲す。
- 【三】 祖禰。祖父と父。禰は父の廟。
- 【三】 天市。星座の名。
- 【四】 明帝永平十年、益州西部都尉を置き、竊唐に居り、不章・竊唐・比蘇・樸楡・邪龍・雲南六縣を領せしむ。十二年、哀牢内屬す、哀牢・博南の二縣を置き、合はせて永昌郡と爲す。
- 【四】 延が徙りて阜陵に王たること、前卷明帝永平十六年に見ゆ。

- 【三】 阜林温禺犢王は、本と涿邪山に居る。永平十六年、祭彤等北伐するや、衆を將ゐて遁れ去る。今復た還る。
- 【一】 伊吾盧の屯兵。前卷永平十六年に見ゆ。
- 【二】 楚淮陽の事。楚の獄は、前卷明帝永平十四年に見ゆ。淮陽の獄は、明帝永平十六年に見ゆ。
- 【三】 舊典。漢の制に、外戚は恩澤を以て侯に封ぜらるるをいふ。
- 【四】 王氏云云。三十卷成帝建始元年に見ゆ。
- 【五】 我が子云云。前卷永平十五年に見ゆ。

すべからず」と。今、有司、柰何ぞ馬氏を以て陰氏に比せんと欲するや。且つ、陰衛尉は、天下、之を稱す。省中の御者、門に至れば、出づるに履に及ばず。此れ、蓬伯玉の敬なり。新陽侯は、剛彊にして微しく理を失すと雖も、然れども方略有り、地に據りて談論すれば、一朝に雙無し。原鹿の貞侯は、勇猛にして誠信なり。此の三人は、天下の選臣なり。豈に及ぶ可けんや。馬氏は陰氏に及ばざること遠し。吾、不才にして、夙夜、累息し、常に恐る、先后の法を虧かんとす。毛髮の罪有れば、吾、之を言ふを釋せず、晝夜を捨てず。而るに親屬、之を犯すこと止まず、喪を治むるに墳を起し、又、時にして覺らず。是れ吾が言の立たずして、(親屬)耳目の塞がりたるなり。吾、天下の母と爲りて、而も身に大練を服し、食、甘きを求めず、左右、但だ帛布を著、香薰の飾無きは、身をもて下を率ゐんと欲すればなり。以爲へらく、外親、之を見れば、當に心を傷め自ら救すべしと。(然ルニ)但だ笑うて言ふ、「太后は素より儉を好む」と。前に、濯龍に過り、門上に、外家の起居を問ふ者を見るに、車は流水の如く、馬は游龍の如く、倉頭は、綠袴を衣、領袖、正白なり。御者を顧視するに及ばざること遠し。故に讎怒を加へず、但だ歳用を絶つのみ。以て黙して其の心を愧かしめんことを

- 【六】 陰衛尉。陰興。
- 【七】 省中。禁中。
- 【八】 御者。内人。
- 【九】 蓬伯玉。衛の賢大夫。
- 【一〇】 新陽侯。陰就。
- 【一一】 一朝。朝廷中に。
- 【一二】 原鹿の貞侯。陰識。貞は諡。
- 【一三】 累息。ためいき。
- 【一四】 濯龍。園の名、北宮に近し。
- 【一五】 倉頭。蒼頭即ち奴僕。
- 【一六】 綠袴。袴は單衣。
- 【一七】 正白。新潔にして垢汚無き也。

冀ふ。(而ル)猶ほ懈怠し、國を憂へて家を忘るるの慮無し。臣を知るは君に如くは莫し。況や親屬をや。吾豈に上は先帝の旨に負き、下は先人の徳を虧き、重ねて、西京の敗亡の禍を襲ぐ可けんや」と。固く許さず。帝、詔を省して悲歎し、復た重ねて請うて曰はく、「漢興りて、舅氏の侯に封せらるるは、猶ほ皇子の王と爲るがごときなり。太后、誠に謙虚を存す。柰何ぞ臣をして獨り恩を三舅に加へざらしむるや。且つ、衛尉は年尊く、兩校尉は大病有り。如し、諱まざらしめば、臣をして長く骨を刻むの恨を抱かしめん。宜しく吉時に及ぶべし。稽留す可からず」と。太后、報じて曰はく、「吾、反覆して之を念ひ、(三)兩善ならしめんことを思ふ。豈に徒に謙讓の名を獲て、帝をして、外施せざるの嫌を受けしめんと欲せんや。昔、竇太后、王皇后の兄を封せんと欲す。丞相、條侯言ふ、「高祖の約に、軍功無ければ侯とせず」と。今、馬氏は國に功無し。豈に陰、郭の中興の后と等しきを得んや。常に富貴の家の祿位重疊するを觀るに、猶ほ再び實るの木の、其の根必ず傷はるるがごとし。且つ人が封侯を願ふ所以は、上は祭祀を奉じ下は温飽を求めんと欲するのみ。今、祭祀は則ち太官の賜を受け、衣

- 【一八】 西京。敗亡の禍。西京とは、前漢の首府長安をいふ。後漢の首府洛陽に對して言ふ。西京にて前漢の時代を表示せるなり。前漢時代外戚の叛を起して失敗せる例を引きたるなり。外戚呂祿、呂産、竇嬰、上官桀、安父子、霍禹等、皆その例なり。
- 【一九】 衛尉。太后の兄。陰。
- 【二〇】 兩校尉。太后の兄防と光と也。
- 【二一】 諱まず。死するをいふ。
- 【二二】 兩善。國家には、濫恩無く、外戚も亦、以て安全なるをいふ。
- 【二三】 外施。恩澤を以て外家を封爵するをいふ。
- 【二四】 條侯云云。十六卷景帝中三年に見ゆ。

食は則ち御府の餘資を蒙る。斯れ豈に足る可からずして、必ず當に一縣を得べきならんや。吾、之を計ること孰せり。疑ふ有る勿かれ。夫れ至孝の行は、親を安んずるを上に爲す。今、數變異に遭ひ、穀價數倍し、憂惶すること晝夜、坐臥を安んぜず。而るに先づ外家の封を營み、慈母の拳拳たるに違はんと欲するか。吾、素より剛急にして、(三七)匈中の氣有り、順にせざる可からざるなり。子の未だ冠せざるときは、父母に由る。已に冠して成人なれば、則ち子の志を行ふ。念ふに帝は人君なり。(然レ)吾、未だ三年を踰えざるの故を以て、吾が家族より、故に之を専らにするを待。若し陰陽調和し、邊境清靜ならば、然る後子の志を行へ。吾は但だ當に飴を含み孫を弄ぶべし。復た政に關る能はざらん」と。上乃ち止む。太后嘗て三輔に詔す、「諸馬の昏親、郡縣に屬託して吏治を干亂する者有らば、(三九)法を以て聞せよ」と。(四〇)太夫人葬らるるや、(四一)墳を起すこと微しく高し。太后、以て言を爲す。兄衛尉廖等、即時に減削す。其の外親の謙素義行有る者には、輒ち溫言を假借し、賞するに財位を以てす。如し織介有れば、則ち先づ嚴格の色を見し、然る後禮を加ふ。其の車服を美にし、法度に違はざる者は、便ち

- 【二二】 祭祀云云。西漢より以來、皇后の家、其の父母を祀るときは、太官及び御府令、其の物資を供給し、飲食は太官これを主る。
- 【二六】 拳拳。猶ほ勤勤といふがごとし。
- 【二七】 匈中の氣。上氣の疾。匈は胸と通ず。
- 【二八】 干亂。をかし、みだす。
- 【二九】 法云云。これを繩すに法を以てして奏聞する也。
- 【三〇】 太夫人。太后の母。
- 【三一】 墳云云。漢の列侯の墳は高さ四丈、關内侯以下、庶人に至るまで、差あり。
- 【三二】 屬籍を絶つ。外戚の屬籍を絶つ也。

遣り歸す。(三三)廣平・鉅鹿・樂成王、車騎朴素にして、金銀の飾無し。帝、以て太后に白す。即ち錢各五百萬を賜ふ。是に於て、内外、化に従ひ、被服、一の如し。諸家惶恐すること、永平の時に倍す。織室を置き、(三四)濯龍の中に蠶し、數往きて觀視し、以て娛樂と爲す。常に帝と、旦夕、政事を言道し、及び(三五)小王に論語・經書を教授し、平生を述敘し、(三六)雍和すること終日。馬廖、美業の終へ難きを慮り、上疏し、徳政を成すを勸めて曰はく、「昔、(三七)元帝は服官を罷め、成帝は(三八)浣衣を御し、(三九)哀帝は樂府を去る。然れども修費息まず、衰亂に至れるは、百姓、行に従つて、言に従はざればなり。夫れ政を改め風を移すには、必ず其の本有り。傳に曰はく、(四〇)吳王、劍客を好みて、百姓、劍瘢多く、楚王、細腰を好みて、宮中、餓死多し」と。長安の(四一)語に曰はく、「城中、(四二)高結を好みて、四方、高さ一尺、城中、廣眉を好みて、四方、且に半額ならんとす。城中、大袖を好みて、四方、匹帛を全くす」と。斯の言、戲の如くなれども、事實に切なる有り。前に制度を下し、未だ幾ばくならざるに、後稍く行はれず。或は吏、法を奉せずと雖も、良に、慢、京師より起るに由る。今、陛下、

- 【三三】 廣平云云。廣平王養、鉅鹿王恭、樂成王黨は、皆、明帝の子。
- 【三四】 濯龍。園の名、北宮に近し。
- 【三五】 小王。諸王の年尙ほ幼にして未だ國に就かざる者。
- 【三六】 雍和。やばらぎ、たのしむ。
- 【三七】 元帝云云。二十八卷初元五年に見ゆ。
- 【三八】 浣衣を御す。浣濯したる衣を服する也。
- 【三九】 哀帝云云。三十三卷綏和二年に見ゆ。
- 【四〇】 吳王云云。上の好む所、下甚だしきに至るをいへるなり。
- 【四一】 語。諺なり。
- 【四二】 高結。高髻に同じ。
- 【四三】 素簡。儉素簡約。

素簡の安んずる所、聖性

より發す。誠に斯の事をして一に竟らしめば、則ち四海、徳を誦し、聲、天地を薫し、神明にも通ず可からん。況んや令を行ふに於てをや」と。太后深く之を納る。

初め 安夷縣の吏、卑滿種の羌人の婦を 略して妻とす。吏、其の夫に殺さる。安夷の長宗延、之を追うて塞を出づ。種人、誅せられんことを恐れ、遂に共に延を殺し、而して 勒姐・吾良の二種と、相結びて寇を爲す。是に於て、燒當の羌豪滇吾の子迷吾、諸種を率ゐて俱に反し、金城の太守郝崇を敗る。詔して、武威の太守北地の傅育を以て護羌校尉と爲し、安夷より、徙りて 臨羌に居らしむ。迷吾、又、封養種の豪布橋等五萬餘人と共に、隴西・漢陽に寇す。秋八月、行車騎將軍馬防、長水校尉耿恭を遣はし、北軍五校の兵及び諸郡の射士三萬人を將ゐて之を撃たしむ。第五倫・上疏して曰はく、「臣愚以爲へらく、貴戚は、侯に封じて以て之を富ます可し。當に任するに職事を以てすべからず。何となれば、繩すに法を以てするときは則ち恩を傷ひ、私するに親を以てするときは則ち憲に違へばなり。伏して聞く、馬防今當に西征すべしと。臣以ふに、太后の恩仁に、陛下の至孝なるも、恐らくは 卒に繼介有らば、意愛を爲し難からん」

- 【四四】 安夷縣。縣の名、金城郡に屬す。甘肅省西寧道西寧縣の東に在り。
- 【四五】 略。道を以てせずして取る也。
- 【四六】 勒姐・吾良。皆、羌の種族なり。
- 【四七】 臨羌。縣の名、故城は今の甘肅省西寧道西寧縣の西に在り。
- 【四八】 漢陽。本、天水郡。明帝永平十七年、名を改む。
- 【四九】 北軍五校。武帝、北軍八校を置く、中壘・屯騎・越騎・長水・胡騎・射聲・步兵・虎賁なり。中興以來、中壘・胡騎・虎賁を省き、惟だ越騎・屯騎・步兵・長水・射聲の五校あり。屯騎・越騎・步兵・射聲は、各一士

と。帝從はず。馬防等の軍、冀に到る。布橋等、南部都尉を 臨洮に圍む。防進み撃ちて之を破り、斬首虜四千餘人、遂に臨洮の圍を解く。其の衆皆降る。唯だ布橋等二萬餘人、望曲谷に屯し、下らず。

十二月戊寅、星有り 紫宮に孛す。

帝、竇勳の女を納れて貴人と爲す。寵有り。貴人の母は、即ち東海の恭王の女なる泚陽公主なり。

第五倫・上疏して曰はく、「光武は、王莽の餘を承け、頗る嚴猛を以て政を爲す。後代、之に因り、遂に風化を成す。郡國の擧ぐる所、類ね職を辨する俗吏多く、殊えて未だ寬博の選・以て上の求に應ずる者有らざるなり。陳留の令劉豫・冠軍の令駟協は、竝に刻薄の 姿を以て、務めて嚴苦を爲し、吏民愁怨し、之を疾まざるもの莫し。而るに今の議者、反つて以て能と爲す。天心に違ひ、經義を失へり。徒に應に豫・協を坐せしむべきのみに非ず、亦、宜しく擧げたる者を謹むべし。務めて仁賢を進め、以て時政に任せば、數人に過ぎずして、則ち風俗自ら化せん。臣嘗て書記を讀み、秦の酷急を以て國を亡ぼししを知り、又、目に王莽も亦苛法を以て自ら滅びしを見る。故に勤勤懇懇として實に此に在り。

- 七百人を領し、長水は烏桓の胡騎七百三十六人を領す、皆、宿衛の兵なり。
- 【五〇】 卒に云云。馬防若し卒然として小過失あらば、愛して罰せざるときは法を廢すべきが故に、これを罰せざるべからざることに至るやも圖られずとの意。
- 【五一】 臨洮。今の甘肅省蘭山道岷縣。臨潭縣是れなり。隴西南部校尉は臨洮に治す。
- 【五二】 望曲谷。臨洮の西南に在り。
- 【五三】 紫宮。星座の名。
- 【五四】 陳留縣は陳留郡に屬す。冠軍縣は南陽郡に屬す。
- 【五五】 姿。姿と通ず。資性。

又聞く、諸王主貴戚、驕奢なること制に踰ゆと。京師尚ほ然り、何を以てか遠きに示さん。故に曰はく、(姜)其の身正しからざれば、令すと雖も行はれず」と。身を以て教ふる者は従ひ、言を以て教ふる者は訟ふ」と。上、之を善みす。倫、天性峭直なりと雖も、然れども常に、俗吏の苛刻なるを疾み、論議毎に寛厚に依ると云ふ。

三年、春正月己酉、明堂に宗祀し、靈臺に登り、天下に赦す。

馬防、布橋を撃ち、大に之を破る。布橋、種人萬餘を將ゐて降る。詔して、防を徵して還らしめ、耿恭を留めて、諸の未だ服せざる者を撃たしむ。斬首虜千餘人。勒姐・燒何等、十三種、數萬人、皆、恭に詣りて降る。

恭、嘗て事を言ふを以て馬防に忤ふ。監營謁者、旨を承け、「恭、軍事を憂へず」と奏す。坐して徵して獄に下し、官を免す。

三月癸巳、貴人竇氏を立てて皇后と爲す。

初め顯宗の世に、虜沱・石白河を治め、都慮より、羊腸倉に至り、太原に通漕せしめんと欲す。吏民、役に苦しみ、連年、成る無く、死者勝げて算ふ可からず。帝、郎中鄧訓を以て謁者と爲し、其の事を監領せしむ。訓、

- 【一】 初め恭、隴西に出て、上言し、竇固を薦めて涼部を鎮撫せしめんとす。是れに由りて大に防に忤ふ。
- 【二】 石白河。亦、澗河と曰ふ。直隸省平山縣北より、東流して滹沱に入る。今埋かる。
- 【三】 羊腸倉。山西省冀寧道交城縣の東南に在り。
- 【四】 太原。郡の名、今の山西省舊太原・汾州二府及び舊保德・平定・忻州の地。晉陽に治す。今の冀寧道太原縣なり。
- 【五】 懸括。隱審量括。とりしまる。

り難きを知り、具に以て上言す。夏四月己巳、詔して、其の役を罷め、更めて鹽輦を用ひしむ。歲ごとに費を省くこと億萬計、徒士數千人を全活す。訓は禹の子なり。

閏月、西域の假司馬班超、疏勒・康居・于窰・拘彌の兵一萬人を率ゐて、姑墨の石城を攻め、之を破る。斬首七百級。

冬十二月丁酉、馬防を以て車騎將軍と爲す。武陵の 婁中の蠻・反す。

是の歲、有司奏す、「廣平王羨・鉅鹿王恭・樂成王黨を遣り、俱に國に就かしめよ」と。上、性篤愛にして、諸王と乖離するに忍びず、遂に皆京師に留まる。

- 【六】 通鑑目錄に據れば、閏月は當に秋閏八月に作るべし。
- 【七】 姑墨。西域の國名。南城に治す。即ち今の新疆省阿克蘇道拜城縣西南の哈喇裕勒克の地。
- 【八】 婁。水の名、今、九溪河と名づく。源は湖北省荆南道鶴峯縣より出で、東南流して湖南省武陵道慈利縣に至り、澧水に入る。婁中とは澧水の流域なり。
- 【一】 方垂。垂は睡に同じ。四方の邊陲。

四年、春二月庚寅、太尉牟融、薨す。夏四月戊子、皇子慶を立てて太子と爲す。

己丑、鉅鹿王恭を徙して江陵王と爲し、汝南王暢を梁王と爲し、常山王昞を淮陽王と爲す。辛卯、皇子伉を封じて千乘王と爲し、全を平春王と爲す。有司、連に舊典に據り、諸舅を封せんことを請ふ。帝、天下豊稔にして、方垂事無きを以て、癸

卯、遂に衛尉廖を封じて順陽侯と爲し、車騎將軍防を潁陽侯と爲し、執金吾光を許侯と爲す。太后、之を聞きて曰はく、「吾、少壯なる時、但だ竹帛を慕ひ、志、命を顧みず。今、已に老いたりと雖も、猶ほ之を戒むること得るに在り。故に日夜惕厲し、自ら降損せんことを思ひ、此の道に乗じて先帝に負かざらんことを冀ひ、兄弟を化導して共に斯の志を同じうする所以は、瞑目の日に復た恨むる所無からしめんと欲すればなり。何ぞ意はん、老いて志復た從はれざらんとは。萬年の日、長く恨みん」と。廖等竝に辭讓し、關内侯に就かんことを願ふ。帝許さず。廖等已むを得ず、封爵を受け、而して上書して位を辭す。帝、之を許す。五月丙辰、防・廖・光等、皆、特進を以て第に就く。

甲戌、司徒鮑昱を以て太尉と爲し、南陽の太守桓虞を司徒と爲す。六月癸丑、皇太后馬氏崩す。帝既に太后の養ふ所と爲り、専ら馬氏を以て外家と爲す。故に賈貴人、極位に登らず、賈氏の親族、寵榮を受くる者無し。太后崩するに及びて、但だ貴人に王の赤綬・安車一駟・永巷の宮人二百・御府の雜帛二萬匹・大司農の黄金千斤・錢二千萬を加ふるのみ。秋七月壬戌、明德皇后を葬す。

- 【一】但だ竹帛云云。古人の名を竹帛に書するを慕うて、命の長短を顧みず。
- 【二】之を云云。論語の季氏篇に、孔子の三戒あり。その一に、其の老ゆるに及びてや、血氣衰ふ。これを戒むること得るに在りと。これ年老いては兎角金錢財寶を貪り得んと欲するを戒めたるなり。
- 【三】惕厲。懼れ危む。
- 【四】王の赤綬。漢の服制に、貴人は赤綬三采即ち赤・紫・紺。諸侯は赤綬四采即ち赤・黃・縹・紺なり。
- 【五】永巷の宮人。宮婢。
- 【六】明德皇后。馬太后の諡。
- 【七】

校書郎楊終・建言す、「宣帝、博く羣儒を徵し、五經を石渠閣に論定せり。方今、天下、事少く、學者、其の業を成すを得。而るに章句の徒、大體を破壊す。宜しく石渠の故事の如くし、永く後世の則と爲すべし」と。帝、之に從ふ。冬十一月壬戌、太常に詔して、將・大夫・博士・郎官及び諸儒をして、(一)白虎觀に會して五經の同異を議せしめ、五官中郎將魏應をして制を承けて問はしむ。侍中淳于恭・奏し、帝親ら制を稱して臨みて決し、(二)白虎議奏を作る。名儒丁鴻・樓望・成封・桓郁・班固・賈逵及び廣平王羨、皆これに與る。固は超の兄なり。

五年、春二月庚辰朔、日、之を食する有り。詔して、直言極諫(士)を擧げしむ。

荆・豫諸郡の兵、漚中の蠻を討ち、之を破る。

夏五月辛亥、詔して曰はく、「朕、直士を思遲し、異聞に側席す。其の先づ至れる者は、各、已に憤を發し懣を吐き、略子大夫の志を聞けり。皆、左右に置きて、顧問省納せんと欲す。建武の詔書に、又曰はく、「堯、臣を試みるに職を以てし、直に言語筆札を以てするのみならず」と。今、外官多く曠し。竝に以て補任す可し」と。

漢肅宗孝章皇帝建初五年

- 【一】宣帝云云。二十七卷甘露三年に見ゆ。
- 【二】將は三署及び虎賁羽林中郎將。大夫は光祿、太中、中散、諫議大夫。博士は五經の博士。郎官は五署の郎及び尙書郎、蘭臺東觀の校書郎なり。
- 【三】白虎觀。北宮に在り。
- 【四】白虎議奏。今の白虎通是れなり。
- 【五】思遲。思念希望する也。
- 【六】側席。正しく坐せざるなり。賢良を待つをいふ。

戊辰、太傅趙熹・薨す。

(初)班超、遂に西域を平げんと欲し、上疏して兵を請うて曰はく、「臣竊に見るに、先帝、西域を開かんと欲す。故に北は匈奴を撃ち、西は外國に使せしめ、鄯善・于寘、即時に化に向へり。今、拘彌・莎車・疏勒・月氏・烏孫・康居、復た歸附せんことを願ひ、共に力を并せて、龜茲を破滅し、漢の道を平通せんことを欲す。若し龜茲を得ば、則ち西域の未だ服せざる者、百分の一なるのみ。前世の議者皆曰はく、「三十六國を取らば、號して匈奴の右臂を斷つと爲す」と。今、西域の諸國、日の入る所より、化に向はざるは莫く、大小欣欣として、貢奉すること絶えず。唯だ焉耆・龜茲のみ、獨り未だ服従せず。臣、前に官屬三十六人と與に、使を絶域に奉じ、備に艱扈に遭ひ、疏勒を孤守せしより、今に於て五載、胡夷の情數、臣頗る之を識る。其の城郭(諸國)に問へば、小大(諸國)皆言ふ、「漢に倚るは天に依ると等し」と。是を以て之を(三)效すれば、則ち(四)葱嶺、通す可く、龜茲、伐つ可し。今、宜しく龜茲の侍子白霸を拜して、其の國王と爲し、步騎數百を以て之を送るべし。諸國と與に兵を連ねば、歲月の間に、龜茲、禽にす可し。夷狄を以て夷狄を攻むるは、計の善なる者なり。臣、莎車・疏勒を見るに、田地肥廣に、草牧饒衍にして、敦煌・鄯善の間に比せざるなり。兵、中國を費さずして、糧食自ら足る可し。且つ始、(五)温宿の二王は、特に龜茲の置く

- 【三】 效。驗する也。
- 【四】 葱嶺。嶺は嶺と通す。パミル(Pamir)をいふ。
- 【五】 温宿。西域の國名、今の新疆省阿克蘇縣の地。阿克蘇は温宿の音轉なり。

所たり。既に其の種に非ず、更に相厭苦す。其の執、必ず降る者有らん。若し二國來り降らば、則ち龜茲自ら破れん。願はくは臣が章を下し、行事を參考せんことを。誠に萬分有らば、死すとも復た何ぞ恨みん。臣超區區として、特に神靈を蒙る。竊に冀はくは未だ便ち僇せず、目に、西域の平定し、(六)陛下、萬年の勳を擧げ、(七)勳を祖廟に薦め、大喜を天下に布くを見んことを」と。書・奏す。

帝、其の功の成る可きを知り、議して、兵を給せんと欲す。平陵の徐幹・上疏し、身を奮うて超を佐けんことを願ふ。帝、幹を以て假司馬と爲し、弛刑及び(八)義從千人を將ゐて超に就かしむ。是より先、莎車以爲へらく、漢の兵出ですと。遂に龜茲に降る。而して疏勒の都尉番辰も亦叛く。徐幹適に至るに會し、超、遂に幹と與に番辰を撃ち、大に之を破り、斬首千餘級、進みて龜茲を攻めんと欲す。以へらく、烏孫は兵彊し、宜しく其の力に因るべしと。乃ち上言す、「烏孫は大國にして、控弦十萬あり。故に(九)武帝、妻すに公主を以てし、(一〇)孝宣帝に至りて、卒に其の用を得たり。今、使を遣はして招慰し、與に共に力を合せしむ可し」と。帝、之を納る。

- 【六】 西域平定するときは、延臣畢く賀し、天子これが爲めに勳を擧ぐるを言ふ。
- 【七】 勳を祖廟に薦め。西域平定の成功を祖廟に告ぐる也。
- 【八】 義從。自ら奮うて行に従はんと願ふ者。志願兵なり。
- 【九】 武帝云云。二十一卷元封六年に見ゆ。
- 【一〇】 孝宣帝云云。二十四卷本始三年に見ゆ。

六年、春二月辛卯、琅邪の孝王京・薨す。

漢肅宗孝章皇帝建初六年

夏六月丙辰、太尉鮑昱・薨す。
辛未晦、日、之を食する有り。

秋七月癸巳、大司農鄧彪を以て太尉と爲す。

武都の太守廉范、蜀郡の太守に遷る。成都は、民物豊盛に、邑宇逼側す。舊制に、民の夜作を禁じ、以て火災を防ぐ。而れども更に相隠蔽し、燒くる者日に屬く。范乃ち先令を毀削し、但だ嚴に水を儲へしむるのみ。百姓以て便と爲し、之を歌つて曰はく、『廉叔度、來ること何ぞ暮き。火を禁せず、民安作す。昔は襦無し、今は五紵あり』と。帝、沛王等が將に入朝せんとするを以て、謁者を遣はし、貂裘及び太官の食物珍果を賜ひ、又、大鴻臚寶固をして節を持って郊迎せしめ、帝、親しく自ら邸第を循行し、豫め帷牀を設け、其の錢帛器物、充備せざるは無し。

七年、春正月、沛王輔・濟南王康・東平王蒼・中山王焉・東海王・政・琅邪王・宇・來朝す。詔して、沛・濟南・東平・中山王は、贊拜するに名いは

- 【一】 邑宇逼側。邑里の人家櫛比するをいふ。
- 【二】 夜作。夜業なり。
- 【三】 隱蔽。夜業をなすことを隠蔽する也。
- 【四】 燒くる者云云。連日、火災ある也。
- 【五】 廉叔度。廉范、字は叔度。
- 【六】 安作。安心して仕事をする也。
- 【七】 昔は襦無し云云。襦は短衣、袴は輕衣。夜業のために衣服等も多くつくることが得るに至りしを言ふ。
- 【一】 政。東海王彊の子。
- 【二】 宇。琅邪王京の子。
- 【三】 贊拜云云。贊者、其の名を唱へざるをいふ。優待するなり。四王は帝の諸父なり、故に其の禮を異にす。

ず、殿に升りて乃ち拜せしむ。上親しく之に答ふ。寵光榮顯する所以、前古よりも加はる。宮に入る毎に、輒ち輦を以て迎ふ。省閣に至りて乃ち下る。上、之が爲めに席を興ち容を改め、皇后親しく内に拜す。皆、鞠躬して辭謝し、自ら安んぜず。三月、大鴻臚奏す、『諸王を遣りて國に歸らしめん』と。帝、特に東平王蒼を京師に留む。

初め明德太后、帝の爲めに扶風の宋楊の二女を納れて貴人と爲す。大貴人、太子慶を生む。梁松の弟竦、二女有り。亦、貴人と爲る。小貴人、皇子肇を生む。寶皇后、子無く、肇を養うて子と爲す。宋貴人、馬太后に寵有り。太后崩じ、寶皇后・寵盛なり。母沁陽公主と與に、宋氏を陥れんことを謀り、外は兄弟をして其の織過を求めしめ、内は御者をして得失を偵伺せしむ。宋貴人病み、生免を思ひ、家をして之を求めしむ。(皇后)因つて誣言す、『厭勝の術を爲さんと欲す』と。是に由りて、太子出でて承祿觀に居る。夏六月甲寅、詔して曰はく、『皇太子、失惑して常無きの性有り、以て宗廟を奉ず可からず。大義、親を滅す。況んや降退をや。今、慶を廢して清河王と爲す。皇子肇は、皇后に保育せられ、訓を懷 衽に承く。今、肇を以て皇太子と爲す』と。遂に宋貴人姉妹を出して、丙舎に置き、小黃門蔡倫をして之を案せしむ。二貴人、皆、藥を飲みて自殺す。

- 【四】 鞠躬。身を曲ぐる也。
- 【五】 織過。小なる過失。
- 【六】 厭勝。まじなひ。
- 【七】 大義親を滅す。春秋左氏傳の言。
- 【八】 降退。皇太子たるの位を降り退くるをいふ。
- 【九】 衽。衣襟、又、臥席なり。
- 【一〇】 丙舎。宮中の室は、甲乙丙を以て次と爲す也。

父議郎楊は、免せられて本郡に歸る。慶、時に幼なりと雖も、亦、嫌を避け禍を畏るるを知り、言、敢て宋氏に及ばず。帝更に之を憐み、皇后に敕し、衣服をして太子と齊等ならしむ。太子も亦慶を親愛し、入れば則ち室を共にし、出づれば則ち輿を同じうす。

己未、廣平王羨を徙して西平王と爲す。

秋八月、飲酎し畢り、有司復た奏す、「東平王蒼を遣りて國に歸らしめん」と。帝乃ち之を許す。手詔して蒼に賜うて曰はく、「骨肉は天性なり。誠に遠近を以て親疎を爲さず。然れども數、顔色を見れば、情、昔時よりも重し。念ふに王久しく勞し、還りて休するを得るを思はん。大鴻臚の奏に署せんと欲すれども、筆を下すに忍びず、顧みて、小黃門に授く。中心戀戀、惻然として言ふ能はず」と。是に於て、車駕、祖送し、流涕して訣る。復た乘輿の服御・珍寶・輿馬・錢布を賜ふこと、億萬を以て計ふ。

九月甲戌、帝、(四) 偃師に幸し、東して、卷津を涉り、河内に至る。詔を下して曰はく、「車駕、秋稼を行り、收穫を觀、因つて郡界を涉る。皆、精騎輕行し、他の輜重無し。輒ち道橋を修め、遠く城郭を離れ、吏を遣はして逢迎し、起居を、刺探せしめ、出入前後、以て煩擾を爲すを得ず、(二) 動ち省約を務めよ。但だ、(一) 脫粟、

瓢飲する能はざらんことを患ふるのみ」と。己酉、進みて鄴に幸し、辛卯、宮に還る。冬十月癸丑、帝、長安に行幸し、蕭何の末孫熊を封じて鄼侯と爲し、進みて、又、長平に幸し、池陽宮に御し、東して高陵に至り、十二月丁亥、宮に還る。東平の、(三) 獻王蒼、疾病なり。馳せて名醫・小黃門を遣はして疾に侍せしめ、使者の冠蓋、道に絶えず。又、驛馬を置き、千里、起居を、傳問す。

- 【一】 大鴻臚の奏云云。王をして國に歸らしめんと奏せしを裁可して自署する筆を下すに忍びずとの意。
- 【二】 小黃門は詔を受くる者也
- 【三】 祖送。祖道供張してこれを送る也。
- 【四】 偃師。縣の名、河南郡に屬す。河南省河洛道偃師縣。
- 【五】 卷。縣の名、河南郡に屬す。其の北に河津あり。河南省河北道原武縣の西北。
- 【六】 刺探。候伺する也。
- 【七】 動。輒ちの意。
- 【八】 脫粟は玄米。玄米の飯と一瓢の飲み物とさへ有れば澤山なりとの意。

瓢飲する能はざらんことを患ふるのみ」と。己酉、進みて鄴に幸し、辛卯、宮に還る。冬十月癸丑、帝、長安に行幸し、蕭何の末孫熊を封じて鄼侯と爲し、進みて、又、長平に幸し、池陽宮に御し、東して高陵に至り、十二月丁亥、宮に還る。東平の、(三) 獻王蒼、疾病なり。馳せて名醫・小黃門を遣はして疾に侍せしめ、使者の冠蓋、道に絶えず。又、驛馬を置き、千里、起居を、傳問す。

【一】 魏里。縣の名、扶風に屬す。故城は今の陝西省關中道興平縣の東南に在り。岐山は今の陝西省關中道岐山縣の西北に在り。

八年、春正月壬辰、王・薨す。詔して、中傳に告げ、王の建武より以來の章奏を封じて上らしめ、竝にこれを集覽す。大鴻臚を遣はし、節を持して喪を監せしめ、四姓の小侯・諸國の王主をして悉く葬に會せしむ。夏六月、北匈奴の三木樓嘗、大人稽留斯等、三萬餘人を率ゐ、五原塞を款きて降る。

冬十二月甲午、上、陳留・梁國・淮陽・潁陽に行幸し、戊申、宮に還る。太子肇の立つや、梁氏私に相慶す。諸竇聞きて之を惡む。皇后、名を外家に専らにせんと欲し、梁貴人姉妹を忌み、數、之を帝に譖し、漸く疎嫌を致す。是の歲、竇氏、飛書を作り、梁竇を陥るるに惡逆を以てす。竇遂に獄中に死し、家屬、九眞に徙さる。貴人姉妹、憂を以て死す。辭語、梁

八年、春正月壬辰、王・薨す。詔して、中傳に告げ、王の建武より以來の章奏を封じて上らしめ、竝にこれを集覽す。大鴻臚を遣はし、節を持して喪を監せしめ、四姓の小侯・諸國の王主をして悉く葬に會せしむ。夏六月、北匈奴の三木樓嘗、大人稽留斯等、三萬餘人を率ゐ、五原塞を款きて降る。

- 【一】 大人。酋長なり。
- 【二】 飛書。匿名の書。
- 【三】 九眞。郡の名、今の安南の河内以南、順化以北、清華・又安等の處なり。

冬十二月甲午、上、陳留・梁國・淮陽・潁陽に行幸し、戊申、宮に還る。太子肇の立つや、梁氏私に相慶す。諸竇聞きて之を惡む。皇后、名を外家に専らにせんと欲し、梁貴人姉妹を忌み、數、之を帝に譖し、漸く疎嫌を致す。是の歲、竇氏、飛書を作り、梁竇を陥るるに惡逆を以てす。竇遂に獄中に死し、家屬、九眞に徙さる。貴人姉妹、憂を以て死す。辭語、梁

松の妻舞陰公主に連及し、坐して新城に徙さる。

順陽侯馬廖、謹篤にして自ら守る。而れども性寛緩にして、子弟を教勸する能はず。皆、驕奢にして謹まず。校書郎楊終、廖に書を與へ、之を戒めて曰はく、「君、位地尊重にして、海内の望む所なり。黄門郎は年幼に、血氣方に盛なり。既に長君の退讓の風無く、而して輕狡にして行無きの客を要結す。縦にして誨ふる無く、成るを視性に任さば、前往を覽念するに、寒心を爲す可し」と。廖、從ふ能はず。防・光・兄弟、資産巨億にして、大に第觀を起し、街路に彌互し、食客常に數百人。防、又、多く馬畜を牧し、羌胡に賦斂す。帝、之を喜ばず、數、譴敕を加へ、禁遏する所以甚だ備はる。是に由りて、權勢稍く損し、賓客も亦衰ふ。廖の子豫、歩兵校尉と爲り、書を投じて怨誹す。是に於て、有司并せて奏す、「防・光兄弟、奢侈踰僭し、聖化を濁亂す」と。悉く免じて國に就かしむ。路に上るに臨みて、詔して曰はく、「舅氏の一門、俱に國封に就かば、四時の陵廟、助けて先后を祭る者無からん。朕甚だ之を傷む。其れ許侯をして(一) 誓を田廬に思はしめん。有司、復た請ふ勿かれ。以て朕が(二) 涓陽の情を慰めよ」と。光は防に比し

【四】 新城。縣の名、河南郡に屬す。今の河南省河洛道洛陽縣にあり。

【五】 教勸。教戒する也。

【六】 黄門郎。廖の弟防及び光、俱に黄門郎たり。

【七】 長君。孝文の竇皇后の兄長君、退讓して、敢て富貴を以て人に驕らず。

【八】 誓云云。光を京に留め、田廬に居らしめ、その意過を思はしめよと也。誓は愆と同也。

【九】 涓陽の情。秦の康公、舅晉の文公を涓陽に送り、母の見えざるを思ふ。其の詩に曰はく、我、舅氏を見ること、母の存するが如しと。

て、稍謹密と爲す。故に、帝、特に之を留む。後、位を特進に復す。豫は廖に隨つて國に歸り、(一〇) 考擊せられて物故す。後、復た詔有り、廖を京師に還す。諸馬既に罪を得、竇氏益々貴盛なり。皇后の兄憲は侍中虎賁中郎將と爲り、弟篤は黄門侍郎と爲り、竝に宮省に侍し、賞賜累積し、賓客に交通するを喜む。司空第五倫・上疏して曰はく、「臣伏して見るに、虎賁中郎將竇憲は、椒房の親にして、禁兵を典司し、省闈に出入し、年盛に志美に、卑讓して善を樂しむ。此れ誠に其の士を好み交結する方なり。然れども諸の貴戚に出入する者、類ね瑕釁禁錮の人多く、尤も・約を守り貧に安んずるの節少く、士大夫の志無きの徒、更相販賣し、其の門に雲集す。蓋し驕佚の從つて生ずる所なり。三輔の論議する者、「貴戚を以て廢錮するは、當に復た貴戚を以て之を浣濯すべしとするは、猶ほ(一一) 醒を解くに當に酒を以てすべしとするがごときなり」と云ふに至る。諛險にして執に趣くの徒は、誠に・親近す可からず。臣愚願はくは、陛下・中宮、嚴に憲等に敕し、門を閉ぢて自ら守り、妄に士大夫に交通する無からしめ、其の未だ萌さざるを防ぎ、形無きに慮り、憲をして永く福祿を保ち、君臣交歡し、織介の隙無からしめんことを。此れ臣の至願とする所なり」と。憲、宮掖の聲執を待み、王主及び陰・馬諸家より、畏憚せざるもの莫し。憲、(一二) 賤直を以て、沁水公主の園田を請奪す。主、逼畏し、敢て計らず。後、帝出でて園を

【一〇】 考擊云云。栲掠せられて死す。

【一一】 醒。酒に酔ひ病むこと。

【一二】 賤直。廉價。

【一三】 沁水公主。明帝の女。

【一四】 陰に云云。密に左右を誦して、對ふるを得ざらしむる也。

過ぎ、指して以て憲に問ふ。憲陰に喝し、對ふるを得ざらしむ。後發覺す。帝大に怒り、憲を召して切責して曰はく、「深く前過を思ふに、主の田園を奪ひし時、何を用てか。趙高が鹿を指して馬と爲ししに、愈はんや。久しく念へば、人をして驚怖せしむ。昔、永平中、常に陰黨・陰博・鄧豐三人をして更に相糾察せしむ。故に諸豪戚、敢て法を犯す者莫かりき。今、貴主すら、尙ほ枉奪せらる。何ぞ況んや小民をや。國家、憲を棄つること、孤雛・腐鼠の如きのみ」と。憲大に懼る。皇后爲めに服を毀ちて深く謝す。良久しうして、乃ち解くるを得、田を以て主に還さしむ。其の罪を繩さずと雖も、然れども亦、授くるに重任を以てせず。

- 【一五】 趙高云云。八卷秦二世三年に見ゆ。
- 【一六】 愈。差ふ也。
- 【一七】 陰黨云云。陰鄧皆外戚なるを以て、其の度に踰え奢侈ならんことを恐れ、互に糾察せしめし也。
- 【一八】 服を毀つ。服を降す也。

臣光曰はく、人臣の罪は、欺罔よりも大なるは莫し。是を以て明君は之を疾む。孝章、竇憲を謂ひて、「何ぞ鹿を指して馬と爲ししに異ならん」といへるは、善し。然れども卒に憲を罪する能はず。則ち姦臣安んぞ懲るる所あらんや。夫れ人主の臣下に於けるや、患、其の姦を知らざるに在り。苟くも或は之を知りて、而も復た之を赦すは、則ち知らざるの愈れりと爲すに若かざるなり。何を以てか之を言ふ。彼或は姦を爲し、而して上、之を知らずんば、(彼)猶ほ畏るる所有らん。既に知りて而も討する能はずんば、彼、其の畏るるに足らざるを知らん。則ち放縱にして、顧みる所無

からん。是の故に、善を知りて而も用ふる能はず、惡を知りて而も去る能はざるは、人主の深戒なり。

下邳の周紆、雒陽の令と爲り、車を下り、先づ大姓の主名を問ふ。吏、閭里の豪強を數へて以て對ふ。【一】 紆聲を厲まして怒りて曰はく、「本、貴戚の馬・寶等の輩の若きを問ふ。豈に能く此、紆菜備を知らんや」と。是に於て、部吏、風旨を望み、争うて激切を以て事と爲す。貴戚、【二】 跼蹐し、京師肅清なり。寶、望み、止姦亭に至る。亭長、霍延、劍を抜きて篤に擬し、肆詈して口を恣にす。篤、以て表聞す。詔して、司隸校尉・河南の尹を召し、尙書に詣らしめて、謹問し、【三】 劍戟の士を遣はして紆を收へしめ、廷尉の詔獄に送る。數日にして之を貫出す。

帝、班超を拜して、將兵長史と爲し、徐幹を以て軍司馬と爲し、別に衛候李邑を遣はして烏孫の使者を護送せしむ。邑、于賓に到り、龜茲が疏勒を攻むるに値ひ、恐懼して、敢て前まず、因つて上書し、西域の功の成る可からざるを陳べ、又、盛に超を毀る、「愛妻を擁し、愛子を抱き、外國に安樂し、内顧の心無し」と。超、之を聞き、歎じて曰はく、「身、會

- 【一九】 數。衍文なり。
- 【二〇】 寶菜備。備は日備人。野菜賣の雇人。卑賤なるもの意。
- 【二一】 跼蹐。跼は身をかむる也。蹐は足を果ぬる也。恐懼する貌。
- 【二二】 表聞。表を上りて奏聞する也。
- 【二三】 劍戟の士。左右都候、これを掌る。
- 【二四】 貫出。赦して出す也。
- 【二五】 將兵長史。大將軍は、長史・司馬を置く。其の將軍を置かすして、長史の特に將たる者を、將兵長史と爲す。
- 【二六】 曾參云云。三卷周の赧王

參に非ず、而して三たび至るの讒有り。恐らくは當時に疑はれん」と。遂に其の妻を去る。帝、超の忠なるを知り、乃ち邑を切責して曰はく、「縦ひ超、愛妻を擁し、愛子を抱くとも、歸らんことを思ふの士千餘人、何ぞ能く盡く超と心を同じくせんや」と。邑をして超に詣りて節度を受けしめ、(三)超、詔す、「若し邑の任、外に在る者ならば、便ち留めて與に事に從はしめよ」と。超即ち邑を遣り、烏孫の侍子を將ゐて京師に還らしむ。徐幹、超に謂つて曰はく、「邑、前に親ら君を毀り、西域(事)を敗らんと欲せり。今、何ぞ詔書に緣りて之を留め、更に他の吏をして侍子を送らしめざるか」と。超曰はく、「是れ何ぞ言の陋なるや。邑が趙を毀れるを以て、故に今、之を遣れり。内に省みて疚ましからずんば、何ぞ人の言を郵へん。意に快くせんとして之を留むるは、忠臣に非ざるなり」と。

帝、侍中會稽の鄧弘を以て大司農と爲す。舊、交趾の七郡、貢獻轉運するに、皆、東冶より、海に汎びて至る。風波艱阻にして、沈溺相係る。弘、奏して、零陵・桂陽(道)を開く。嶠道是より夷通す。遂に常路と爲す。職に在ること二年、省息する所、億萬を以て計ふ。天下旱するに遭ひ、邊方に警有り、民の食足らず、而るに幣藏(三)積す。弘、又、奏す、「宜しく貢獻を省き、徭費を減じ、以て飢民を利すべし」と。帝、之に従ふ。

積す。弘、又、奏す、「宜しく貢獻を省き、徭費を減じ、以て飢民を利すべし」と。帝、之に従ふ。

(二)元和元年、春閏正月辛丑、濟陰の悼王長・薨す。

夏四月己卯、東平國を分ちて獻王の子尙を封じ、任城王と爲す。

六月辛酉、沛の獻王輔・薨す。

事を陳ぶる者多く言ふ、「郡國の貢舉、率ね功次に非ず、故に職を守ること益、懈り、而して吏の事寢く疎なり。咎は州郡に在り」と。詔有り、公卿・朝臣に下して議せしむ。大鴻臚韋彪、議を上りて曰はく、「夫れ國は賢を簡ぶを以て務と爲す。賢は孝行を以て首と爲す。是を以て、忠臣を求むるには必ず孝子の門に於てす。夫れ人、才行、能く相兼ねること少し、是を以て、孟公綽は趙・魏の老たるに優にして、以て滕・薛の大夫と爲す可からず。忠孝の人は、心を持すること厚きに近く、鍛鍊の吏は、心を持すること薄きに近し。士は宜しく才行を以て先と爲すべし、純ら、閔閔を以てす可からず。然れども其の要歸は、二千石を選ぶに在り。二千石賢なれば、則ち貢舉、皆、其の人を得と。彪、又、上疏して曰はく、「天下の樞要は、尙書に在り。尙書の選は、豈に重んぜざる

の七年に見ゆ。曾參と同名の人、人を殺す。人、これを參の母に報す。母、參を信じて顧みず。しかも三度告ぐるもの至るに及びて、織りかけたる機を梭を投じてこれに赴けりとの話をいふ。

- 【一七】 郵、憂ふる也。
- 【一八】 交趾州は南海・蒼梧・鬱林・合浦・九眞・日南の七郡を部す。
- 【一九】 東冶、縣の名、會稽郡に屬す。故城は福建省閩海道閩侯縣の東北治山の麓に在り。
- 【二〇】 沈溺云云。沈溺するもの引き續く也。
- 【二一】 夷通。平かに通す。
- 【二二】 省息する所。經費の減少するをいふ。

- 【一】 元和元年。西紀八四年。
- 【二】 此語は孝經緯の文なり。
- 【三】 孟公綽云云。論語憲問篇に見ゆ。孔子の言なり。公綽は魯の人。性寡欲にして功を求めず。老とば家臣なり。趙魏の家臣として優閑事無きには適すれども、滕薛の如き國の大夫となりて煩はしき職務には適せずとの意。
- 【四】 鍛鍊の吏。法を持すること深刻なる吏をいふ。
- 【五】 閔閔。門閔閔歴。
- 【六】 尙書。公卿・二千石・吏官の上書及び外國夷狄の事を主るなり。

可けんや。而るに問者、多く郎官より、超えて此の位に升る。文法に曉習し、應對に長ずと雖も、然れども察察たる小慧にして、類ね大能無し。宜しく、(一) 齋夫の捷急の對を鑒み、深く(二) 絳侯の木訥の功を思ふべきなり」と。帝、皆、之を納る。彪は(三) 賢の玄孫なり。

秋七月丁未、詔して曰はく、「律に云はく、(一) 掠する者は唯(二) 榜笞して立つを得」と。又、(三) 令丙に、箠の長短に數有り。(四) 往者の大獄より以來、掠考するに酷多く、(五) 鉗鎖の屬、慘苦、極り無し。其の痛毒を念ひ、(六) 怵然として心を動かす。宜しく秋冬に獄を治むるに及びて、明かに其の禁を爲すべし」と。

八月甲子、太尉鄧彪・罷む。大司農鄭弘を以て太尉と爲す。癸酉、詔して改元す。丁酉、車駕・南巡す。詔す、「經る所の道上の郡縣、(一) 儲峙を設くるを得る毋かれ。(二) 司空に命じ、自ら徒を將ゐて、橋梁を支柱せしむ。使を遣はして奉迎し起居を採知する有らば、二千石當に坐すべし」と。

九月辛丑、章陵に幸し、十月己未、進みて江陵に幸し、還りて宛に幸す。

【七】 齋夫。十四卷文帝三年に見ゆ。

【八】 絳侯。周勃なり。

【九】 賢。韋賢。元帝に相たり。

【一〇】 掠。拷問する也。

【一一】 榜笞云云。榜笞はむちうつ也。立つとは立たしめて考訊する也。即ち犯人は立ちて答辯の出来る程度に笞ち、決してその痛の爲めに屈して了ふ様にはすべからずとの意。

【一二】 令丙。丙は令の番號なり。

【一三】 往者の大獄。楚王英等の獄をいふ。

【一四】 鉗鎖。共に刑具の名。

【一五】 怵然。棟懼する貌。

【一六】 儲峙。儲は積む也、峙は具ふる也。豫め蓄へ具ふるをいふ。

【一七】 司空は水土を掌る。

す。前の臨淮の太守宛の人朱暉を召し、尙書僕射に拜す。暉、臨淮に在るや、善政有り。民、之を歌つて曰はく、「彊直にして自ら遂ぐ、南陽の朱季、吏は其の威を畏れ、民は其の恵に懐く」と。時に法に坐して免せられ、家居す。故に上召して之を用ふ。十一月己丑、車駕、宮に還る。尙書張林・上言す、「縣官の經用足らず。宜しく自ら鹽を煮、及び復た武帝の均輸の法を修むべし」と。朱暉固く執り、以て不可と爲して曰はく、「均輸の法は、賈販と異なる無し。鹽の利、官に歸せば、則ち下民窮怨せん。誠に明主の宜しく行ふべき所に非ず」と。帝因つて怒を發し、諸の尙書を切責す。暉等、皆自ら獄に繋がるること三日、詔敕して之を出して曰はく、「國家、駁義を聞くを樂しむ。黄髮、愆無し。詔書、耳を過ぎ、何が故ぞ自ら繋かれたる」と。暉、因つて病篤しと稱し、肯て復た議に署せず。尙書令以下、惶怖し、暉に謂つて曰はく、「今、讒讒を得るに臨みて、奈何ぞ病と稱する。其の禍細からざらん」と。暉曰はく、「行年八十、恩を蒙りて、機密に在るを得たり。當に死を以て報ゆべし。若し心に不可なるを知りて、而も旨に順つて雷同せば、臣子の義に負かん。今、耳目、聞見する所無し。伏して死命を待つ」と。遂に口を閉ぢ、復た言はず。諸尙書、爲す所を知らず、乃ち共に暉を劾奏す。帝、意解け、其事を寢む。後數日、詔して、「直事郎をして暉の起居を問ひ、太醫をして疾を視、太官をして食を賜はしむ。暉乃ち起ちて謝す。復た錢十萬・布百匹・衣十領を賜ふ。

魯國の孔僖・涿郡の崔駰、同じく太學に遊び、相與に論ず、『孝武皇帝、始めて天子と爲るや、(二〇) 聖道を崇信し、五六年の間、文・景に勝ると號せられしが、後己を恣にするに及びて、其の前の善を忘る』と。鄰房の生梁郁・上書して、『駰・僖、先帝を誹謗し、當世を刺譏す』と告ぐ。事、有司に下され、駰、吏に詣りて (二一) 訊を受く。僖、書を以て自ら訟へて曰はく、『凡そ誹謗と言ふは、實に此の事無くして虚しく之を加誣するを謂ふなり。孝武皇帝の如きに至りては、政の美惡、顯れて漢史に在り、坦として日月の如し。是を直説と爲す。書傳の實事にして、虚謗に非ざるなり。夫れ帝たる者、善を爲し惡を爲すは、天下、知らざるもの莫し。斯れ皆、以て之を致す有り。故に以て人を (二二) 誅む可からざるなり。且陛下、位に即きて以來、(二三) 政教未だ過たずして、徳澤加はる有り。天下の (二四) 具にする所なり。臣等獨り何ぞ譏刺せんや。假し非とする所をして實に是ならしめば、則ち固より應に悛改すべし。儻し其れ當らずんば、亦宜しく含容すべし。又何ぞこれを罪せん。陛下、大數を推原して深く自ら計を爲さず、徒に (二五) 私忌を肆にし、以て其の意を快くせんとならば、臣等、戮を受け、死せば即ち死せんのみ。願ふに天下の人、必ず視を回らし慮を易へ、此の事を以て陛下の心を闢はん。今

【二〇】 聖道。孔子の道のこと。
 【二一】 訊。鞫問する也。
 【二二】 誅。責むる也。
 【二三】 政教未だ過失あらず。
 【二四】 具。具に知る也。
 【二五】 私忌。後漢書儒林傳には私忿に作る。
 【二六】 齊の桓公云云。國語に見ゆ。魯の莊公、管仲を縛し、以て齊の桓公に與ふ。公、親ら郊に迎へて問うて曰はく、昔、我が先君、臺を築き、田獵し、國政を聽かず、聖を侮り士を卑しめ、唯だ女を是れ崇び、食は必ず梁肉、衣は必ず文繡、戎士陳餼す。是を以て國家久

より以後、苟くも不可の事を見るときも、終に復た言ふ者莫からん。(二六) 齊の桓公は、親ら其の先君の惡を揚げ、以て管仲に唱ふ。然る後、羣臣、其の心を盡すを得たり。今、陛下は乃ち (二七) 十世の武帝の爲めに遠く實事を諱まんと欲す。豈に桓公と異ならずや。臣恐る、有司、卒然として (二八) 構へられ、恨を銜み枉を蒙り、自ら敍するを得ず、後世の論者をして、擅に陛下を以て比方する所有らしめんことを。寧んぞ復た子孫をして之を追掩せしむ可けんや、謹みて闕に詣り、伏して重誅を待つ』と書・奏す。帝立ちどころに詔して、問ふ勿からしめ、僖を (二九) 蘭臺令史に拜す。
 十二月壬子、詔して、前に妖惡を以て (三〇) 三屬を (三一) 禁錮する者は、一に皆之を蠲除す。但だ宿衛に在るを得ざるのみ。
 廬江の毛義・東平の鄭均、皆、行義を以て郷里に稱せらる。南陽の張奉、義の名を慕ひ、往きて之を候す。坐定まる。而して (三二) 府檄適至り、義を以て安陽の令(事)を守らしむ。義、檄を捧げて入り、喜、顔色を動かす。奉、心に之を賤しめ、辭し去る。後、義の母死す。徵辟せらるれども、皆、至らず。奉乃ち歎じて曰はく、『賢者は固に測る可からず。往日の喜は、乃ち親の爲めに屈せしなり』と。均の兄、縣吏と爲り、頗る禮遣を受く。均諫

長ならず、恐らくは宗廟掃除せられず、社稷血食せざらん、敢て問ふ、此れを爲すこと若何と。管仲、對ふるに霸を致すの術を以てす。
 【二七】 十世。武帝、昭帝、宣帝、元帝、成帝、哀帝、平帝、光武、明帝、及び帝。
 【二八】 構。構陷する也。
 【二九】 蘭臺令史。秩六百石、奏及び印工書を掌る。
 【三〇】 三屬。三族。父の族、母の族、妻の族。
 【三一】 禁錮。仕進の途をふさぎて、仕ふるを得ざらしむるなり。
 【三二】 府檄。府よりの召書。

むれども聽かず、乃ち身を脱して傭と爲り、歲餘にして錢帛を得、歸りて以て兄に與へて曰はく、『物盡くれば、復た得可し。吏と爲りて臧に坐せば、終身捐棄せられん』と。兄、其の言に感じ、遂に廉潔と爲る。均仕へて尙書と爲り、免じて歸る。帝、詔を下し、義均を褒寵し、穀各千斛を賜ひ、常に八月を以て、長吏、起居を問ひ、羊酒を加賜す。

武威の太守孟雲・上言す、『北匈奴、復た、吏民と合市せんことを願ふ』と。詔して之を許す。北匈奴大且渠伊莫訾王等、牛馬萬餘頭を驅りて來り、漢と交易せんとす。南單于、輕騎を遣はして上郡に出で、之を鈔せしめ、大に獲て還る。

帝、復た假司馬和恭等を遣はし、兵八百人を將ゐて、班超に詣らしむ。超因つて疏勒・于寘の兵を發して莎車を撃つ。莎車、略を以て疏勒王忠を誘ふ。忠遂に反して之に従ひ、西して烏即城に保す。超乃ち更に其の府丞成大を立て、疏勒王と爲し、悉く其の反せざる者を發し、以て忠を攻め、人をして康居王に説き、忠を執へて以て其の國に歸さしむ。烏即城遂に降る。

- 【三】 鈔。略奪なり。
- 【四】 超。忠を立てて疏勒王と爲すこと、前卷明帝永平十七年に見ゆ。
- 【五】 烏即城。カシユガル地方にあり。

卷の第四十七

漢紀三十九

肅宗孝章皇帝下

元和二年、春正月乙酉、詔して曰はく、『令に云ふ、『民、子を産む者有れば、(其ノ)復して、三歳を算する勿かれ』と。今、諸の懷姙する者は、胎養の穀を賜ふこと、人ごとに三斛、其の夫を復し、一歳を算する勿かれ。著して以て令と爲せ』と。又、三公に詔して曰はく、『安靜の吏は、惴惴にして華無く、日に計れば足らざれども、月に計れば餘り有り。襄城の令劉方の如きは、吏民、聲を同じくして、之を煩はしからずと謂ふ。未だ他の異有らずと雖も、斯れ亦殆ど之に近し。夫れ苛を以て察と爲し、刻を以て明と爲し、輕を以て徳と爲し、重を以て威と爲す、四つの者或は興らば、則ち下、怨心有らん。吾が詔書數下り、冠蓋道に接すれ

- 【一】 元和二年。西紀八五年。
- 【二】 懷姙。妊娠なり。
- 【三】 惴惴。至誠なる也。
- 【四】 華。華飾なり。
- 【五】 日云云。日を以て功を計れば、足らざるが如くなれども、久しくこれを計れば、民其の生に安んじ、家給り人足る。
- 【六】 襄城。縣の名、潁川郡に屬す。今の河南省開封道襄城縣の地。
- 【七】 冠蓋道に接す。詔を奉じ

ども、吏、治を加へず、民或は職を失ふ。其の咎安にか在る。勉めて舊令を思ひ、朕が意に稱へよ」と。

北匈奴の大人車利涿兵等、亡げ來りて塞に入る、凡そ七十三輩。時に北虜衰耗し、黨衆離畔し、南部、其の前を攻め、丁零、其の後に寇し、鮮卑、其の左を撃ち、西域、其の右を侵し、復た自立せず、乃ち遠く引きて去る。

南單于長・死す。單于汗の子宜立つ。伊屠於閭鞮單于と爲す。

太初曆、施行せらるること百餘年、曆稍天に後る。上、治曆編訞・李

梵等に命じ、其の狀を綜校して、四分曆を作らしむ。二月甲寅、始めて之を施行す。

帝の太子たるや、尙書を東郡の太守汝南の張酺に受く。丙辰、帝、東のかた東郡を巡幸し、酺及び門生并に郡縣の掾史を引きて、竝に庭中に會せしめ、帝先づ弟子の儀を備へ、酺をして尙書一篇を講せしめ、然る後、君臣の禮を脩め、賞賜殊特にして、沾洽せざるは莫し。行きて任城に過り、(三)鄒均の舍に幸し、尙書の祿を賜ひ、以て其の身を終ふ。時の人、號して白衣尙書と爲す。

て出づる使者、道に相接する

【八】天に後る。日月星辰の運行とあはざるを云ふ。

【九】綜校。綜合校考。

【一〇】東郡。郡の名、今の直隸省舊大名府、山東省舊東昌府及び長西縣以西皆是れなり。濮陽に治す。今の直隸省濮陽縣是れなり。

【一一】庭。東郡の庭。

【一二】任城。縣の名、今の山東省濟寧道濟寧縣なり。

【一三】是れより先、均、帝に事へて尙書と爲り、數々忠言を納る。帝これを敬重す。病と謝して任城に歸る。今、祿するに尙書を以てす。

乙丑、帝、定陶に耕し、辛未、泰山に幸し、(四)柴して岱宗に告げ、進みて奉高に幸し、壬申、五帝を汶上の明堂に宗祀し、丙子、天下に赦し、進みて濟南に幸す。三月己丑、魯に幸し、庚寅、孔子を闕里に祀り、(五)七十二弟子に及び、(六)六代の樂を作し、大に孔氏の男子二十以上なる者六十二人を會す。帝、孔僖に謂つて曰はく、「今日の會は、寧ろ卿の宗に於て光榮有りや」と。對へて曰はく、「臣聞く、「明王聖主は、師を尊び道を貴ばざるは莫し」と。今、陛下、親しく萬乘を屈し、辱く敝里に臨むは、此れ乃ち先師を崇禮し、聖德を増輝するなり。光榮に至りては、敢て承くる所に非ず」と。帝大に笑つて曰はく、「聖者の子孫に非ずんば、焉んぞ斯の言有らんや」と。僖を郎中に拜す。

壬辰、帝、東平に幸し、獻王を追念し、其の諸子に謂つて曰はく、「其の人を思つて其の郷に至る。其の處は在れども其の人は亡し」と。因つて泣下りて襟を沾す。遂に獻王の陵に幸し、祠るに太牢を以てし、親しく祠坐に拜し、哭泣して哀を盡す。獻王の國に歸るや、驃騎府の吏丁牧・周栩、

獻王の賢を愛し士に下れるを以て、之を去るに忍びず、遂に王家の大夫と爲り、數十年、(七)祖及び孫に事ふ。帝、之を聞き、皆、引見す。既に其の淹滯せるを感み、且つ獻王の德美を揚げんと欲し、

【一四】柴。柴を燔きて天を祭る也。

【一五】汶上の明堂。武帝の作る所。奉高縣の西南四里に在り。

【一六】闕里。孔子の居りし所。曲阜にあり。

【一七】七十二弟子。顔回より以下七十餘人の孔子の弟子。

【一八】六代の樂。黃帝、堯、舜、禹、湯、周の樂。

【一九】先師。孔子をいふ。

【二〇】祖及び孫。獻王及び子懷王忠、及び今の王敞。

即ち皆擢でて議郎と爲す。乙未、東阿に幸し、北して太行山に登り、天井關に至る。夏四月乙卯、宮に還り、庚申、(三)祖禰に假る。

五月、江陵王恭を徙して六安王と爲す。

秋七月庚子、詔して曰はく、『春秋は、(三)三正を重んじ、三微を慎む。

其れ律を定め、十一月・十二月を以て囚を(三)報する無かれ。止だ冬初十月を用ふるのみ』と。

冬、南單于、兵を遣はし、北虜濫弔犢王と、涿邪山に戦ひ、斬獲して還る。武威の太守孟雲・上言す、『北虜、前に既に和親すれども、南部復た往きて抄掠するを以て、北單于、漢之を欺けりと謂ひ、謀りて塞を犯さんと欲す。謂ふに宜しく南の掠むる所の生口を還し、以て其の意を慰安すべし』と。百官に詔して、朝堂に議せしむ。太尉鄭弘・司空第五倫以爲はく、『許す可からず』と。司徒桓虞及び太僕袁安以爲はく、『當に之を與ふべし』と。弘因つて大言し、虞を激厲して曰はく、『諸の當に生口を還すべし』と言ふ者は、皆、不忠と爲す』と。虞、之を廷叱す。倫及び大鴻臚韋彪、皆、色を作し容を變ず。司徒校尉、弘等を擧奏す。弘等、皆、印綬を上りて謝す。詔して報じて曰はく、『久議の(三)沈滞

【三】祖禰に假る。祖父及び父の廟に至りて、歸りたることを告ぐる也。

【三】三正三微。三正とは天地人の正をいふ。三微とは三正の始め萬物皆微なるをいふ。十一月には、陽氣始めて黄泉の下に施す。色皆赤し。赤は陽氣なり。故に周は天正と爲す。十二月には、萬物始めて芽む。色白し。白は陰氣なり。故に殷は地正と爲す。十二月は萬物孳甲して出づ。其の色黒し。人、功を加へ業を展ぶるを得、故に夏は人正と爲す。

【三】報。罪を論ずる也。

【三】沈滞。議久しく決せざるをいふ。

せるは、各志す所有り。蓋し事は議を以て從ひ、策は衆に由りて定まる。(三)闇闇 衍衍たるは、禮の容を得たり。(三)寢嘿して心を抑ふるは、更に朝廷の福に非ず。君、何を尤めて深く謝する。其れ各冠履せよ』と。帝乃ち詔を下して曰はく、『江海の百川に長たる所以は、其の之に下るを以てなり。少しく屈下を加ふるも、尙ほ何ぞ病むに足らん。況んや今、匈奴と、君臣の分定まり、辭順に約明かに、貢獻累に至る。豈に宜しく信に違うて自ら其の曲を受くべけんや。其れ度遼及び 領中郎將龐奮に敕し、南部の得たる所の生口を(三)倍雇して以て北虜に還さしめ、其れ南部の斬首・獲生は、功を計りて賞を受くること、常科の如くせしめよ』と。

- 【二五】闇闇。忠正の貌。
- 【二六】衍衍。和樂の貌。
- 【二七】寢嘿。沈黙なり。
- 【二八】老子曰はく、江海の、百川の王たる所以は、其の善く下るを以てなりと。
- 【二九】領中郎將。匈奴を領護する中郎將。
- 【三〇】倍雇。二倍の備賃を與ふる也。
- 【三一】侍御史は擧劾を掌り、司空は土功を掌る。行幸するときは、侍御史、道路の法の如

【二】方に云云。春、農民耕作に忙がしき時なれば、巡幸の行列がこれが妨をなさんことを慮りたるなり。邪魔ならば車も避けしめよ、乘輿の馬車も馬も避けといへる也。驂馬は副馬のこと。車に四馬を駕する時は中の二頭を服馬といひ、兩邊なるを驂馬といふ。

三年、春正月丙辰、帝、北巡し、辛丑、懷に耕す。二月乙丑、侍御史・司空に敕して曰はく、『方に春なれば、過ぐる所、伐殺する所有るを得る無し。車、以て引き避く可きは、之を引き避けよ。驂馬、輟め解く可きときは、之を輟め解けよ』と。戊辰、進みて中山に幸し、長城に出で、癸酉、還り

て元氏に幸し、三月己卯、進みて趙に幸し、辛卯、宮に還る。

太尉鄭弘、數侍中竇憲が權勢太だ盛なるを陳べ、言甚だ苦切なり。憲、之を疾む。會弘、憲の黨尙書張林・雒陽の令楊光が官に在りて貪殘なるを奏す。書奏す。吏、光と故舊なり、因つて以つて之に告ぐ。光、憲に報す。憲奏す、「弘は大員にして、密事を漏泄す」と。帝、弘を詰讓す。夏四月丙寅、弘の印綬を收む。弘自ら廷尉に詣る。詔敕して之を出す。(弘)因つて骸骨を乞うて歸らんとす。未だ許されざるに、病篤し。上書して陳謝して曰はく、「竇憲の姦惡は、天を貫き地に達し、海内疑惑し、賢愚疾惡す。謂ふに憲何の術ありてか、以て主上を迷はす。近日、王氏の禍、炳然として、見る可し。陛下、天子の尊に處り、萬世の祚を保ち、而して讒佞の臣を信じ、存亡の機を計らず。臣、命・晷刻に在りと雖も、死すとも忠を忘れじ。願はくは陛下、四凶の罪を誅し、以て人鬼憤結せるの望を厭かしめんことを」と。帝、章を省し、醫を遣りて弘の病を視しむ。至る比ほひ、已に薨す。

大司農宋由を以て太尉と爲す。

司空第五倫、老病を以て、身を乞ふ。五月丙子、策を賜うて罷め、二千石の俸を以て其の身を終へしむ。倫、公に奉じ節を盡し、事を言ふに、依違する所無く、性質慤にして、文采少く、位に在りて貞白を以て稱せらる。或るひと倫に問うて曰はく、「公にも私有りや」と。對へて曰はく、「昔、人、吾に千里の馬を與ふる者あり。吾、受けざりきと雖も、三公の選舉する所有る毎に、心に(馬ヲ與ヘン)忘るる能はず、(然レ)亦終に用ひざりしなり。是の若き者、豈に私無しと謂ふ可けんや」と。

太僕袁安を以て司空と爲す。

秋八月乙丑、帝、安邑に幸し、鹽池を觀る。九月、宮に還る。

燒當羌の迷吾、復た弟號吾及び諸種と與に反す。號吾先づ輕しく入り、隴西の界に寇す。(一)督烽掾李章、之を追ひ、號吾を生得し、將に郡に詣らんとす。號吾曰はく、「獨り我を殺すも、羌に損無し。誠に生きて歸るを得ば、必ず悉く兵を罷め、復た塞を犯さじ」と。隴西の太守張紆、之を放ち遣る。羌即ち爲めに解散し、各、故地に歸り、迷吾、退きて河

北の歸義城に居る。

(一〇) 疏勒王忠、康居王より、兵を借り、還りて、損中に據り、使を遣はし、詐りて班超に降る。超、其の姦を知り、而して僞りて之を許す。忠、輕騎を從へて超に詣る。超、之を斬り、因つて撃ちて其の衆を破る。南道遂に通ず。

漢肅宗孝章皇帝元和三年

- 【一】 對へて曰はく、「昔、人、吾に千里の馬を與ふる者あり。吾、受けざりきと雖も、三公の選舉する所有る毎に、心に(馬ヲ與ヘン)忘るる能はず、(然レ)亦終に用ひざりしなり。是の若き者、豈に私無しと謂ふ可けんや」と。
- 【二】 損中は未だ詳ならず。楮中の誤なるべしと曰ふ。
- 【三】 王氏が戚屬を以て國を篡ふの禍を成せるを謂ふ。
- 【四】 身を乞ふ。退隱せんと請ふ也。
- 【五】 依違。依るが若く違ふが若く、決定せざる也。
- 【六】 安邑。縣の名、今の山西省河東道安邑縣。鹽池は縣の西南に在り。
- 【七】 燒當羌。青海の東部、黄河上流域に據れる西蔵種。
- 【八】 督烽掾。烽燧を督する郡掾。
- 【九】 河北。遼留大河(即ち甘肅省西寧道貴德縣の黄河)の北の地。歸義城は、本、漢の築く所にして、以て諸羌の歸服する者を招來す。
- 【一〇】 忠が叛せること、前卷元年に見ゆ。

楚の 許太后・薨す。詔して、楚王英を改葬し、追爵し、諡して楚の厲侯と曰ふ。
帝、潁川の郭躬を以て廷尉と爲す。(郭)獄を決し刑を斷すること、多く
矜恕に依り、諸の重文の輕きに從ふ可き者四十一を條し、之を奏す。
事、皆施行す。

博士魯國の曹褒、上疏して以爲はく、「宜しく文制を定め、漢の禮を著
成すべし」と。太常巢堪以爲はく、「一世の大典は、褒の(能)定むる所に非
ず。許す可からず」と。帝、諸儒の (四)拘擥し・與に始を圖り難く・朝廷の
禮憲は宜しく時を以て立つべきを知り、乃ち褒を侍中に拜す。(五)玄武司
馬班固以爲はく、「宜しく廣く諸儒を集め、共に得失を議せしむべし」と。
帝曰はく、「諺に言ふ、「舍を道邊に作れば、三年にして成らず。」會禮の
家は、名づけて 聚訟と爲す」と。互に疑異を生じ、筆、下すを得ざらん。
昔、堯、(六)大章を作るや、一の (七)變にて足れり」と。

(一) 章和元年、春正月、帝、褒を召し、(二)受くるに 叔孫通の漢儀十二篇を以てして曰はく、「此の
制は散略にして、多くは經に合はず。今、宜しく禮に依りて條正し、施行す可からしむべし」と。

- 【三】 楚王英の徙さるるや、許太后、楚宮に留まる。
- 【四】 拘擥。拘束する也。
- 【五】 玄武司馬。南宮の玄武門を主る。秩比千石。
- 【六】 會禮。會して禮を議するをいふ。
- 【七】 聚訟。相争うて定まらざるをいふ。
- 【八】 大章。堯の樂の名。
- 【九】 變。堯の樂官。
- 【一〇】 章和元年。西紀八七年。
- 【一一】 受。當に授に作るべし。
- 【一二】 叔孫通の漢儀。十卷高帝六年七年に見ゆ。其の書、律令と同じく理官に藏せらる。

護羌校尉傅育、燒當羌を伐たんと欲す。其の新に降れるが爲めに、兵を出すを欲せず。乃ち 人を
募り、諸羌胡を鬪はしめんとす。羌胡肯せず、遂に復た叛きて塞を出で、
更に迷吾に依る。育請うて諸郡の兵數萬人を發して共に羌を撃たんとす。

(諸郡)未だ會するに及ばず。三月、育獨り軍を進む。迷吾、之を聞き、
廬落を徙して去る。育、精騎三千を遣はして之を窮追し、夜 三兜谷に
至る。備を設けず。迷吾、襲撃し、大に之を破り、育及び吏士八百八十
人を殺す。諸郡の兵到るに及びて、羌遂に引き去る。詔して、隴西の太守
張紆を以て校尉と爲し、萬人を將ゐて臨羌に屯せしむ。

夏六月戊辰、司徒桓虞、免せらる。癸卯、司空袁安を以て司徒と爲し、
光祿勳任隗を司空と爲す。隗は光の子なり。
齊王晃及び弟利侯剛、母太姬と、更に相誣告す。秋七月癸卯、詔し
て、晃の爵を貶して 蕪湖侯と爲し、剛の戸三千を削り、太姬の璽綬を收
む。

壬子、淮陽の頃王 昞・薨す。
鮮卑(匈奴)左地に入り、北匈奴を撃ち、大に之を破り、優留單于を斬りて還る。

- 【四】 人云云。人を募りて諸羌を離間し、これを以て自ら鬪はしめんとする也。
- 【五】 廬落云云。廬は穹廬。天幕張の家なり。落は居なり。部落なり。即ち根據の地を移して去りしをいふ。
- 【六】 三兜谷。建威の南方に在り。今の甘肅省西寧道舊西寧府内。
- 【七】 晃は齊の武王縝の曾孫、瘍王石の子。利は縣の名、齊郡に屬す。今の山東省濟南道博興縣の東四十里に在り。
- 【八】 蕪湖。縣の名、丹陽郡に屬す。故城は今の安徽省蕪湖道蕪湖縣の東に在り。
- 【九】 昞。明帝の子。

羌豪迷吾、復た諸種と與に、金城の塞に寇す。張紆、從事河内の司馬防を遣はし、與に木乘谷に戰ふ。迷吾の兵敗走し、譯使に因りて、降らんと欲す。紆、之を納る。迷吾、人衆を將ゐて臨羌に詣る。紆、兵を設けて大に會し、毒を酒中に施し、兵を伏せ、其の酋豪八百餘人を殺し、迷吾の頭を斬り、以て傅育の家を祭り、復た兵を放ちて其の餘衆を撃ち、數千人を斬獲す。迷吾の子迷唐、諸種と、仇を解き婚を結び質を交はし、大小榆谷に據りて以て叛く。種衆熾盛にして、張紆、制する能はず。

壬戌、詔して、瑞物仍に集まるを以て、章和と改元す。是の時、京師四方、屢嘉瑞有り、前後數百千。事を言ふ者、咸以て美と爲す。而るに太尉の掾平陵の何敞、獨り之を惡み、宋由・袁安に謂つて曰はく、『夫れ瑞應は徳に依りて至り、災異は政に緣りて生ず。今、異鳥、殿屋に翔り、怪草、庭際に生ず。察せざる可からず』と。由・安懼れ、敢て答へず。

八月癸酉、帝、南に巡り、戊子、梁に幸し、乙未晦、沛に幸す。日、之を食する有り。

九月庚子、帝、彭城に幸し、辛亥、壽春に幸す。復た阜陵侯延を封じて阜陵王と爲す。己未、汝陰に幸す。冬十月丙子、宮に還る。

北匈奴、大に亂れ、屈蘭儲等、五十八部、口二十八萬、雲中・五原・朔方・北地に詣りて降る。

曹褒、舊典に依準し、雜ふるに五經讖記の文を以てし、天子より庶人に至るまでの冠婚吉凶の終始の制度凡そ五十篇を撰次し、之を奏す。帝、衆論の・一にし難きを以て、故に但だ之を納れ、復た有司をして平奏せしめず。

是の歲、班超、于寘諸國の兵を發し、共に二萬五千人、莎車を撃つ。龜茲王、溫宿・姑墨・尉頭の兵を發し、合はせて五萬人、之を救ふ。超、將校及び于寘王を召し、議して曰はく、『今、兵少くして敵せず。其の計、各散じ去るに若くは莫し。于寘は是よりして東せよ。長史も亦此に於て西に歸らん。』夜鼓の聲を須ちて發す可し』と。陰に得る所の生口を緩む。龜茲王、之を聞き、大に喜び、自ら萬騎を以て、西界に於て超を遮り、溫宿王、八千騎を將ゐて、東界に於て于寘を徵ふ。超、二虜が已に出づるを知り、密に諸部を召し、兵を勸し、馳せて莎車の營に赴く。胡大に驚き亂れて奔走す。追うて五千餘級を斬る。莎車遂に降る。龜茲等、因つて各退散す。是より、威、西域に震ふ。

【一〇】木乘谷。甘肅省蘭山道舊蘭州府内。
 【一一】大小榆谷。大榆谷、小榆谷。燒當羌の故地。今の甘肅省西寧道貴徳縣に在り。
 【一二】壽春。縣の名、九江郡に屬す。今の安徽省淮泗道壽縣の地。
 【一三】阜陵侯。延の貶せられたる事、前卷建初元年に見ゆ。
 【一四】汝陰。縣の名、汝南郡に屬す。今の安徽省淮泗道阜陽縣治。

【一五】平奏。其の行ふ可きか否かを平議して奏する也。
 【一六】元和元年。超、莎車を撃ち、未だ克たざるが故なり。
 【一七】長史。班超、時に將兵長史たり。蓋し西して疏勒に歸らんと言ふなり。
 【一八】夜鼓の聲。夜半の鼓聲をいふ。
 【一九】得る所云云。生口をして歸るを得て、將に散じ去らんとするを言はしめんとて也。

二年、春正月、濟南王康・阜陵王延・中山王焉來朝す。上、性寛仁して、親を親とするに篤し。故に叔父・濟南・中山の二王、數入朝する毎に、特に恩寵を加へ、及び諸昆弟、竝に京師に留まり、遣りて國に就かしめず。又、羣臣に賞賜すること、制度に過ぐ。倉帑爲めに虚し。何敞、宋由に奏記して曰はく、『比年、水旱あり、民、收穫せず、涼州の縁邊、家ごとに凶害を被り、中州内郡、公私屈竭す。此れ實に膳を損し用を節するの時なり。』國恩覆載し、賞賚、度に過ぎ、但だ聞かば、郎官より以上、公卿王侯より以下に臘賜するに、帑藏を空竭し。國資を損耗するに至ると。公家の用を尋ぬるに、皆、百姓の力なり。明君の賜賚すること、宜しく品制あるべし。忠臣の賞を受くること、亦應に度あるべし。是を以て、夏禹は玄圭、周公は東帛なり。今、明公は、位尊く任重く、責深く負ふこと大なり。上は當に綱紀を匡正すべく、下は當に元元を濟安すべし。豈に但だ、空空として、違ふ無くして已まんや。宜しく先づ己を正しくして以て羣下を率ゐ、得る所の賜を還し、因つて得失を陳べ、奏して王侯をして國に就かしめ、苑圃の禁を除き、浮費を節省し、窮孤を賑恤すべし。則ち恩澤下に暢び、黎庶悅豫せん』と。由、用ふる能はず。尙書南陽の宗意、上疏して曰はく、『陛下は、至孝、蒸蒸として、恩愛隆深なり。諸王

- 【一】漢の制、諸藩王朝會の禮畢れば、各、國に就き、京師に留まるを得ず。
- 【二】涼州云云。西羌、邊を犯して害を爲す也。
- 【三】國恩覆載。國恩、天地に同じきをいふ。
- 【四】夏禹云云。尙書禹貢に曰はく、禹、玄圭を錫ふと。召誥に曰はく、召公、出でて幣を取り、入りて周公に錫ふと。賞の節度あるをいふ。
- 【五】空空。慳慳。謹嚴なる貌。
- 【六】蒸蒸。進み進む貌。

を禮寵し、之を家人(禮)に同じくし、車、殿門に入り、(禮)に即きて拜せず、甘きを分ち膳を損し、賞賜優渥なり。康、焉は、幸に支庶を以て、大國を享食す。陛下の恩寵、制に踰え、禮敬、度に過ぎたり。春秋の義、諸父昆弟、臣たらざる所無し。尊を尊び卑を卑し。幹を強くし枝を弱くする所以の者なり。陛下の德業隆盛にして、當に萬世の典法と爲すべし。宜しく私恩を以て上下の序を損し。君臣の正を失ふべからず。又、西平王羨等六王は、皆、(禮)妻子、家を成し、(禮)官屬備具す。當に早く蕃國に就き、子孫の基址を爲すべし。而るに室第相望み、久しく京邑に(禮)磐まり、驕奢僭擬し、寵祿隆過なり。宜しく情を忍びざるに割き、義を以て恩を斷じ、康、焉を發遣し、各、蕃國に歸らしめ、羨等をして速に(禮)便時に就かしめ、以て衆望を塞ぐべし』と。帝、未だ遣るに及ばず。

壬辰、帝、章德の前殿に崩す。年三十一。遺詔して、寢廟を起す無く、一に先帝の法制の如くせしむ。

- 【七】車云云。漢の制、太子、諸王は、司馬に至りて、皆、車を下る。
- 【八】席云云。臣は君前に於て拜して後、席に就く。
- 【九】妻あり子あり自ら一家を成すを謂ふ。
- 【一〇】王國の官屬具備す。
- 【一一】磐。磐桓して去らざるをいふ。
- 【一二】便時。都合よき時、便利なる日時に出發するをいふ。

范曄・論じて曰はく、魏の文帝・稱す、『明帝は察察たり、章帝は長者なり』と。章帝、素より、人の・明帝の苛切を厭ふを知り、事、寛厚に従ひ、明德太后に奉承し、心を孝道に盡し、徭を平かにし賦を簡にし、而して民、其の慶に頼る。又、之を體するに忠恕を以てし、之を文るに禮樂を以

てす。之を長者と謂ふは、亦宜ならずや。
太子、位に即く。年十歳。皇后を尊びて皇太后と曰ふ。
三月、遺詔を用て、西平王羨を徙して陳王と爲し、六安王恭を彭城王と爲す。

癸卯、孝章皇帝を（三）敬陵に葬る。

南單于宣・死す。單于長の弟屯屠何立つ。休蘭戸逐侯鞮單于と爲す。

太后、朝に臨み、竇憲、侍中を以て、内、機密を幹り、出でて誥命を宣し、弟篤は虎賁中郎將と爲り、篤の弟景・瓌、竝に中常侍と爲り、兄弟、皆、親要の地に在り。憲の容崔駰、書を以て憲を戒めて曰はく、「傳に曰はく、「生れて富む者は驕、生れて貴き者は（四）傲なり」と。富貴に生れて而も能く驕傲ならざる者は、未だ之れ有らざるなり。今、寵祿初めて隆にして、百僚、行を觀る。豈に（五）夙夜して以て永く譽を終ふるを庶幾はざる可けんや。昔、馮野王、外戚を以て位に居り、稱して賢臣と爲らる。近ごろ（七）陰衛尉、己に克ち禮に復り、終に多福を受く。外戚の、譏を時に獲、愆を後に垂るる所以は、蓋し滿ちて（八）挹へず。位餘り有りて仁足らざるに在るなり。漢興りて以後、哀・平に迄るまで、外家二十にして、族を保ち身

【三】敬陵。雒陽の東南三十九里に在り。

【四】傲。傲と通す。

【五】夙夜して以て永く譽を終ふるを庶幾ふ。詩經周頌の振鷹の辭。夙夜懈らずして、以て永く令名を保たんとを冀はざるべけんやとの意。

【六】馮野王。妹、元帝の昭儀たりしが、九卿の中に於て、野王、行能第一たり。

【七】陰衛尉。陰興。侯爵を讓り、又大司馬を讓る。

【八】挹。抑ふる也。

を全うせるは、四人のみ、（一）書に曰はく、「有殷に鑒みよ」と。愼まざる可けんや」と。
庚戌、皇太后 詔して、故の太尉鄧彪を以て太傅と爲し、爵關内侯を賜ひ、尙書の事を録し、百官、己を總べて以て聽かしむ。竇憲、彪が義讓有り、先帝の敬する所にして、仁厚（二）委隨なるを以て、故に之を尊崇す。其の施爲する所は、輒ち外は彪をして奏せしめ、内は太后に白し、事、從はれざる無し。彪、位に在り、身を修むるのみ、匡正する所有る能はず。憲、性果急にして、睚眦の怨も、報復せざるは莫し。永平の時、謁者韓紆、（三）憲の父勳を獄に考劾せり。憲遂に客をして紆の子を斬らしめ、首を以て勳の家を祭る。

癸亥、陳王羨・彭城王恭・樂成王黨・下邳王衍・梁王暢、始めて國に就く。

夏四月戊寅、遺詔を以て、（四）郡國の鹽鐵の禁を罷め、民の（五）煮鑄を縱す。

五月、京師・早す。
北匈奴饑れて亂れ、南部に降る者、歳に數千人。秋七月、南單于、上言す、「宜しく北虜の分争するに及びて、兵を出して討伐し、北を破りて南を成し、共に一國と爲し、漢家をして長く（六）北念無からしむべし。臣等、漢の地に生長し、口を開きて食を仰ぎ、歳時の賞賜、動もすれば輒ち億萬、垂

【一】書云云。召詔の語。
【二】委隨。順從なり。
【三】憲の父云云。四十五卷明帝永平五年に見ゆ。
【四】武帝より以來、鹽鐵、禁あり。光武中興し。收めて未だ罷めず。今、民に鹽を煮鐵を鑄ることを縱す。
【五】煮鑄。鹽を煮、鐵を鑄るなり。
【六】北念。北匈奴を顧念するの慮。